

平成27年度

第21回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成28年1月26日 (火)
開会14時50分 閉会15時49分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 2 1 回大分県教育委員会

【議 事】

- (1) 議 案
 - 第 1 号議案 県立学校における政治的教養の教育に関する指針について

- (2) 協 議
 - ①大分県長期教育計画（案）について
 - ②教育実践者表彰について
 - ③取消訴訟の判決への対応について

- (3) その他

【内 容】

1 出席者

委員	教育長	工藤利明
委員	委員	林浩昭
委員	委員	岩崎哲朗
委員	委員	松田順子
委員	委員	首藤照美
委員	委員	高橋幹雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮迫敏郎
	教育次長	落合弘
	教育次長	大城久武
	参事監兼教育財務課長	岡田雄
	参事監兼高校教育課長	岩武茂代
	教育改革・企画課長	能見駿一郎
	教育人事課長	藤本哲弘
	福利課長	姫野浩之
	義務教育課長	後藤榮一
	生徒指導推進室指導主事兼室長補佐(総括)	真砂昌史
	特別支援教育課長	後藤みゆき
	社会教育課長	曾根崎靖
	人権・同和教育課長	甲斐順治
	文化課長	野尻明敬
	体育保健課長	蓑田智通
	教育改革・企画課主幹	伊藤功二
	教育改革・企画課主査	石丸一輝

2 傍聴人

12名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第21回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、首藤委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は16時10分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の②については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、協議の②については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 県立学校における政治的教養の教育に関する指針について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「県立学校における政治的教養の教育に関する指針について」提案しますので、岩武参事監兼高校教育課長から説明いたします。

(岩武参事監兼高校教育課長)

第1号議案「県立学校における政治的教養の教育に関する指針について」説明いたします。

議案書1ページをお開きください。前回の教育委員会会議で協議いただきました「県立学校における政治的教養の教育に関する指針について」、今回議案として提案させていただきます。この指針は、公職選挙法の改正に伴い、平成28年6月19日以降に行われる国政選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することになりますので、県立学校における政治的教養の教育の充実と選挙制度の理解を目的として、本県教育委員会で新たに定めるものです。

2ページにございますように、今回提案の指針については、前回の教育委員会会議での協議でお示ししたのから、変更はございません。本指針確定後、速やかに各学校に本指針を通知するとともに、各学校の管理職や関係職員への説明、研修を実施するよう計画しています。今後は、本指針を基に県立学校における政治的教養の教育を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

前回、協議で示された指針案を読ませていただきました。私が質問した内容についても詳細に記載されており、よく書かれていると感じました。学校現場で政治的教養の教育を進める際に、県教育委員会が示す案としては適切であると思います。

1点質問ですが、文部科学省の通知があり、それを参考にして本県は独自の指針を定めるわけですが、同じように都道府県教育委員会等で独自に定めている事例はありますか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

いくつかあると聞いています。

(岩崎委員)

すべての都道府県教育委員会が定めているというわけではなく、大分県教育委員会としては、現場の教職員にわかりやすく理解をしてもらい、混乱をきたさないようにするために独自の指針を策定するという理解でよろしいですか。

(岩武参事監兼高校教育課長)

はい、そうです。

(岩崎委員)

非常に簡潔に、そして要点を残さずにとりあげ、まとめられており、学校現場にとっては非常に役に立つものになると思います。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①大分県長期教育計画（案）について

(工藤教育長)

それでは、協議の①「大分県長期教育計画（案）について」能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

〈説明概要〉

・ 前回報告時（平成27年11月第2回教育委員会会議）からの主な修正点について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

グローバル社会に対応できる教員の資質・能力の向上や多様な能力を持つ人材の現場での活用について、どのように考えていますか。

(藤本教育人事課長)

これまでも管理職等、民間企業等における経験を持つ人材の採用を実施してきました。教職員の大量退職時代に突入した現状に鑑み、今後も多様な能力を備えた優秀な人材確保に努めていきたいと考えています。また、今年度小学校教員の採用選考試験に英語会話能力を見る試験を課す取組を始めましたが、多様な人材確保に向けて採用選考試験における工夫も考えていきたいと思えます。

(林職務代理者)

多様な人材の確保に向けた取組に引き続き力を入れてほしいと思えます。

(岩崎委員)

36ページの「主な取組」に「主権者教育の推進」とありますが、「政治的教養の教育の推進」という表現の方がよいのではないのでしょうか。高校教育課で作成した指針でも「政治的教養の教育」という表現を使っていますし、整合性を図るためにも言葉を統一した方がよいのではないのでしょうか。

(能見教育改革・企画課長)

今回、高校教育課で指針を作成するにあたっては、教育長計との整合

性を図る意味でも、文部科学省から情報を得ながら関係性を整理しました。76ページに「主権者教育」の用語解説を設けていますので、ご確認いただきたいと思います。「主権者教育」の方が、「政治的教養の教育」よりも幅広い概念です。全体として主権者教育の充実が求められる中で、今回選挙権年齢の引き下げとの関係では、政治的教養の教育の充実が求められており、この度指針を作成したという整理です。

(工藤教育長)

言葉の使い方については、事務局でもだいぶ議論しましたが、指針はより正確に、教育長計の方はより幅広くという意味で、このような整理としました。

(松田委員)

先日、青少年健全育成関係の会議に出席しましたが、そこで「協育」についての話題が出ました。学校・家庭・地域の協働による「協育」の推進にあたっては、家庭教育がとても重要だと思います。計画案に盛り込まれている内容はよくまとまっており素晴らしいとは思いますが、今後は実際に取組を行う人達の姿をイメージしながら具体の方策をしっかりと示して行ってほしいと思います。

また、29ページに「アプローチカリキュラムの作成・活用促進」についての記述がありますが、幼稚園と小学校の接続はスムーズにいくものの、保育所・認定こども園と小学校の接続は課題が多いのが現状だと思います。今後もしっかりと取組を進めて行ってほしいと思います。

(曾根崎社会教育課長)

現在、協育ネットワークに家庭教育支援部会を設け、子育てを終えた地域の方々や看護師、地域の退職教員の協力を得ながら、傾聴活動や公民館での講座等の家庭教育支援を実施しており、引き続き取り組んでまいります。なお、現在、本部会は小学校の45%をカバーできているので、今後は更に拡大していきながら、質の向上にも努めていきたいと思っています。

(後藤義務教育課長)

幼稚園だけではなく、保育所・認定こども園の子どもたちが、小学校生活に円滑に移行できるよう取組を進めてまいります。現在でも幼稚園や保育所の別なく研修を実施していますが、子どもたちが県内のどの教育施設で学んだとしても、スムーズに小学校生活に馴染めるよう支援体制を強化していきたいと思っています。

(高橋委員)

グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成については、一朝一夕でなし得るものではないと思いますので、幼児期から大学までの繋がりを意識した取組を進めてほしいと思います。

(工藤教育長)

本日いただいたご意見を踏まえて、案の作成を進めてまいりたいと思います。

③取消訴訟の判決への対応について

(工藤教育長)

それでは、協議の③「取消訴訟の判決への対応について」藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

〈説明概要〉

・ 訴訟の遂行方針とその理由について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

今、説明があったとおりでよいと思います。私たちが主張してきたことをはっきりさせるべきかと思います。

(岩崎委員)

一審の判決書を読んだ感想ですが、裁判所は、取消処分に関する判断については詳細に検討し、県教育委員会の取消処分に至る一連の主張を基本的に認めており県教育委員会としては正しい評価を受けたと考えてよいと思います。しかし、国家賠償の慰謝料額については、協議に入るにあたっての教育人事課長からの説明で、別件訴訟の一審判決では33万円が相当であるとされているのに、今回の判決では多額の損害賠償額が認容されたという説明がありました。

判決書では、原告の精神的損害について、「誤って不合格とされ、後に合格と訂正された者と比較して勝るとも劣らないものであり、本件処分により原告に生じた精神的苦痛を金銭に換算すれば、慰謝料として350万円、それに弁護士費用50万円が加わって、400万円」が相当であるとされています。

大分県は、誤って不合格とされ、後に合格と訂正された方々に対して、損害賠償をしました。この損害賠償の原資については、県教育委員会に関連した問題で大分県が損害賠償をすることになるところから、県教育委員会の関係者、例えば校長先生方やわれわれ教育委員らから寄付を募ってその一部を補填したという経緯があります。この「誤って不合格とされ後に合格と訂正された者」に対する慰謝料額は、私の記憶ですと、40万円か50万円を基本としたという認識です。この基本額に逸失利益的な損害額を加算して各人に対する損害賠償額を算出したと思っています。この慰謝料額の基本額がいくらだったかを明らかにしていただけますか。

(藤本教育人事課長)

慰謝料につきましては、基本は40万円と考え対応しました。2年度にわたって不合格とされた者については、30万円を加算するという対応をしております。

(岩崎委員)

別件訴訟で第一審裁判所が認容した33万円という慰謝料額は、「誤って不合格とされて後に合格と訂正された者と比較して勝るとも劣らない」という考え方に立っても、不合格とされた方々に対する慰謝料額の基準額の40万円と比較して、なるほどと理解できる金額であったと思います。

これに対し、今回の訴訟の一審判決が認容した350万円という慰謝料金額は、別件訴訟の33万円という慰謝料額と比較して10倍以上の額となっており、「誤って不合格とされて後に合格と訂正された者」に大分県が支払をなした慰謝料額の基準である40万円と比較しても8倍以上ですので高額に過ぎるかと思えます。誤って不合格とされ後に合格と訂正された方々との衡平という面を考えても、控訴して高裁で判断を受ける方向でよいのではないかと考えます。

(工藤教育長)

他にご意見等ございますか。

(工藤教育長)

では、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。教育委員会の総意として控訴する方向で手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(工藤教育長)

では、教育委員会の総意として控訴する方針を確認いたしましたので、控訴に向け、必要な手続を進めてまいります。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ入室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【協 議】

②教育実践者表彰について

(工藤教育長)

ただ今から、「教育実践者表彰について」協議を行いますが、表彰の被推薦者の中に松田委員の親族が含まれています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者、若しくは三親等以内の親族の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害のある事件については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、松田委員は協議に参加することができませんので、松田委員には退室をお願いします。

(松田委員 退室)

それでは、協議の②「教育実践者表彰について」能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

今回の協議の結果を踏まえて、次回議案を提案したいと思います。
それでは、松田委員は入室してください。

(松田委員 入室)

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。
ないようですので、これで平成27年度第21回教育委員会会議を閉
会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第21回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年1月26日(火)

14:50~16:10

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 県立学校における政治的教養の教育に関する指針について

(2) 協 議

①大分県長期教育計画(案)について

②教育実践者表彰について

③取消訴訟の判決への対応について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

県立学校における政治的教養の教育に関する指針について

県立学校における政治的教養の教育に関する指針を別紙のとおり定める。

平成二十八年一月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

公職選挙法等の改正に伴い、平成二十八年六月一九日以降行われる国政選挙から、満一八歳以上の者が選挙権を有することになる。

については、県立学校における政治的教養の教育の充実と選挙制度の理解を目的として、別紙（案）のとおり決定したいので提案する。

「県立学校における政治的教養の教育に関する指針（案）」について

1 作成の目的

国の通知や副教材等に基づき、県としての方向性を定め、その内容を各県立学校に周知し、県立学校における政治的教養の教育の充実と政治的中立性の確保を図る。

2 作成の方針

(1) 作成の契機

「公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について」（通知）
（総務大臣：総行選第42号 平成27年6月19日）

(2) 国の通知に基づき作成

- ① 「高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等の公表について」（通知）

（文部科学省初等中等教育局教育課程課：事務連絡平成27年9月29日）

- ② 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（通知）

（文部科学省初等中等教育局長：27文科初第933号平成27年10月29日）

(3) 関係機関等との協議、共通理解の下、作成

- ① 県選挙管理委員会、関係各課、校長の代表者等による関係者協議会を実施（2回）

- ② 県立学校長会議での説明・協議の実施（平成27年12月1日）

- ③ 記載内容の検討における県選挙管理委員会及び法務班との連携協力

(4) 作成上の配慮

作成にあたっては、各学校が指導する際に使用しやすいように、本指針に端的に必要なかつ十分な要素を盛り込んだ。

3 「主権者教育」と「政治的教養の教育」について

○教育長計における「主権者教育」の用語解説

「社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会の形成に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育のこと。広義には「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育」とされるが、選挙権年齢の引下げへの対応が求められる中で、特に政治的主体としての資質や能力を育む観点からは「政治的教養の教育」と同義的に用いられる。

県立学校における政治的教養の教育に関する指針 【概要】

I 本指針の基本的な考え方

文部科学省が作成・配布した副教材や昭和44年の通知の見直し等に基づき、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るため、①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、②違法な選挙運動等を行うことがないような選挙制度の理解を図ることを目指し策定。

各県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校においては、本指針に従い、政治的教養の教育を推進。

II 高等学校等における政治的教養の教育

1 政治的教養の教育の取組方針

(1) 政治的教養の教育の充実

- ① 学習指導要領に基づいて、系統的、計画的に実施。公民科の授業が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動なども活用。
- ② 政治や選挙についての理解を重視するとともに、論理的思考力、公正に判断する力、課題を協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度等を育成。
- ③ 具体的な政治的事象も取り扱い、より一層具体的かつ実践的な指導を充実。
- ④ 結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であり、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示。
- ⑤ 選挙管理委員会との連携などにより、実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙などの実践的な教育活動を通して理解を深めることができるよう指導。

(2) 学校の政治的中立性の確保

- ① 教員は学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場で指導。個人的な主義主張は避ける。
- ② 特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げたり、特定の政治上の主義若しくは施策、特定の政党や政治団体等を支持し、又は反対したりすることとならないよう留意。
- ③ 特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないよう留意。

2 政治的教養の教育を通して生徒に育成したい力

- ① 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ② 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

3 高等学校等における具体的な指導内容と学習指導上の留意点

公民科等における学習指導要領に基づく指導内容の他、副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用した学習内容についても計画的に実施。

III 高等学校等の生徒の政治的活動等

1 生徒の政治的活動等についての留意点

- (1) 生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うこと、また、放課後や休日等であっても、構内において選挙運動や政治的活動をおこなうことは、学校の政治的中立性の確保や学校施設の管理の上での支障等の観点から認めない。
- (2) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について

- ① 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断。
- ② 校長は、違法、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いと認められる場合には、制限又は禁止。
- ③ 校長は、次の場合、必要かつ合理的な範囲内で、制限又は禁止することも含め、適切に指導。
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、他の生徒の学業や生活に支障があると認められる場合
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合
- ④ 校長は、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、これを尊重。その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、生徒に対し、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知。

IV インターネットを利用した政治的活動等について

利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じる可能性があることから特に十分な指導を実施。

V 家庭や地域の関係団体等との連携・協力について

学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等と連携・協力。

県立学校における
政治的教養の教育に関する指針（案）

平成28年1月

大分県教育委員会

目次

I	本指針の基本的な考え方	・・・	1
II	高等学校等における政治的教養の教育	・・・	1
	1 政治的教養の教育の取組方針	・・・	1
	(1) 政治的教養の教育の充実	・・・	1
	(2) 学校の政治的中立性の確保	・・・	2
	2 政治的教養の教育を通して生徒に育成したい力	・・・	3
	3 高等学校等における具体的な指導内容と学習指導上の留意点	・・・	5
	(1) 学習指導要領に基づく公民科の指導内容	・・・	5
	(2) 副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用した学習内容	・・・	6
	(3) 特別支援学校における学習指導上の留意点	・・・	6
	(4) その他	・・・	6
III	高等学校等の生徒の政治的活動等	・・・	7
	1 生徒の政治的活動等についての留意点	・・・	7
IV	インターネットを利用した政治的活動等について	・・・	8
V	家庭や地域の関係団体等との連携・協力について	・・・	8
VI	参考資料	・・・	9
	〈Q & A 集〉	・・・	9
	・ 学校における指導に関するQ & A	・・・	9
	・ 投票と選挙運動等に関するQ & A	・・・	14
	〈関連通知集〉	・・・	21
	〈教育関係法令集〉	・・・	34
	〈関係機関等の連絡先〉	・・・	39

I 本指針の基本的な考え方

平成27年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布された。今回の法改正によって、高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）に在学する生徒が、在学中に満18歳を迎え選挙権を得ることになる。

このような中、文部科学省は、高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成・配布するとともに、昭和44年の通知を見直し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について」の通知を行った。これらを踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図ることが求められている。

政治的教養の教育においては、政治の仕組みや原理について理解させることはもちろんのこと、政治が対象とする社会、経済、国際関係など様々な分野において日本の現状はどうなっているのか、また課題は何かといったことについて理解させることが必要である。

また、政治とは自分で判断することが基本であることから、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをまとめる力を育成することが必要である。

さらには、各人の考えを調整し、合意形成していく力も政治には重要であり、とりわけ、根拠をもって自分の考えを主張し説得する力を身に付けさせることが求められる。

本指針は、生徒にこのような力を身に付けさせるために、①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、②違法な選挙運動等を行うことがないような選挙制度の理解を図ることを目指し策定した。

各県立高等学校、特別支援学校高等部においては、本指針に従い、政治的教養の教育を推進することとする。また、県立中学校においても、本指針を参考に、生徒の発達の段階を踏まえ、公民として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実を図ることとする。

II 高等学校等における政治的教養の教育

1 政治的教養の教育の取組方針

政治的教養の教育においては、政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要である。

その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう、公職選挙法に関する正しい知識の指導も重要である。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限があることに留意する必要がある。

(1) 政治的教養の教育の充実

教育基本法第14条第1項の「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」の趣旨を踏まえて、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目的として、以下の点に留意して政治的教養の教育をより一層充実させることとする。

なお、文部科学省と総務省から配布された副教材（「私たちが拓く日本の未来」）を有効に活用するとともに、必要に応じて選挙管理委員会等との連携・協力を行う。

- ① 学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ② 教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。
- ③ 議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。
- ④ 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。
- ⑤ 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ⑥ 政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ⑦ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- ⑧ 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

(2) 学校の政治的中立性の確保

教育基本法第14条第2項では、学校が「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」を禁止していることから、以下の事項に留意すること。

- ① 教員は、言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場で指導すること。
- ② 教員は、個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。
- ③ 教員は、上記(1)⑦に関連して、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないようにすること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（本指針p32参照）にも留意すること。
- ④ 教員は、上記(1)③に関連して、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。
- ⑤ 教員は、その地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わず、その地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

2 政治的教養の教育を通して生徒に育成したい力

小・中・高等学校・特別支援学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、憲法の基本的原則や選挙、政治参加に関する教育が行われている。

加えて、今後は、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。

このため、①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により、考えを深めていく学びに取り組むことにより、公民として必要とされている、次の4つの力を生徒に身に付けさせることが期待される。

○ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力。

○ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力。

○ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力。

○ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力。

※学習指導要領における政治や選挙に関する主な記述

○小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

社会

〔第6学年〕

2 内容

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
- ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。
- イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

○中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）

社 会

〔公民的分野〕

2 内容

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

○高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）

公 民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

第3 政治・経済

2 内容

(1) 現代の政治

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

◇特別支援学校における指導

- ① 小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う場合は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に準ずる内容を扱う。
- ② 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う場合、自分の考えを伝えたり、他者の意見を理解して行動したりする力や選挙の意味を理解し、市町村や国の選挙に際して選挙権を行使しようとする意欲や態度を育成することが必要。

※特別支援学校（知的障がい）の学習指導要領における政治や選挙に関する主な記述。

○特別支援学校（知的障がい）高等部学習指導要領（平成21年3月告示）	
社会	
2 内容	
○1段階	
(4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。	
○2段階	
(4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。	

3 高等学校等における具体的な指導内容と学習指導上の留意点

(1) 学習指導要領に基づく公民科の指導内容

	学習指導要領の内容	教科書項目の例	関連する副教材
現代社会	現代の民主政治と政治参加の意義	民主社会の原理と日本国憲法 ・民主政治の基本原理 ・日本国憲法の基本原理 ・社会権、参政権、請求権、等 日本の政治機構と政治参加 ・地方自治の役割 ・選挙制度とその課題 ・政党政治のしくみ、等	解説編 第1章「有権者になるということ」 第2章「選挙の実態」 第3章「政治の仕組み」 第4章「年代別投票率と政策」 第5章「憲法改正国民投票法」 実践編 第2章「話し合い、討論の手法」 第3章「模擬選挙」 第4章「模擬討論」 第5章「模擬議会」
政治・経済	民主政治の基本原則と日本国憲法	民主政治の基本原則と日本国憲法 ・民主政治の基本原則 ・日本国憲法と民主政治 ・日本の政治制度 ・政党政治と選挙、等	参考編 第1章「投票と選挙運動等についてのQ&A」

(2) 副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用した学習内容

以下の内容については、高等学校等在学中に①から④の指導を計画的に行う。

優先順位	学習指導内容	副教材該当箇所	指導可能な時間	備考
①	公職選挙法や選挙の具体的な仕組みに関する指導	副教材 p 8～p 19	公民科、特別活動 総合的な学習の時間、等	必ず実施すること
②	話し合いや討論に関する指導	副教材 p 33～p 43	各教科、特別活動、 総合的な学習の時間、等	優先的に行うこと
③	政治や選挙に関する制度やその意義の理解を深める指導	副教材 p 20～p 29	公民科、特別活動、 総合的な学習の時間、等	
④	模擬選挙、模擬請願、模擬議会といった実践的な学習活動	副教材 p 50～p 89 p 90～p 100	公民科、特別活動、 総合的な学習の時間、等	

※特別支援学校高等部における活用

○障がい者が円滑に投票できるために講じられている制度の理解

副教材該当箇所 p 14～15

取り扱うべき時間 各教科、特別活動、総合的な学習の時間、等

(3) 特別支援学校における学習指導上の留意点

- ① 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、障がいの状態を踏まえ、実態に即した指導内容を具体的に設定すること。
- ② 知的障がいのある生徒への指導を行う場合、卒業後の生活を見据えながら、社会の習慣、生活に関係の深い選挙の仕組み等について体験に結び付けた具体的な学習活動を中心に据えながら、学習で得た知識を実践できる指導となるよう教材の工夫をすること。

※参考：『教師用指導資料』（p 54～55）

基本的な考え方、特別支援学校（知的障がい）の事例

(4) その他

- ① 研究授業や公開授業等に関しては、校長を中心として、身に付けさせたい力や指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導ができるように、学習指導案や教材等について、精査すること。
- ② 選挙管理委員会等と連携・協力する際には、以下の点に留意すること。
 - ア 学習活動の目標を明確にし、生徒に身に付けさせたい力の共有を図ること。
 - イ 指導の流れや振り返りのさせ方等、連携・協力の具体的内容の共通理解を図ること。

Ⅲ 高等学校等の生徒の政治的活動等

1 生徒の政治的活動等についての留意点

平成27年6月19日の公職選挙法の改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められる。しかし、他方で、①学校は教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性の確保が求められていること、②高等学校等は、学校教育法第50条、51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権限を有すると規定されていることから、高等学校等の生徒による政治的活動は無制限に認められるものではない。これらを踏まえ、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意すること。

【この指針における「選挙運動」と「政治的活動」の用語の定義について】

- ・「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。
- ・「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

- (1) 校長は、教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性を確保するために、認めないこと。また、放課後や休日等であっても、学校施設の管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から構内における選挙運動や政治的活動等は認めないこと。
- (2) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。
 - ① 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであること。
その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携すること。
 - ② 校長は、違法、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いと認められる場合には、制限又は禁止すること。

- ※「違法なもの」とは公職選挙法や個人情報保護法等に反するもの
公職選挙法違反の代表例はⅢの(2)〈違法となる選挙運動例〉及びⅣの〈違法となるインターネット等を利用した選挙運動例〉のほか、集会やデモ等の参加の場合は、公安条例や道路使用許可申請の有無、地権者への許可の有無等も考えられる。
- ※「暴力的なもの」とは刑法や公職選挙法等に反するもの
候補者等への投石や暴行、威力又は拐引による選挙の自由を妨害すること、ヘイトスピーチ等が考えられる。

- ③ 校長は、次の場合、必要かつ合理的な範囲内で、制限又は禁止することも含め、適切に指導すること。
- ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、他の生徒の学業や生活に支障があると認められる場合
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合
- ④ 校長は、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、これを尊重すること。その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、生徒に対し、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

〈違法となる選挙運動例〉

- ・学校内などの放送設備を使用して、選挙運動のために放送する。
- ・選挙運動のためのピラ配りや電話かけなどのアルバイトをする。
- ・有権者の生徒間で特定の候補者又は生徒への投票を引き替えに食事をおごる、宿題を代わることを申し出る、または受ける。
- ・選挙運動用のポスターを破る、また、落書きをする。
- ・実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行い、選挙の当選人確定前に模擬選挙の結果を公表する。

Ⅳ インターネットを利用した政治的活動等について

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じる可能性があることから特に十分な指導を行うこと。

〈違法となるインターネットを利用した選挙運動例〉

- ・電子メールを用いて選挙運動を行う。
- ・候補者や政党等から受け取った選挙運動の電子メールを他人に転送する。
- ・HPや電子メールを印刷して頒布する。

〈インターネットを利用した選挙運動例〉

以下は満18歳以上の生徒が選挙運動期間内に実施可能な例

- ・選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する。
- ・自分で選挙運動メッセージを他人の掲示板・ブログなどに書き込む。
- ・選挙運動メッセージをSNS等で広める（リツイート、シェアなど）。

Ⅴ 家庭や地域の関係団体等との連携・協力について

本指針の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校の方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

VI 参考資料

〈Q&A集〉

・学校における指導に関するQ&A

Q1 政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A1

- ・政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育です。
- ・このような政治的教養を育む教育を行うに当たって、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り扱うことは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことに役に立つなどの効果が考えられます。
- ・一方、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、下記のような点に留意して行うことが必要です。

ア. 政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。

イ. 多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるような様々な見解を提示することなどが重要であること。

ウ. その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日 文部科学省通知）にも留意すること。

- ・これらの留意点を踏まえつつ、各学校において校長を中心に学校として指導のねらいを明確にしつつ取り組んでいただきたいと考えます。

Q2 政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。

A2

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる際の留意点についてはQ1で述べたところですが、現実の具体的な政治的事象の中には、現に国会や地方議会で関連する法律案や予算案、条例案が審議されている事柄があります。
- ・そのような事柄は、国民や地域住民を代表する国会等において様々な論点について議論が行われており、その中で、当該政治的事象に対する多様な見解が提示されたり、新たな論点が生じたりする場合があります。
- ・そのため、そのような事柄を取り扱うに当たっては、学校の政治的中立性を保ちつつ、生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で冷静で理性的な議論が行われるよう留意することが求められます。
- ・具体的には、一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱うことが求められます。

Q3 授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか。

A3

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に、教員は生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。そのため、生徒の話合いが一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも考えられます。また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示する場合も考えられます。
- ・このように教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、Q1 や Q2 で述べた点に留意するとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意することが必要です。

具体的には、

- ア、教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- イ、教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- ウ、見解が特定の見方や偏った扱いとならないようにする
- エ、見解を押しつけることとならないようにする

- ・また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避ける必要があります。
- ・さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解させることが求められます。
- ・なお、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中やその直前、投票日当日など（以下「Q&A」では「選挙運動期間中等」という）に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げるようなことのないよう特に留意することが必要です。

（副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p.81 参照）

Q4 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。

A4

- ・政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々の見解を取り上げる際に、現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。
- ・現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、Q1 ～Q3 で述べたような点に留意しつつ、適切に指導を行うことが求められます。
- ・なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、Q3 で述べたとおり教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないよう、特に留意する必要があります。

（副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p.81 参照）

Q5 政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいでしょうか。

A5

- ・政治的教養を育む教育を行う際に、現実の立法等に携わっている方（以下「政治家等」という）の協力を得ることは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことにつながるものであり、必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられます。
- ・その際、生徒に対しては、政治家等が言及する、政治的に対立する見解がある現実の課題に関する内容については、多様な見方や考え方があることを理解させるよう、必要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要です。
- ・また、政治家等との事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等から具体的な投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要です。
- ・なお、保護者も多様な見方や考え方をもっていることから、特定の政治家等の協力を得る場合には、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。
- ・さらに、議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、議会事務局等と連携し、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待されます。
- ・選挙運動期間中に、首長や国会議員、地方議会議員を招いた意見交換会等を開催した場合、公職選挙法上、候補者や政党等以外の者が選挙運動のための演説会を開催することは禁止されており、その意見交換会等が選挙運動のための演説会と認められた場合は同法違反となるので注意が必要です。

Q6 政治的教養を育む教育を行う際に、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。

A6

- ・政治的な教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として行われるものです。その指導の中で、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒を区別する必要はありません。
- ・しかしながら、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満18歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。
- ・特に、選挙運動期間中に満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する第3学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要です。

ア. たとえ教育的なねらいがあつたとしても、選挙運動期間中に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること

イ. また、満18歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること

(副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法上の留意点等について p.48 と同様)

- ・このため、満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する第3学年等において、例えば、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められます。
- ・なお、教員については政治的に対立する見解がある課題を扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取扱

いとならないよう留意することが必要ですが、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中等に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動することが禁止されていることから、特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることをしないよう特に留意することが必要です。

Q7 授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき事項はあるでしょうか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方向的に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいでしょうか。

A7

- ・政治的な教養を育む教育を行うに当たっては、教室の中で自由に生徒の意見を交換できる環境を作ることが重要です。
- ・そのため、政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることや、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要です。
- ・また、根拠をもって他者を説得する論理的思考力を育むことが重要であることから、生徒が理由なく政策や政党について非難したり、また支持したりするような場合には、その旨を指摘し理由を説明させるなどの配慮が必要と考えます。
- ・いずれにせよ、当該授業のねらいに基づき、他の生徒の発言機会を確保し、意見に耳を傾けることができるよう適切に指導することが求められます。
- ・なお、選挙運動期間中等に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満18歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においてはこの点に特に留意することが必要です。
(副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法上の留意点等についてp.48参照)
- ・一方、選挙運動期間以外においても、指導が全体として学校の政治的中立を保たれるよう教員が配慮するとともに、生徒に対して、政治的教養を育む教育の目的とその授業の在り方について、必要に応じ説明することも求められます。

Q8 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A8

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- ・その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれます。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要です。
- ・なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q9 政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A9

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、関係の報道番組等を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- ・その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、放送で取り上げた個々の見方や考え方について生徒に強く印象付けられると考えられる場合には、必要に応じて他の資料を使用することなどによって、取り上げた課題については様々な見解があることを生徒に理解させることが必要です。

Q10 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいでしょうか。

A10

- ・実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満18歳以上の生徒に尋ねることは控える必要があります。
- ・また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられますが、満18歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきです。

Q11 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

A11

- ・実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満18歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

Q12 住民投票が行われることになっている問題について、授業で事前に模擬投票させることについてどのように考えたらよいでしょうか。

A12

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題の中で、住民投票が行われることとなっている問題について、授業で事前に投票させることは指導方法として考えられることです。
- ・その際、学校の政治的中立性を確保しつつ、教育活動が行われるよう配慮することが必要ですが、保護者も多様な見方や考え方を持っていることから、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。また、住民投票は様々な形態があり、例えば、通常の選挙では制限されている文書図画の頒布・掲示の制限がない場合があるなど、通常の選挙とは異なる場合があります。
- ・それぞれの住民投票の形態に基づき可能な指導方法については、選挙管理委員会等に問い合わせることなどにより必要な対応をとることが必要です。

Q13 我が校には外国籍の生徒がありますが、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのでしょうか。

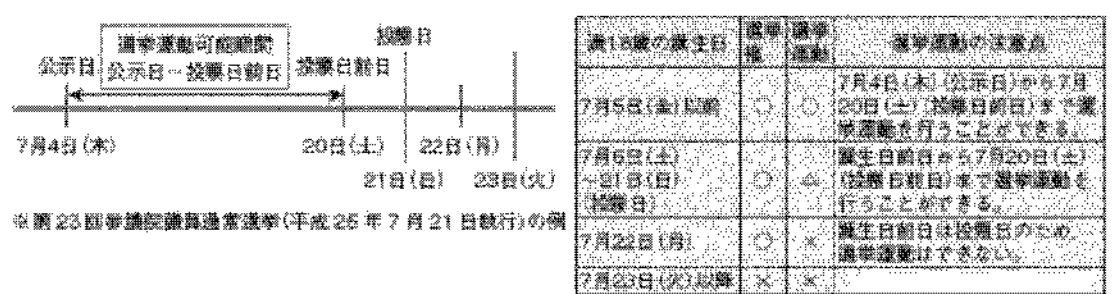
A13

- ・政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要です。
- ・なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満18歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことができませんので、この点に留意することが必要です。

Q14 投票日当日やその前後に満18歳の誕生日を迎える生徒の年齢計算はどのように行われるのでしょうか。また、選挙運動を行うことができるのはいつからでしょうか。

A14

- ・年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされています。例えば、選挙権についての満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行われることとされており、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。
- ・また、満18歳未満の者は選挙運動を行うことができないことから、選挙運動期間中に満18歳の誕生日を迎える者は、誕生日の前日から選挙運動を行うことができます。



・投票と選挙運動等に関するQ&A

【投票】

Q1 投票は満18歳からできると聞きました。いつまでに誕生日を迎えていれば、投票はできるのですか。

A1

- ・選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。
- ・国政選挙の場合、選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。地方選挙の場合、住んでいる地方公共団体(都道府県、市区町村)の議会の議員、長(都道府県知事、市区町村長)の選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者で、市区町村の区域内に3か月以上継続して住んでいれば、与えられます。
- ・満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行うこととされています。年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされていますから、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。
- ・ただし、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、年齢満18歳以上の日本国民で、その市区町村において住民票が作成された日又は転入届を行った日から引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されていることが必要となります。

- ・選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月に行われる定時登録と、選挙の都度行われる選挙時登録があります。選挙時登録は、一般的には選挙の公示日又は告示日の前日に行われます。
- ・なお、引っ越しをして住所が変わる場合、引っ越し先の市区町村の選挙人名簿に登録されるためには、住民票を移す必要があります。進学や就職などに伴い、実家を離れる場合は、実家のある市区町村へ転出届を行い、引っ越し後は引っ越し先の市区町村へ転入届を行って、速やかに住民票を移すようにしましょう。

Q2 どの候補に投票するか、友達や親と相談してもいいのですか。

A2

- ・どの候補に投票するかを誰かに相談すること自体、特に禁止されているわけではありません。なお、投票は、自らの自由な意思により行うものです。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投票することが重要です。

Q3 投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票には行けません。どうすればいいですか。

A3

- ・投票日当日の投票は原則として、7時から20時まで可能ですが、理由があつて、投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票という制度があります。期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において原則、8時30分から20時までの間、投票することが可能です。
- ・期日前投票所に行った際にその時点では満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。この不在者投票では、投票した人が満18歳になり、選挙権を有することになった投票日に正式に受理されて、一票として活きることになります。投票の仕方については、市区町村の選挙管理委員会に確認してみましょう。

Q4 けがをして入院しており、体を動かすことができません。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A4

- ・投票は、投票日に自ら投票所に行って投票するのが原則ですが、投票日当日、病気やけがで入院していて投票所に行くことができない選挙人が投票できるようにするため、公職選挙法には、指定病院等における不在者投票制度があります。入院している病院が不在者投票のできる施設として指定されている場合には、その病院内で投票することができます。
- ・病院長に対し病院内で投票をしたい旨を申し出ると、病院長から名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類が請求されます。その後、投票用紙などが届いたら、病院長が管理する場所で投票を行います。詳しくは、入院中の病院や自宅住所のある市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください。

Q5 選挙期間中、私は部活動の遠征や大会への出場のため、長期間地元を離れています。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A5

- ・不在者投票制度には、Q4で説明した指定病院等における不在者投票制度のほか、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票制度があります。
- ・この場合は、住所のある名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に対して、滞在地で投票したい旨を申し出て、直接又は郵便で投票用紙などを請求します。投票用紙などが千元に届いたら、それらを滞在している市区町村の選挙管理委員会に持参して投票をすることができます。詳しくは、自宅住所のある市区町村の選挙管理委員会に問い合わせてください。

Q6 部活動の帰りに投票しようと考えていますが、持ち込んでいけないものなどがありますか。

A6

- ・選挙の自由公正、平穏な進行の妨げにならないようにするため、選挙に関し、凶器を投票所に持ち込むことは禁止されており、持ち込んだ場合は処罰される可能性があります。部活動の帰りに、武具や金属バット等を所持している場合は、それらを持ち込んで良いかどうかは、投票所の受付にいる職員などに確認するようにしてください。その他のことでも、職員の指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ・投票所の最終責任者である投票管理者は、投票所の秩序を保持するための権限を持っています。投票所の秩序を乱す者がいる場合、その者を制止することができ、従わない場合は、その者を投票所外に退出させることができます。

Q7 家に届いた投票所入場（整理）券（バーコードのある用紙）を紛失してしまいました。投票所で事情を話せば投票できますか。

A7

- ・誤って二重に投票することがないように、投票をするには、事前に本人確認をする必要があります。本人確認を円滑に行うために、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人に「投票所入場（整理）券」を交付するようにしています。紛失などにより投票所に持参しない場合であっても、投票所を訪れた際、生年月日や住所等を口述するなどにより、選挙人名簿と照合し、本人であることが確認できれば、投票することができます。

Q8 衆議院議員総選挙の投票所では、最高裁判所の裁判官の氏名が書かれた投票用紙のようなものが渡されるようですが、これも選挙なのですか。

A8

- ・最高裁判所の裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民の審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます（その後もまた同様に審査の日から10年を経過した後に審査を受けます）。これを最高裁判所裁判官国民審査と言います。
- ・この審査を行う権利である審査権を有するのは、衆議院議員の選挙権を有する人ですので、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。審査は、選挙と同じく投票により行われ、一人一票です。
- ・最高裁判所裁判官国民審査は、投票所において、衆議院議員総選挙の投票と併せて行われるものですが、最高裁判所裁判官国民審査は、すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度であり、議員や都道府県知事、市区町村長といった特定の職に就くべき者を国民が選ぶ選挙とは異なる制度です。
- ・この審査の投票は、審査の対象となる裁判官の氏名が印刷された投票用紙を受け取り、辞めさせたいと思う裁判官に対する記載欄に「×」（それ以外の裁判官に対する記載欄には何も記載しません）を記載し、これを投票箱に入れることにより行います。投票の結果、辞めさせるべきとする票数が、辞めさせるべきでないとする票数より多い裁判官は、辞めさせられることとなります。

【選挙運動と政治活動】

Q9 選挙運動とは何ですか。また、できることと、できないことは何ですか。

A9

- ・選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。
- ・選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。
- ・満18歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

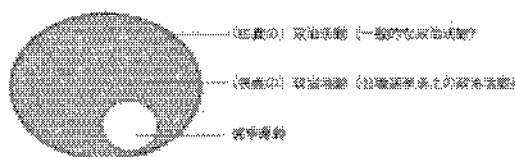
- ・公職選挙法では、選挙運動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

Q10 選挙運動と政治活動は同じものですか。選挙運動や政治活動について、高校生として注意すべきことは何ですか。

A10

- ・選挙運動や政治活動については、学校においては高校生として校則等の決まりを、また、選挙との関係では公職選挙法等の法律を守る必要があります。
- ・校則については、教育基本法など上位の法令等も踏まえながら、各学校において定められるものであり、教員の指導をよく聞いて、それを踏まえた行動をとってください。
- ・Q9で述べたとおり、選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。また一般的に、政治活動とは、「政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為をさす」とされ、これら一切の行為の中には、特定の候補者を推薦したり、支持したりするという選挙運動にわたる活動も含まれると解されています。
- しかし、公職選挙法では、選挙運動と政治活動を理論的に区別して、それぞれについて規定をおいているため、公職選挙法上の政治活動（以下、政治活動という）とは、「上述の広義の政治活動の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」ということになります。
- ・公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

選挙運動と政治活動の関係を示す図



【選挙運動】

Q11 私は選挙運動期間中は17歳のままですが、同じ高校3年生で18歳の友達は、選挙運動ができました。17歳は選挙運動ができないというのは本当でしょうか。

A11

- ・公職選挙法では、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができないこととされている。また、誰であっても満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

選挙日と選挙の関係

選挙の種類	選挙日	選挙の種類	選挙の種類	選挙の種類
7月4日(水) 総選挙	7月20日(土) 選挙日前日	7月21日(日) 選挙日	7月22日(月) 選挙日	7月23日(火) 選挙日
7月15日(水) 選挙日	7月16日(木) 選挙日	7月17日(金) 選挙日	7月18日(土) 選挙日	7月19日(日) 選挙日
7月22日(月) 選挙日	7月23日(火) 選挙日	7月24日(水) 選挙日	7月25日(木) 選挙日	7月26日(金) 選挙日

Q12 投票日当日には18歳になっていますが、今はまだ17歳です。次の選挙に立候補する〇〇候補のために今から活動がしたいと思っていますが、どんなことに注意する必要があるのでしょうか。

A12

- ・活動の内容が特定の候補者への投票を呼びかけるなど選挙運動と認められる場合、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができませんので、そのような活動を行うことができません。
- ・公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。
- ・このほか、高校の校則において、選挙運動又は政治活動について制限が設けられている場合もありますので、学校の教員に確認してみるとよいでしょう。

Q13 今日、総理大臣が「衆議院を解散する」と発言しました。私は18歳なので、今日から衆議院議員総選挙の準備として〇〇党のピラを配ったり、インターネット上で立候補予定者への投票を呼びかけたりといった選挙運動をしてもいいですか。

A13

- ・選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間です。
- ・総理大臣が衆議院を解散する発言をしても、選挙運動の期間が始まったわけではありませんので、候補者の立候補の届出の日までは選挙運動を行うことはできません。

Q14 選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

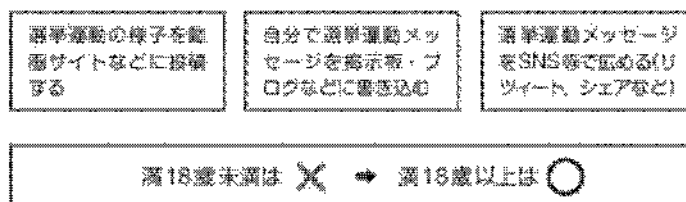
A14

- ・候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ピラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になりますので、満18歳未満の者が行うことは禁止されます。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。
- ・チラシを配る者が、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。
- ・公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることはできます。

Q15 私は18歳です。今回の選挙で誰に投票しようかと、インターネットで候補者のホームページを調べてみたところ、〇〇さんの政策に最も共感しました。〇〇さんは、誠実で良さそうな人なので、SNSで〇〇さんのメッセージを広めようと思いました。こうしたインターネットを使った活動はできるのでしょうか。また、こうしたインターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。

A15

- ・選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。したがって、選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。
- ・図表のように、自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込んだり、他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿したり、他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めることなどができます。



- ・ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報（ツイッターのユーザー名や返信用フォームのURL等）を表示することが義務付けられています。
- ・電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等のみに限られ、満18歳未満の者だけでなく、満18歳以上の者も行うことができないので注意が必要です。また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。

Q16 私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやってあげるから」と言われ、「その代わりに、次の選挙では〇〇さん（〇〇党）に投票してね」と言われました。このようなことは許されるのですか。

A16

- ・選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）外に、あなたに対して同級生が特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行った場合は、公職選挙法に違反します。
- ・同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益（選挙人の心を動かしようとする程度のもので解されています）の提供を申し出ることは、選挙人であるあなたに対する利益供与の申込みに当たり、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。
- ・利益供与を受けた場合、あなた自身も買収罪に問われるおそれがあります。

【政治活動】

Q17 〇〇党のために活動をしているという人から、同級生（同じ部活動に属する部員）の連絡先一覧を渡すように言われました。渡してしまってよいのでしょうか。

A17

- ・学校で作成し、生徒に配布している名簿（部活動で作成する名簿を含む）は、緊急連絡等のために作成・配布されているものであり、政治活動や選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているものではありません。また名簿を譲り渡すことで、他の生徒に損害等が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の生徒に無断で、名簿を譲り渡すことは認められていません。
- ・学校においても、「名簿を渡すことは学校から禁止されている」と断るよう、生徒に指導しておくべきと考えられます。

Q18 同級生から〇〇党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか。

A18

- ・演説会への参加などは、本人の自由な意志に基づいて行われるべきものであり、強く誘われ困っている場合は、まずは、誘ってくる者に対し、そのような集会に参加する意思がないことを毅然と伝え参加を断ることが重要です。それでも勧誘がやまない場合は、学校の教員など身近な大人に相談することが考えられます。
- ・学校においても、このようなことが起こらないよう、学校の方針として無理な勧誘が認められないことを、生徒に指導しておくべきと考えられます。

【その他】

Q19 若者の投票率が低いので、生徒会で選挙に関心をもってもらうための啓発活動を校内で実施しようと思います。注意する点を教えてください。

A19

・様々な啓発活動を実施することは、若者の政治意識の向上を図るためにも重要です。ただし、例えば、ある特定の候補者だけ有利になってしまうような啓発活動である場合には、その候補者のための選挙運動と認められる可能性がありますので、選挙運動と言われることがないように、公平かつ公正な活動を心がける必要があります。

Q20 学校で実際の選挙と合わせて模擬選挙をする場合には、その結果を公表する際に注意が必要だと聞きましたが、どんな点に注意する必要があるのでしょうか。

A20

・公職選挙法では、選挙に関して、当選人等を予想する「人気投票」の経過又は結果を公表することを禁止しています。ご質問の模擬選挙は、この「人気投票」に当たるため、選挙に際し、模擬選挙の結果を公表（公示日又は告示日の前後を問わない）することは、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q21 公職選挙法違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか。

A21

・満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

・満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、※連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象となります。

・満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

※連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

〈関連通知集〉

(写)

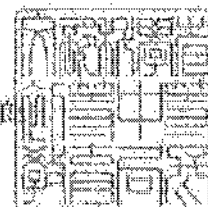
27文科初第933号

平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
 各指定都市教育委員会
 各都道府県知事
 附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
 高等学校を設置する学校設置会社を
 所轄する構造改革特別区域法第12条第
 1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次



(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
 の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまで平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

(写)

事務連絡

平成27年9月29日

各都道府県教育委員会高校教育主管課
 各指定都市教育委員会高校教育主管課
 各都道府県私立学校事務担当課
 附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む） 御中
 を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
 構造改革特区法第12条第1項の認定を受けた
 各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」
 等の公表について

このたび、文部科学省では、本年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げ等に対応し、総務省との連携により、政治や選挙等に関する高等学校等（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来有権者として求められる力を身に付けるために」及び同指導資料を作成し、学校等における指導や今後の準備に資するよう、下記ホームページに掲載しました。

本副教材は、高等学校等における政治的教養を育む教育の一層の充実に資するよう、政治の仕組みや意義、選挙の実際についての解説（解説編）、話合いやディベート等の手法や、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会等の実践的な学習活動の紹介（実践編）、投票と選挙運動等についてのQ&Aなど（参考編）で構成しております。また、指導資料は、本副教材を学校で活用する際の留意点などをまとめたものです。

本副教材の活用については、公民科における指導はもとより、総合的な学習の時間や特別活動等における指導でも活用することが期待されます。

特に、来夏の参議院議員通常選挙において全部又は一部の者が有権者になる現在第3学年又は第2学年に在籍する生徒に対しては、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、①公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるようにするため、同法や選挙の具体的な仕組みに関する指導（副教材8ページから19ページ）を行うとともに、各教科の授業も含め、②民主政治の基本である話合いや討論に関する指導（33ページから43ページ）を優先的に行っていただきますようお願いします。さらに、③政治や選挙に関する制度やその意義の理解を深める指導（20ページから29ページ）や、④模擬選挙、模擬請願、模擬議会といった実践的な学習活動（50ページから89ペー

ジ)などを行うとともに、これらの指導に当たっては、投票と選挙運動等についてのQ & A (90ページから100ページ)を適宜活用することも、指導上効果的と考えられます。

また、第2学年に在籍する生徒に対しては、③及び④の指導を来夏の参議院議員通常選挙以降も卒業まで継続的に行うとともに、第1学年に在籍する生徒については、①から④の指導を計画的に行うようお願いします。

各位におかれては、ホームページに掲載した本副教材等のデータを活用するなどし、現在第3学年に在籍する生徒を始め、第1、2学年に在籍する生徒も含め必要な指導を行えるよう御配慮いただくとともに、教員研修の充実に努めていただくようお願いします。

さらに、本副教材等は、今後、総務省が契約する事業者において、印刷・製本され、本年12月までに各学校宛てに配送される予定ですので、その際には、在籍する高校生等に確実に配布され、各学校において有効に活用されるよう適切にお取り計らい願います。

あわせて、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、御周知いただくようお願いします。

記

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係 (川口、山村、財部)

TEL 03-5253-4111 (内線2073)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

(写)

総行選第42号

平成27年6月19日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

第189回国会において成立をみた公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成27年法律第43号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法等の改正は、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪等についての少年法（昭和23年法律第168号）等の適用の特例を設けることを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）等の運用に遺漏のないよう、下記事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 選挙権を有する者の年齢等に関する事項

- 1 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（新法第9条第1項及び第2項並びに地方自治法第18条関係）。

これに伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の被登録資格を有する者並びに在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる者の年齢についても、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（新法第21条第1項、第30条の4及び第30条の5第1項関係）。

また、選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（新法第137条の2関係）。

- 2 漁業法（昭和24年法律第267号）に規定する海区漁業調整委員会の委員の選挙の選挙権及び被選挙権を有しない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（漁業法第87条第1項関係）。
- 3 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に規定する農業委員会の選挙による委員の選挙の選挙権及び被選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（農業委員会等に関する法律第8条第1項関係）。

第2 在外選挙人名簿の登録の申請に係る準備行為に関する事項

改正法の施行の日において年齢満18年以上の日本国民は、改正法の施行前においても、新法第30条の5第1項の規定の例により、在外選挙人名簿の登録の申請を行うことができるものとされたこと（改正法附則第3条関係）。

第3 選挙犯罪等についての少年法の特例に関する事項

- 1 家庭裁判所は、当分の間、少年法第20条第1項の規定にかかわらず、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならないものとされたこと。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りではないものとされたこと（改正法附則第5条第1項及び第2項関係）
- 2 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないものとされたこと（改正法附則第5条第3項関係）。

第4 検察審査会法及び民生委員法等の適用の特例

当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者は、検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないものとされたこと。

また、成年に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないものとされたこと（改正法附則第7条から第10条まで関係）。

第5 民法の成年年齢等の引下げに関する検討に関する事項

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法(明治29年法律第89号)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（改正法附則第11条関係）。

第6 施行期日及び適用区分に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して1年を経過した日（平成28年6月19日。以下「施行日」という。）から施行するものとされたこと。ただし、第2及び第5の事項に係る規定は、公布の日から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法の規定は、施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は参議院議員通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 3 改正法第3条の規定による改正後の漁業法の規定及び改正法第4条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。

公職選挙法等の一部を改正する法律案 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5 その他

その他所要の規定の整理を行う。

(写)

26 文科初第 1257 号
平成 27 年 3 月 4 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎

学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

学校における補助教材については、昭和 49 年 9 月 3 日文初小第 404 号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第 34 条第 2 項、第 49 条、第 62 条、第 70 条、第 82 条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

〈教育関係法令集〉

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育の目的）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1・2 （略）

3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

※ 第十四条は、第1項において、国家・社会の主体的な形成者を育成する上で政治的教養をはぐくむことが重要であることを示した上で、第2項において学校は特定の政党を支持したり、反対したりするような政治教育などをしてはならないことを規定している。これにより、例えば、授業において、教員が一つの政党の政策や主張についてのみ教えることや、ある政党を支持ないし反対することを明らかに示すようなことは認められていない。

また、部活動や生徒会活動についても、これらの活動は生徒が自主的に行っているが、学校の教育活動の一環として行われているものであり、そのような活動においても一つの政党を支持するための活動を行うような場合は、教育基本法に違反する。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第三百七十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

※ この条文は、教員が学校の生徒等に対して教育上の地位を利用して選挙運動を行うことができないことを規定している。これにより、例えば、教員が、ある候補者に投票するよう、生徒を通じて保護者に働きかけることや、教員が保護者会の席などにおいて選挙運動を行うことなどが禁止されている。

同様に、教員が生徒に対して特定の立候補者に投票するよう働きかけるような行為についても、本規定により禁止されている。

これらの法律に基づき、学校や教員が政治的中立を守りながら責任ある対応を行うことによって、学校における政治的教養をはぐくむ教育が行われている。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

（罰則）

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（処罰の請求）

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。

- 一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該国立大学の学長
- 二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会
- 三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手続は、政令で定める。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

※公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）による改正後

（投票所に入出し得る者）

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

（選挙運動の期間）

第二百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第三百三十六條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
- 二 略)
- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
 - 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 三 その地位を利用して、第九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止)

第百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

(人気投票の公表の禁止)

第百三十八条の三 何人も、選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

(飲食物の提供の禁止)

第百三十九条 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することができない。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この条において同じ。）に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、公職の候補者一人について、当該選挙の選挙運動の期間中、政令で定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて十五人分（四十五食分）（第百三十一条第一項の規定により公職の候補者又はその推薦届出者が設置することができる選挙事務所の数が一を超える場合においては、その一を増すごとにこれに六人分（十八食分）を加えたもの）に、当該選挙につき選挙の期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するために提供された弁当を含む。）については、この限りでない。

(買収及び利害誘導罪)

第二百二十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。
- 二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。
- 三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2～3 (略)

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条、第三百七条、第三百七条の二又は第三百七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

二～四 (略)

2 (略)

(人気投票の公表の禁止違反)

第二百四十二条の二 第三百八条の三の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつてはその編集を実際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつてはその編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第二百五十一条の二 次の各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪を犯し刑に処せられたとき（第四号及び第五号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたとき）は、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一～三 (略)

四 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者等又は第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

五 (略)

2～5 (略)

〈関係機関等の連絡先〉

不明な点については教育委員会や選挙管理委員会等へ問い合わせること。

問い合わせ先

○政治的教養の教育に関する事、教員の政治的中立に関する事

- ・大分県教育委員会 義務教育課 義務教育指導班 TEL:097-506-5534
- 特別支援教育課 指導班 TEL:097-506-5537
- 高校教育課 高校教育指導班 TEL:097-506-5611・5612

○選挙運動や政治的活動における生徒指導に関する事

- ・大分県教育委員会 生徒指導推進室 TEL:097-506-5543

○連携・協力した授業や公職選挙法等に関する事

- ・大分県選挙管理委員会 TEL:097-506-2412

○市町村の選挙に関する事

- ・大分市選挙管理委員会 TEL:097-537-5625
- ・別府市選挙管理委員会 TEL:0977-21-1111
- ・中津市選挙管理委員会 TEL:0979-22-1111
- ・日田市選挙管理委員会 TEL:0973-23-3111
- ・佐伯市選挙管理委員会 TEL:0972-22-3111
- ・臼杵市選挙管理委員会 TEL:0972-63-1111
- ・津久見市選挙管理委員会 TEL:0972-82-4111
- ・竹田市選挙管理委員会 TEL:0974-63-1111
- ・豊後高田市選挙管理委員会 TEL:0978-25-6451
- ・杵築市選挙管理委員会 TEL:0978-62-3131
- ・宇佐市選挙管理委員会 TEL:0978-32-1111
- ・豊後大野市選挙管理委員会 TEL:0974-22-1001
- ・由布市選挙管理委員会 TEL:097-582-1111
- ・国東市選挙管理委員会 TEL:0978-72-1111
- ・姫島村選挙管理委員会 TEL:0978-87-2111
- ・日出町選挙管理委員会 TEL:0977-73-3150
- ・九重町選挙管理委員会 TEL:0973-76-3825
- ・玖珠町選挙管理委員会 TEL:0973-72-1111

大分県長期教育計画（案）の概要

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

◆教育改革の経緯

- 教育改革の背景
 - ・H20以前の教育施策の展開
 - ・教員採用選考試験等をめぐる不祥事（H20）
- 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備
 - ・選考試験、人事管理、組織の見直しによる、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立
 - ・教職員が切磋琢磨する環境醸成、法令遵守の徹底
- 「芯の通った学校組織」の構築による学校改革
 - ・H24以降の計画的取組により、学校の課題解決力は着実に向上 → 「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要

◆教育を取り巻く時代の趨勢

- 社会情勢の変化
 - ・変化の激しい時代において、社会情勢の変化を的確に捉え、次代に向けた展望を描く必要（人口減少・少子高齢化、グローバル化、ICTの進展・技術革新等）
- 教育情勢の変化
 - ・国では、地方創生、2020年東京五輪を見据えスポーツ・文化芸術立国の実現に向けた取組や、高大接続改革等の教育改革を推進
 - ・こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に2020（H32）年を見据えた取組を進め、更にその先の5年に繋げていく視点が必要

計画の性格・役割等

- 「大分県長期総合計画」の教育部門の実施計画
- 「大分県長期総合計画」の教育関係部分と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」
- 計画の期間：
H28（2016）年度～H36（2024）年度〔9年間〕

基本理念

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

- ⇒ 大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進
- ⇒ 「大分県長期総合計画」に基づく8つの基本目標の下、第2章の施策を計画的・総合的に推進
- ⇒ 最重要目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指す
※「学力」「体力」「未来を切り拓く意欲」「グローバルに活躍する力」に関わる指標を設定

◆施策の総合的推進のために必要な視点

- ⇒ 施策横断的な課題への対応
 - ・新たな教育課題への対応（ICTを活用した教育の推進、主権者教育の充実等）
 - ・子どもの貧困対策
 - ・基盤となる人権教育
 - ・インクルーシブ教育システム
- ⇒ 施策推進に向けた環境づくり
 - ・県民総ぐるみの教育（学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組普及）
 - ・県民の期待に応える教育行政（新教育委員会制度の下、市町村教委、知事部局との連携）

第2章 施策（主な内容）

学校教育

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

- ・確かな学力：「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求、（目指す授業像の明確化、主体的・協働的な学習）組織的な授業改善の推進、補充・家庭学習の充実
- ・豊かな心：道徳教育、芸術・伝統文化等に関する教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- ・健康・体力：学校体育の充実、運動の習慣化、学校保健の充実、食育やむし歯予防対策の推進
- ・進学力・就職力の向上（高大接続改革を見据えた授業改善、SGH等先進的取組の波及等）（専門学科の充実、実習設備の整備、地域産業界との連携強化等）（キャリア教育の充実、インターンシップの充実等）
- ・幼児教育、特別支援教育の充実
- ・時代の変化を見据えた教育（人権、ICT、ESD、主権者教育）

II グローバル社会を生きるために必要な総合力の育成

- ・挑戦意欲と責任感・使命感
- ・多様性を受け入れ協働する力
- ・大分県や日本への深い理解
- ・論理的に考え伝える力
- ・英語力（語学力）

III 安全・安心な教育環境の確保

- ・いじめ対策、不登校対策等の充実・強化
- ・安全・安心な学校づくり（実践的な防災教育・防災対策、学校内外における子どもの安全対策、学校施設の整備・長寿命化等）

IV 信頼される学校づくりの推進

- ・「芯の通った学校組織」の取組深化（学校マネジメントの徹底・強化、教育課題の解決に向けた組織的な取組深化、コミュニティ・スクールの普及など地域とともにある学校づくり）
- ・教職員の意識改革と資質能力の向上
- ・魅力ある高等学校づくり（進学・就職を見据えた高等学校の質向上、地域ニーズを踏まえ地域の活力ともなる特色ある高等学校づくり）

社会教育

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・多様な学習活動への支援（ライフステージに応じた多様な学習機会の提供、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成、県立社会教育施設の機能再編など多様な学びを支える環境づくり、人権意識を高める学習）
- ・社会全体の「協育」力の向上（「協育」ネットワークの充実・深化、「協育」力を活かした地域活動の展開）
- ・コミュニティの協働による家庭教育支援の推進（家庭教育支援体制の整備、保護者に対する学習機会の提供）

文化財・伝統文化

VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

- ・文化財・伝統文化の保存（指定・選定・登録制度の活用、埋蔵文化財センター移転整備等）
- ・文化財・伝統文化の活用（修復現場の公開、「日本遺産」の認定促進、埋蔵文化財センターの展示内容充実等）
- ・文化財・伝統文化の継承（学ぶ機会の充実、継承に向けた基盤整備）

スポーツ

VII 県民スポーツの推進

- ・生涯にわたってスポーツに親しむ機運醸成（ライフステージに応じたスポーツの推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援）
- ・県民スポーツを支える環境づくり（「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実、県立屋内スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保等）

VIII 世界に羽ばたく選手の育成

- ・ジュニア期からの一貫指導体制の確立
- ・優秀選手の育成・強化
- ・競技力を支える人材養成と環境整備

新教育長計における目標指標案一覧

基本目標	施策名	NO	数値目標（成果指標）案				
			指標名	目標指標			
				基準値 (H26年度)	中間年目標値 (H31年度)	最終目標値 (H36年度)	
I 子どもの力と意欲を伸ばす 学校教育の推進	(1) 確かな学力の育成	1	児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 60.7% 中 57.3%	小 63% 中 59%	小 65% 中 61%	
		2	児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 55.1% 中 52.4%	小 58% 中 54%	小 61% 中 56%	
		3	未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合	小 74.0% 中 65.7%	小 80% 中 70%	小 85% 中 75%	
		4	授業がわかると感じる生徒の割合	高 34.5%	高 50%	高 65%	
		5	主体的に学ぼうとする生徒の割合	高 10.8%	高 30%	高 50%	
	(2) 豊かな心の育成	6	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合	小 64.4% 中 50.7%	小 70% 中 60%	小 75% 中 65%	
		7	地域の行事に参加する児童生徒の割合	小 73.1% 中 46.5%	小 75% 中 50%	小 80% 中 55%	
		8	1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小 9.9% 中 17.8% 高 41.1%	小 5% 中 12% 高 33%	小 1% 中 7% 高 25%	
	(3) 健康・体力づくりの推進	9	児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）	小男 75.8% 小女 78.1% 中男 72.0% 中女 84.2%	小男 77% 小女 81% 中男 75% 中女 88%	小男 79% 小女 84% 中男 78% 中女 91%	
		10	12歳児一人平均のむし歯本数	1.4本	1.1本	0.9本	
	(4) 幼児教育の充実	11	公立幼稚園における学校評価（学校関係者評価）の実施率	82.9%	90%	100%	
		12	幼稚園等におけるアプローチャリキュラムの作成率	39.3% (H27年度)	60%	80%	
	(5) 進学力・就職力の向上	13	新規高卒者就職内定率	99%	全国平均 +2%		
		14	4日以上インターンシップを経験した生徒の割合	28.7%	37%	45%	
	(6) 特別支援教育の充実	15	「個別の指導計画」の作成率（通常学級）	小 83.6% 中 83.6% 高 10.6%	小 92% 中 92% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	
		16	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	29.1%	31%	33%	
	(7) 時代の変化を見据えた教育の展開	17	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	91.3%	100%		
		18	ICT活用を指導できる教員の割合	67.3%	95%	100%	
		19	タブレット型端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	5.1人	3.8人	2.8人	
	II グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	20	グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合（高2）	40%	50%	60%
			21	一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒の割合（高3）	17.5%	40%	50%

基本目標	施策名	NO	数値目標（成果指標）案				
			指標名	目標指標			
				基準値 (H26年度)	中間年目標値 (H31年度)	最終目標値 (H36年度)	
III 安全・安心な教育環境の確保	(1) いじめ対策の強化・充実	22	いじめの解消率	小 84.6% 中 84.3% 高 81.0% (H25年度)	小 87.5% 中 87.5% 高 87.5%	小 90% 中 90% 高 90%	
		23	不登校対策の強化・充実	不登校児童生徒の出現率	小 0.37% 中 3.17% (H25年度)	小 0.30% 中 2.75%	小 0.25% 中 2.40%
		24	学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	73.4%	100%		
	(3) 安全・安心な学校づくりの推進	25	公共施設等総合管理計画に基づく保全計画（個別施設計画）を策定している市町村の割合	0%	70%	100%	
		26	学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	小 16% 中 13% (H25年度)	小 40% 中 30%	小 65% 中 45%	
IV 信頼される学校づくりの推進	(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化	27	コミュニティ・スクールに指定された学校の割合	6.7%	35%	50%	
		28	放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数	0.8万人	1.0万人	1.2万人	
		29	主幹教諭の配置対象校への配置率 小中学校:12学級以上 県立学校:全ての学校	小 25.0% 中 75.0% 高 5.9% 特 0%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	
	(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上	30	指導教諭の配置対象校への配置率 小中学校:12学級以上 県立学校:全ての学校	小 28.4% 中 30.6% 高 47.1% 特 0%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	
		31	若年層(40歳未満)の定期健康診断所見率	70.5%	65%	60%	
	(3) 魅力ある高等学校づくりの推進	32	授業がわかると感じる生徒の割合（再掲< I (1)>）	高 34.5%	高 50%	高 65%	
		33	主体的に学ぼうとする生徒の割合（再掲< I (1)>）	高 10.8%	高 30%	高 50%	
	V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援	(1) 多様な学習活動への支援	34	公立図書館の利用者数	229万人	237万人	245万人
			35	生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数	2.6万件	3.8万件	5.0万件
			36	人権問題講師団の活用回数	320回	410回	500回
(2) 社会全体の「協育」力の向上		37	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	7.8万人	9.3万人	10.6万人	
		38	放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数（再掲< IV (1)>）	0.8万人	1.0万人	1.2万人	
(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進		39	「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数	1,913人	2,500人	3,000人	
VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承	文化財・伝統文化の保存・活用・継承	40	国・県指定の文化財数	894件	920件	945件	
		41	県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの利用者数	10.1万人	11.3万人	11.5万人	
VII 県民スポーツの推進	(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	42	成人の週1回以上のスポーツ実施率	40.5% (H25年度)	50%	56%	
		43	総合型地域スポーツクラブの会員数	1.6万人	1.8万人	2.0万人	
	(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進	44	人口1万人当たりの公認スポーツ指導者登録数	14.5人	16.0人	17.5人	
		45	世界に羽ばたく選手の育成	国際大会出場者数	35人	40人	45人

大分県長期教育計画（案）

「教育県大分」 創造プラン2016

大分県教育委員会

はじめに

今後 10 年を見通した本県教育振興の羅針盤となる、大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン 2016）が仕上がりました。本計画は、昨今の社会情勢・教育情勢の変化を踏まえ、大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）と大分県教育大綱をベースとして策定したものです。

本計画では、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げています。本県の歴史を振り返れば、小藩分立の中で教育・人材育成に注力し、近代日本の形成に貢献した数多くの人材を輩出した時代があります。三浦梅園・帆足万里とともに「豊後の三賢」とも言われる広瀬淡窓が主宰した咸宜園には、先進的な教育を求めて延べ数千もの門下生が全国から集まり、後に歴史に名を残す活躍を見せた人物も少なくありません。この咸宜園跡は、昨年、「近世日本の教育遺産群」の一つとして日本遺産第一号に認定されています。

教育は、個々人の可能性を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤となります。次代を担う大分県の全ての子どもたちが、変化の激しい困難な時代を生き抜く力と意欲を身に付けられるよう、これまでの教育改革の流れを継承し、更なる高みを目指して不断の努力を継続することで「教育県大分」の創造を目指してまいります。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、地方創生へと時代の流れは加速しています。地域を担い、地域を支える人材育成の観点から「人を大事にし、人を育てる」施策を展開するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化・スポーツ振興の機を捉え、文化・スポーツ面からも「地域を守り、地域を活性化する」取組を進めてまいります。

本計画の策定にあたっては、16 名の有識者からなる委員会で 4 回にわたり熱心なご議論を賜るとともに、パブリックコメントや市町村教育委員会との「『教育県大分』の創造に向けた意見交換会」を通じて、数多くの貴重なご意見をお寄せいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

計画の実行にあたっては、年度毎の点検・評価を通じて計画の進行管理を行うことで実効性を高めていく必要があります。また、学校現場・市町村教育委員会との意思疎通、知事部局との連携を密にすることはもとより、広く県民の皆様のご協力をいただき、県民総ぐるみで「教育県大分」を築いていきたいと考えております。ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

平成 28 年（2016 年）●月
大分県教育委員会
教育長 工藤 利明

計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・役割	1
3	計画の期間	1
4	計画の構成	1

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

1	教育改革の経緯	
(1)	教育改革の背景	2
(2)	教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備	2
(3)	「芯の通った学校組織」の構築による学校改革	2
2	教育を取り巻く時代の ^{すう} 趨勢	
(1)	社会情勢の変化	3
(2)	教育情勢の変化	4
3	計画の基本理念	5
4	基本理念の実現に向けて	
(1)	基本目標と最重点目標	5
(2)	施策の総合的推進のために必要な視点	6

第2章 施策

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	
(1)	確かな学力の育成	8
(2)	豊かな心の育成	11
(3)	健康・体力づくりの推進	13
(4)	幼児教育の充実	16
(5)	進学力・就職力の向上	18
(6)	特別支援教育の充実	20
(7)	時代の変化を見据えた教育の展開	22
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成	25

基本目標 3	安全・安心な教育環境の確保	
	(1) いじめ対策の充実・強化	28
	(2) 不登校対策等の充実・強化	30
	(3) 安全・安心な学校づくりの推進	32
基本目標 4	信頼される学校づくりの推進	
	(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化	34
	(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上	36
	(3) 魅力ある高等学校づくりの推進	39
基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた 学びの支援	
	(1) 多様な学習活動への支援	41
	(2) 社会全体の「協育」力の向上	43
	(3) コミュニティの協働による家庭教育支援 の推進	45
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承	46
基本目標 7	県民スポーツの推進	
	(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の 醸成	48
	(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進	50
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成	52

第3章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	54
2	進行管理のフロー図	54
3	大分県長期教育計画委員会	55

【参考資料】

用語解説	56
------	----

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン）」（平成 18 年 6 月策定、平成 24 年 3 月改訂）に基づき、明日の大分を築く「知」・「徳」・「体」の調和の取れた心豊かな子どもたちを育成するとともに、全ての県民が教育に関わることを通じて活力あふれる大分を創造することを目指した取組を進めてきました。同計画の目標年度を迎え、小学生で九州トップレベルの学力・体力を達成するなど本県の教育改革は実を結びつつあります。

他方で、人口減少・少子高齢化やグローバル化、ICTの進展や技術革新などの社会情勢の急速な変化に加え、地方創生を巡る動きや教育委員会制度改革、高大接続改革など教育情勢も大きく変化してきています。

本計画は、こうした教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえ、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」（平成 27 年 10 月）に基づいて策定するものです。

2 計画の性格・役割

①本計画は、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」の教育部門の実施計画であり、本県教育の進むべき方向や、それを具現化するための施策を示すことによって、本県教育の振興に向けた指針となるものです。

②本計画は、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」の教育関係部分と併せて、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けられます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とし、平成 36 年度（2024 年度）までの 9 年間とします。

4 計画の構成

本計画は 3 章構成としており、第 1 章では、これまでの教育改革の経緯や教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえ、計画の「基本理念」とその実現に向けた「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」に基づく 8 つの基本目標及び最重点目標を示しています。

第 2 章では、それぞれの基本目標に基づき推進する施策を示し、「現状と課題」を明らかにした上で、課題解決に向けた「主な取組」と施策の進捗状況を客観的に把握するための「目標指標」を設定しています。

第 3 章では、本計画に基づく施策の進行管理を図るため、施策の達成状況の点検・評価（フォローアップ）方法等を示しています。

第1章「教育県大分」の 創造に向けて

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

1 教育改革の経緯

(1) 教育改革の背景

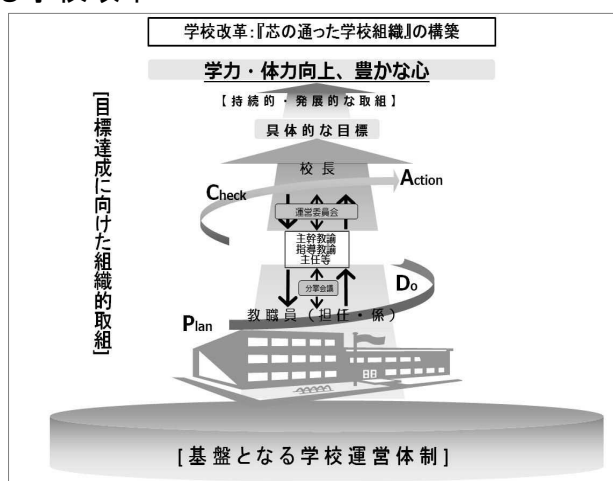
- 明日の大分を築く「知・徳・体」の調和の取れた心豊かな子どもの育成のため、小学校第1学年・第2学年、中学校第1学年の30人学級編成の導入（平成16年度以降順次）、県立学校の再編整備（平成18年度からの「高校改革推進計画」、平成20年度からの「特別支援教育推進計画」）、通学区の見直し（平成18、20年度）など、様々な教育施策を展開してきました。
- 学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭や指導教諭等の新しい職の導入などの検討を開始した平成20年度には、本県教育界に汚点を残す教員採用選考試験等をめぐる不祥事が発生しました。この事件は、教育行政に対する県民の信頼を失墜させるとともに、全ての教育関係者にゆるがせにできない課題を突きつけました。

(2) 教育行政システムの改革と学校改革に向けた条件整備

- このような事件を二度と起こさないため、教員採用選考試験と管理職選考の見直し、人事管理システムの導入、県立学校、小・中学校、教育庁人事の一元化など人事管理の見直し、総務管理部門と教育指導部門の分離など組織の見直しを進め、権限と責任が明確で透明性が高い教育行政システムの確立を図りました。
- そして教育に対する信頼を回復する上で大事なことは、未来を切り拓く力と意欲を備え、「知・徳・体」の調和の取れた子どもを育成するという教育の原点に立ち返り、教育の場で成果を上げることです。
- 学校マネジメントに大きな課題が見られ、また学力・体力ともに低迷する状況を打開するための学校改革に向けて、相対評価による人事評価を取り入れた教職員評価システムの下、教職員が切磋琢磨する環境を醸成するとともに、適正な教育行政と学校運営を確保する観点から法令遵守の徹底を図るなどの条件整備を進めました。

(3) 「芯の通った学校組織^{※1}」の構築による学校改革

- こうした条件整備を進める中で着手したのが、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築による学校改革です。
- 平成24年度から5ヵ年にわたる計画的取組によって、重点化・焦点化された目標設定、目標達成に向けた取組の検証・改善が進むとともに学校運営体制が充実され、学校の課題解決力は着実に向上してきています。



※1 芯の通った学校組織・・・学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと。

- 平成 26 年度には小学生で学力・体力ともに九州トップレベルを達成するなど取組の成果は確実に表れつつありますが、この状況に止まることなく、授業改善や不登校対策といった教育課題の解決のため、「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要があります。

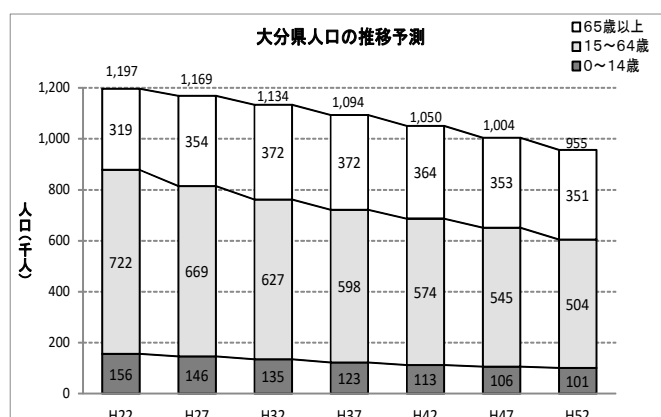
2 教育を取り巻く時代の趨勢

(1) 社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化やグローバル化、ICTの進展や技術革新など変化の激しい時代にあつて、それら社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、個々人の価値観の多様化・生活様式の変容を踏まえ、次代に向けた展望を描く必要があります。

(人口減少・少子高齢化)

- 急速な少子高齢化の進行に伴い、我が国は既に本格的な人口減少の時代を迎えています。本県においても、当面、人口減少が続くことは避けられない状況であり、年齢区分別人口の推移を見ると、年少人口(0~14歳)の割合は平成 22 年の 13.0%から平成 52 年には 10.6%に減少すると予測されています。



【出典】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

(グローバル化)

- 急速なグローバル化の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化の激しい時代が到来しています。今後も国際交流の深化と国際競争の激化が予測される中、郷土や日本への深い理解をもって世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働することでグローバル社会を生き抜くことができる人材の育成が求められています。

(ICTの進展・技術革新)

- インターネットやスマートフォンの急速な普及など ICT の進展は、利便性の飛躍的向上と同時に、情報の取扱いや生活習慣への悪影響など負の側面ももたらしています。これからの高度情報化社会に対応していくため、子どもたちに情報モラルを含む情報活用能力を育成する必要があります。
- また、ICTの進展は I o T (Internet of Things) ^{※2} や人工知能技術など技術革新をもたらしています。人口減少・少子高齢化が進む中で発展を続けるためには、次代の技術革新を見据えつつ、創造性豊かに新たな価値を生み出していくことができる人材の育成が求められます。

※2 I o T (Internet of Things)・・・世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。

(2) 教育情勢の変化

- 国では、既述の人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「東京一極集中」の是正等の視点に立って「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）に基づく取組を進めています。
- また、東京オリンピック・パラリンピックの開催される2020年（平成32年）を見据え、スポーツ立国・文化芸術立国の実現に向けた取組を進めるとともに、教育委員会制度改革、小中一貫教育の制度化や、高大接続改革、学習指導要領の改訂、「チーム学校」の実現に係る検討などの教育改革が進められています。
- 本計画に基づく施策を推進する上でも、こうした地方創生や教育改革等の機を捉え、特に2020年（平成32年）を見据えた取組を進め、更にその先の5年に繋げていく視点が必要です。

(地方創生等)

- 国の動向を踏まえて本県としても「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」（平成27年10月）を策定し、実効性のある地方創生の取組を進めることとしており、「人を大事にし、人を育てる」「地域を守り、地域を活性化する」といった基本目標の達成に向けて、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツ面からの貢献が求められています。
- また、少子化の進展等を背景として学校の小規模化に伴う教育上の課題が顕在化しています。小・中学校においては、「地域とともにある学校づくり」や少人数を生かす教育の視点も踏まえ、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進するとともに、高等学校においては「高校改革推進計画」の効果を検証しつつ、新しい時代に相応しい魅力ある学校づくりを推進する必要があります。

(新教育委員会制度への移行)

- 地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的とした「改正地教行法」の施行（平成27年4月）に伴い、新教育委員会制度に移行しました。
- 新制度の下、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用し、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

(高大接続改革等)

- 変化の激しい時代を迎える中、子どもたちには、知識・技能に加えて、自ら課題を発見し解決していく思考力・判断力・表現力等が求められています。国においては、思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性を重視した大学入学者選抜への転換を含む高大接続改革に向けた検討が進められています。
- また、高大接続改革とも連動する学習指導要領の改訂に向けては、新しい時代に必要となる資質・能力を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）を実現する教育課程への改善を図ることとされています。

(国際スポーツ大会の日本開催)

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019と日本国内での国際的なスポーツイベントが予定されており、地方創生に向けた取組とも相まって文化・スポーツ振興の機運が高まっています。

- これらの大会で本県出身選手が活躍できるよう、ジュニア選手の発掘、優秀選手の育成・強化を図るなど競技力の向上とともに、より多くの県民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進し、「大会後」に繋げていくことが求められています。

3 計画の基本理念

- 本県の教育改革が実を結びつつある今、こうした教育を取り巻く時代の趨勢を踏まえて更なる高みを目指すため、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進します。

基本理念：生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

4 基本理念の実現に向けて

(1) 基本目標と最重点目標

- 基本理念の実現に向けては、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）」に基づく8つの基本目標を設定し、これらの目標に沿って第2章に記述する21の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本目標 1	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
基本目標 2	グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成
基本目標 3	安全・安心な教育環境の確保
基本目標 4	信頼される学校づくりの推進
基本目標 5	変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援
基本目標 6	文化財・伝統文化の保存・活用・継承
基本目標 7	県民スポーツの推進
基本目標 8	世界に羽ばたく選手の育成

- また、最重点目標として「全国に誇れる教育水準」の達成を目指すこととし、子どもたちの未来を切り拓く力と意欲を幅広く捉えるため、基本目標1と2に関わる5つの指標を設定します。

最重点目標：「全国に誇れる教育水準」の達成

◆学力（小6・中3）

指標1：児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）

指標2：児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）

◆体力（小5・中2）

指標3：児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）

◆未来を切り拓く意欲（小6・中3）**指標4**：未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合

（下欄5つのアンケート調査項目に肯定的に回答する児童生徒の割合）

- ①将来の夢や目標をもっている ②難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している
 ③地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある
 ④家で自分で計画を立てて勉強する ⑤学校に行くのが楽しい

◆グローバルに活躍する力（高2）**指標5**：グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合

（下欄5つのアンケート調査項目3つ以上に肯定的に回答する生徒の割合）

- ①外国へ留学したり、国内外を問わず海外と関わる仕事に就いたりしてみたいと思う
 ②自分と異なる意見や価値観を持った人とも協力して、目標に取り組むことができている
 ③外国人に対し、大分や日本のことを、
 日本語や英語（外国語）で伝えたり説明したりすることができる
 ④学んだ知識を活かして、自分で考え、判断して、分かりやすく伝えることができている
 ⑤英語を使って、積極的に外国人とコミュニケーションを図ることができる

（2）施策の総合的推進のために必要な視点

- 上記（1）の目標達成に向けて施策を総合的に進めるためには、施策横断的な課題への対応とともに施策推進に向けた環境づくりも不可欠です。

（新たな教育課題への対応）

- 教育を取り巻く課題は複雑・多様化しており、「教育県大分」を目指す上では、従前から取り組んできた学力・体力の向上、いじめ・不登校への対応などの課題のみならず、新たな教育課題にも積極的に対応していく必要があります。
- 特に教育内容面では、子どもたちが急速に進展する情報化社会を主体的に生きていく力を身に付け、主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の実現にも資するため、ICTを活用した教育を推進するとともに、選挙権年齢の引き下げなどに伴う主権者教育（特に政治的教養の教育）の充実などが求められます。

（子どもの貧困対策）

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。本県では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して策定（予定）した「子どもの貧困対策計画」に基づき、学校をプラットフォームとした対策をはじめ教育の支援等の施策を進めることとしています。

(基盤となる人権教育)

- 本県では、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、これまでも人権教育に力を入れてきました。「人権の世紀」とも言われる時代を迎え、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、インターネットにおける誹謗中傷、DV等の新たな人権課題への対応も求められる中、学校教育・社会教育の両面から人権尊重に向けた実践的行動力を育成する取組の継続が必要です。
- また、性別や障がいの有無等にかかわらず全ての人が共に支え合い、生きていくことができる共生社会を目指す上で、全ての子どもたちに「わかる・できる」を保障する授業づくりなど「ユニバーサルデザイン^{※3}」の視点を活かした取組が求められます。

(インクルーシブ教育システム^{※4})

- 障がいのある者が積極的に社会参加する共生社会の形成に向けて、我が国が平成 26 年に批准した「障害者権利条約」に基づく「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年 4 月）に伴い「合理的配慮」の提供が義務付けられることも踏まえ、特別支援教育の充実を図る必要があります。

(県民総ぐるみの教育)

- 学校教育における目標協働達成の取組やコミュニティ・スクール^{※5}、社会教育の側からは「協育」ネットワーク^{※6}の取組など、学校・家庭・地域が連携・協働した地域ぐるみの取組で成果を上げている地域や学校があります。教育を取り巻く課題が複雑・多様化する中、こうした取組を県内に広く波及させ、将来の地域を担う子どもを社会全体で育む環境づくりが求められます。
- 県教育委員会としては、学校教育と社会教育の両面から関連施策を推進するとともに、「おおいた教育の日」の普及啓発の継続実施、「大分県教育庁チャンネル」や各種顕彰を通じた先進事例等の紹介などにより、県民総ぐるみの教育に向けた気運の醸成を図る必要があります。

(県民の期待に応える教育行政)

- 新教育委員会制度の下、市町村教育委員会との連携を図ることはもとより、総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みが設けられた趣旨を踏まえ、引き続き知事部局との連携も図りながら、県民の期待に応え、真に県民に信頼される教育行政を推進していかねばなりません。

※3 ユニバーサルデザイン・・・年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等人々の様々な特性や違いを超えて、最初から全ての人が利用しやすく、そして全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

※4 インクルーシブ教育システム・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※5 コミュニティ・スクール・・・保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。

※6 「協育」ネットワーク・・・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（「協育」）を推進するためのネットワークのこと。

第 2 章 施策

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代を生きる全ての子どもたちに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」の三要素（学力の三要素）をバランスよく育成することが必要です。
- ・高大接続改革においても、これら三要素の育成・評価に取り組むこととされており、小・中・高等学校を通じた授業改善の推進等による着実な育成が求められます。
- ・小・中学校の学力は、基礎的・基本的な知識・技能の定着については、一定の成果を挙げていますが、今後も取組の継続・強化が必要です。他方、思考力・判断力・表現力等、学習意欲については、小・中・高等学校を通じて課題があります。
- ・小学校では授業改善が比較的進んでいるものの、中学校では依然として課題が多く、教科等や学年の枠を超えた組織的な授業改善の更なる推進が必要です。
- ・高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的な活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題となっています。

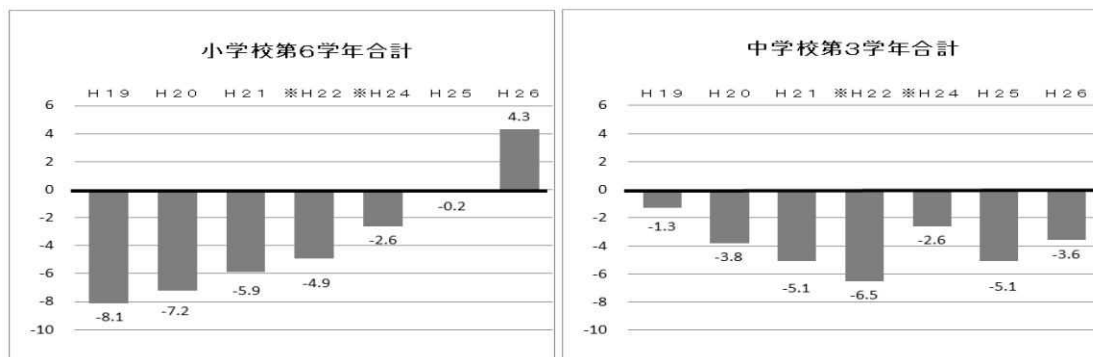
<全国学力・学習状況調査の結果（小6・中3）>

①各教科の調査結果（平成26年度、平均正答率）

対象学年	小学校第6学年					中学校第3学年				
	国語		算数		合計	国語		数学		合計
区分	A知識	B活用	A知識	B活用		A知識	B活用	A知識	B活用	
大分県	73.6	57.2	79.8	58.4	269.0	79.8	50.2	66.6	57.4	254.0
全国値	72.9	55.5	78.1	58.2	264.7	79.4	51.0	67.4	59.8	257.6
国との差	0.7	1.7	1.7	0.2	4.3	0.4	-0.8	-0.8	-2.4	-3.6

（単位：％）

② 大分県の平均正答率と全国の平均正答率の差（経年比較）

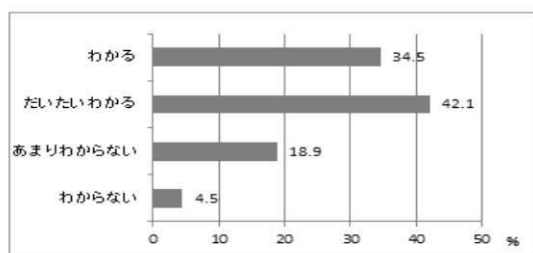


※ H22・H24年度は抽出調査。H23年度は実施していない。

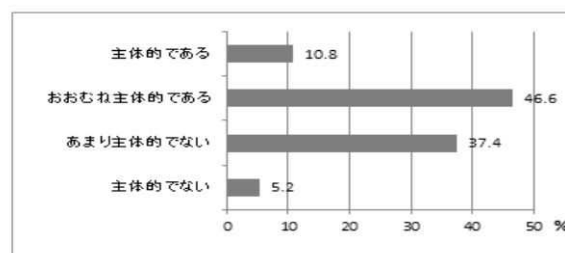
【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<本県公立高校生の授業や学習に対する意識>

<授業がわかると感じる生徒（高2）の割合>



<主体的に学ぼうとする生徒（高2）の割合>



【出典】学習習慣等実態調査（H26）

■ 主な取組

①「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方を身に付けさせるため、目指す授業像を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習を推進します。

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・問題解決的な展開の授業の推進
- ・習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動・体験活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善



新大分スタンダード

「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力」を育成するワンランク上の魅力ある授業

- 1 1時間完結型
（「めあて」と「振り返り」のある授業）
- 2 板書の構造化・板書とノートの一体化
- 3 習熟の程度に応じたきめ細かい指導の充実
- 4 問題解決的な展開の授業
（単元あるいは1単位時間）

大分スタンダードの
ブラッシュアップ

本時のゴール、
目指す子どもの具体的な姿から
単位時間の授業を見直す
※ねらいに対応した
具体的な評価基準の設定

生徒指導の3機能を意識して

- ① 学ぶ意欲を引き出す課題設定（考えてみたい・やってみたい・やり甲斐がある）
- ② 課題解決のための情報収集（資料検索、実験・観察、体験、話し合い等）
- ③ ②の整理分析（比較・分類・序列化・類推・関連付け等）
- ④ ③で考えたことや分かったことのまとめ・発信・交流
- ⑤ 学習の成果を実感させる単元の振り返り及び評価



②組織的な授業改善の推進

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」（平成27年3月）や「県立高等学校授業改善実施要領」（平成27年5月）を活用し、全教科・全教員による授業改善を推進します。

- ・学校の重点目標に基づくテーマ設定の下、PDCAサイクルを取り入れた校内研究の充実（小・中）
- ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進（高）
- ・校長等管理職によるリーダーシップの下、学校全体で授業改善を進める体制の整備
- ・授業改善とカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）との連動
- ・指導教諭や学力向上支援教員等の優れた授業の普及促進

- ・教科担任のタテ持ちや近隣学校間の合同教科部会など学校規模に応じた教科指導力向上の取組促進（中）

③補充指導・家庭学習指導の充実

学習習慣の定着や特に低学力層の底上げのため、補充指導・家庭学習指導の充実に図ります。

- ・夏季休業や放課後の時間を活用した、個のつまずきの解消
- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の学習支援の充実（小・中）
- ・家庭での学習習慣の定着に向けた、PTAや地域と協働した家庭学習指導の充実（小・中）

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 60.7 % 中 57.3 %	H26	小 63 % 中 59 %	小 65 % 中 61 %
児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）	小 55.1 % 中 52.4 %	H26	小 58 % 中 54 %	小 61 % 中 56 %
未来を切り拓く意欲を持つ児童生徒の割合	小 74.0 % 中 65.7 %	H26	小 80 % 中 70 %	小 85 % 中 75 %
授業がわかると感じる生徒の割合 ^(※1)	高 34.5 %	H26	高 50 %	高 65 %
主体的に学ぼうとする生徒の割合 ^(※2)	高 10.8 %	H26	高 30 %	高 50 %

(※1) 下欄5つのアンケート調査項目全てに肯定的に回答する生徒の割合

- ①各授業の冒頭で、その時間の目標がわかる
- ②授業後に、その時間のなかで何が最も重要であるかわかる
- ③当該授業の目標を達成するために、主体的に授業に取り組むことができる
- ④後で見返したときに理解できるよう、整理してノートをまとめている
- ⑤授業を受けることにより、自分の学力が向上しているとの実感を持つことができる

(※2) 下欄5つのアンケート調査項目全てに肯定的に回答する生徒の割合

- ①授業などの学習を通じて生じた疑問点を自分で調べたり、教員や友人に聞いて解決しようとしたりしている
- ②学校で求められた学習（課題、予習等）をする際に、自ら目的を明らかにして学習している
- ③学校で求められた学習に加え、発展的な問題に取り組んだり、弱点を克服するための学習に取り組んだりしている
- ④自分の興味・関心のある情報を新聞や書籍、インターネット等を利用して自ら収集している
- ⑤将来自分のしたいことを実現したり、生活したりする上で、高等学校での学習は役に立つと思う

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(2) 豊かな心の育成

■ 現状と課題

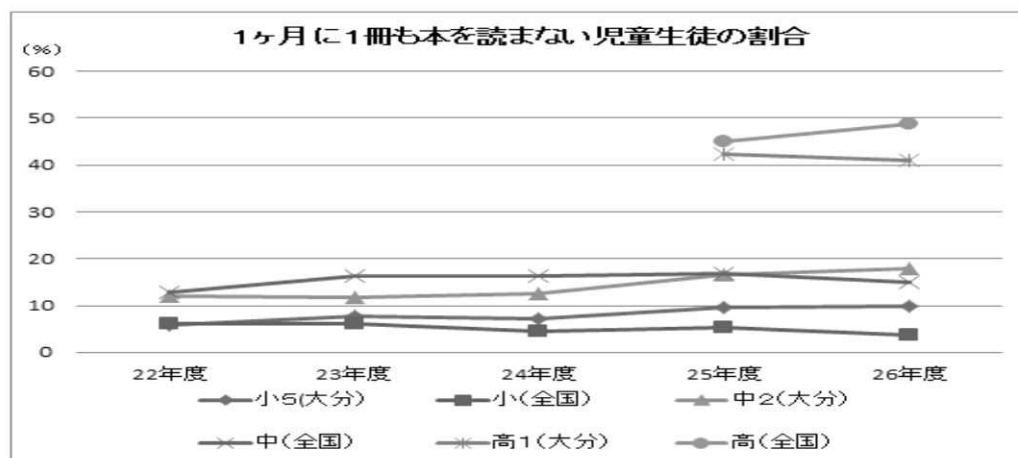
- ・過疎化や少子高齢化、情報化など地域社会や生活環境の変容を背景として、子どもたちの人間関係を育む力の不足が指摘されており、コミュニケーション能力や他者と協働して困難に立ち向かうことのできる力などを身に付けさせることが求められています。
- ・子どもたちの豊かな心を育み、人格の形成に資するため、優れた芸術・伝統文化や郷土の素晴らしさに触れる機会の充実が必要です。
- ・多様な情報メディアの普及に伴う読書離れ・活字離れや、日常生活における実体験不足も相まって、社会性や対人関係能力の低下、基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、子どもたちの読書活動や自然体験・生活体験活動の機会確保が求められています。

子どもの自己肯定感等の状況

質問項目	小学校			中学校		
	大分県	全国	全国との差	大分県	全国	全国との差
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある	69.9	71.5	-1.6	68.6	71.1	-2.5
自分には、よいところがある	35.4	35.0	0.4	24.5	24.3	0.2
友達に伝えたいことをうまく伝えることができる	27.9	27.3	0.6	22.0	22.3	-0.3
友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる	49.7	54.3	-4.6	47.3	51.8	-4.5
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	64.4	65.9	-1.5	50.7	61.9	-11.2

単位：%

【出典】全国学力・学習状況調査(文部科学省、H26)



※高校生のH22～H24はデータなし

【出典】学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞調査)、大分県学力定着状況調査

■ 主な取組

①道徳教育の充実

自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。

- ・指導の重点や方針を明確にした全体計画に基づく、小・中・高等学校の教育活動全体を通して取り組む道徳教育の充実
- ・思考・判断・表現の場面を充実させた「考え、議論する」道徳科への転換
- ・郷土の先人、自然、伝統文化といった題材や地域人材等の積極的な活用

②芸術・伝統文化等に関する教育の充実

豊かな創造性、感性等を育むとともに、歴史・文化に対する理解を促進するため、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実を図ります。

- ・地域人材の活用や県立美術館との連携等による、郷土や国の芸術・伝統文化等に関する教育の充実
- ・地元商店街における展示など、子どもたちの優れた芸術作品の発表・鑑賞機会の充実
- ・県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟の活動支援等を通じた、学校における文化活動の活性化

③読書活動の推進

読解力・表現力を高め、想像力・創造力を豊かなものとするため、読書活動や図書館の利活用を推進します。

- ・教科指導における学校図書館の活用や全校一斉の読書活動など、学校教育における読書活動の推進
- ・公立図書館等との連携による学校図書館環境の充実
- ・学校図書館への「子どもと本をつなぐ大人^(※1)」の配置促進（小・中）
- ・県立図書館による「スクールサービスデイ」等を通じた学校の読書活動支援の充実
- ・学校・家庭・地域との協働による読み聞かせ体験等、子どもが本に親しむ機会の充実

④体験活動の推進

豊かな感性、社会性や対人関係能力を育むため、幼児期から自然や社会の本物に触れる体験活動を推進します。

- ・豊かな人間関係を育むための自然体験活動やボランティア活動の充実
- ・「協育」ネットワークや地域人材等を活用した多様な体験活動の充実
- ・青少年教育施設における教育課程や不登校等の課題に対応した自然体験・生活体験活動プログラムの開発・普及

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童生徒の割合	小 64.4 % 中 50.7 %	H26	小 70 % 中 60 %	小 75 % 中 65 %
地域の行事に参加する児童生徒の割合	小 73.1 % 中 46.5 %	H26	小 75 % 中 50 %	小 80 % 中 55 %
1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小 9.9 % 中 17.8 % 高 41.1 %	H26	小 5 % 中 12 % 高 33 %	小 1 % 中 7 % 高 25 %

(※1) 子どもと本をつなぐ大人・・・子どもに対して本を紹介し、本との出会いを作る大人のこと。例えば、司書、図書館ボランティア、教職員等。

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(3) 健康・体力づくりの推進

■ 現状と課題

- ・社会環境や生活環境の変化に伴って課題とされてきた子どもの体力低下については、全体的には歯止めがかかり改善傾向にあるものの、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が課題となっています。
- ・生活習慣の乱れ、薬物乱用や性に関する課題、アレルギー疾患への対応など、子どもの健康課題が多様化・深刻化しており、自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付けさせることが必要です。
- ・朝食欠食、偏った栄養摂取など、子どもの食生活の乱れが指摘されており、望ましい食習慣を身に付けさせる上で、学校給食を「生きた教材」として活用することが求められています。
- ・本県の子ども一人当たりのむし歯本数は全国的に見て多いことから、むし歯予防対策の強化が急務となっています。

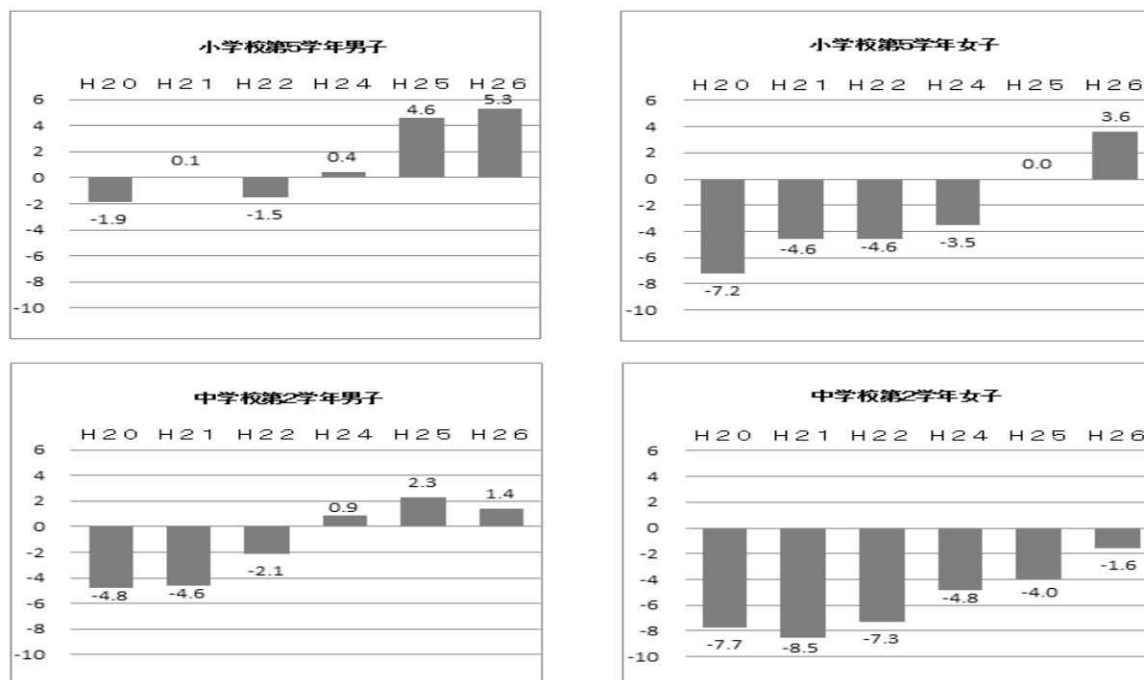
<全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果(小5・中2)>

①男女ごとの調査結果(平成26年度、総合評価C以上の児童生徒の割合)

対象学年	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
大分県	75.8	78.1	72.0	84.2
全国値	70.5	74.5	70.6	85.8
国との差	5.3	3.6	1.4	-1.6

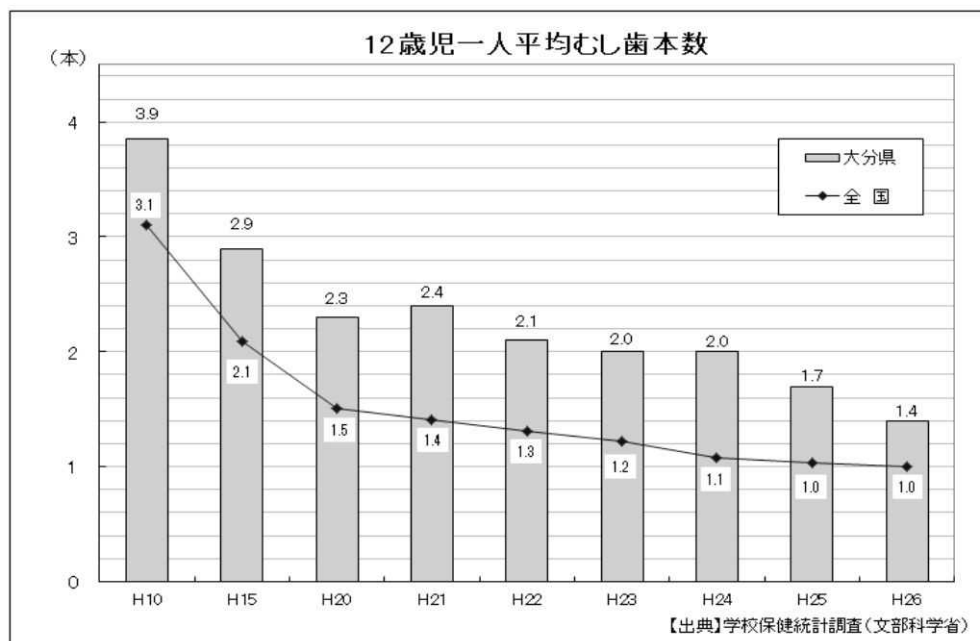
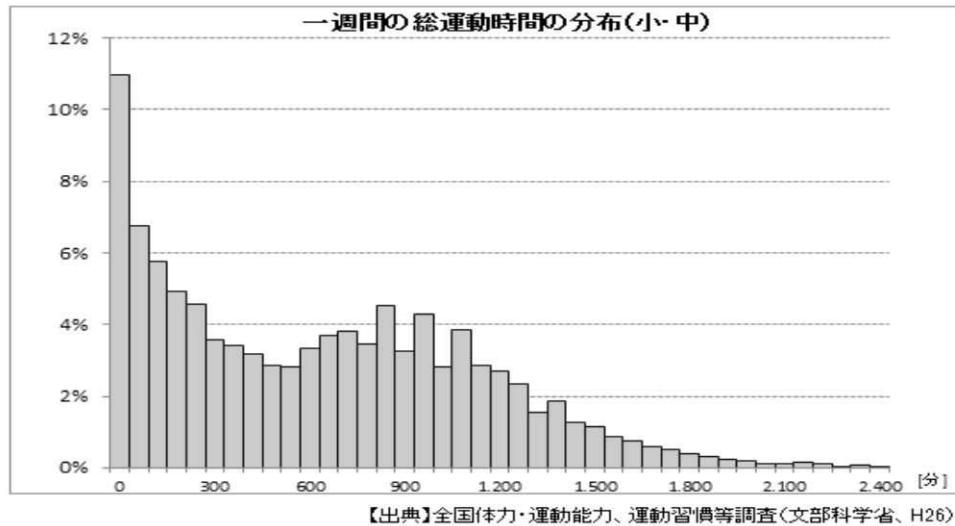
(単位:%)

②大分県と全国との総合評価C以上の児童生徒の割合の差(経年比較)



※ H22・H24年度は抽出調査。H23年度は実施していない。

【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省)



■ 主な取組

①学校体育の充実

運動意欲を喚起し、体力向上を図るため、体育の授業改善を推進するとともに、運動部活動の活性化を図ります。

- ・子どもの運動意欲の向上に向けた、教材教具、授業形態等の工夫改善
- ・体育専科教員等による優れた授業の普及促進
- ・地域人材等の活用による運動部活動の充実
- ・複数校合同実施など運動部活動の工夫・活性化

②学校・家庭生活を通じた運動の習慣化

生涯にわたる健康・体力づくりの基礎を培い、体力向上にも資するため、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化・日常化を図ります。

- ・体力向上に向けた取組を学校全体で組織的・計画的に行う「一校一実践」の充実
- ・家庭生活における子どもの運動の日常化・習慣化に向けた、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体との連携強化

【「一校一実践」取組事例】

学校名	取組名	取組概要
豊後高田市立 高田小学校	高小体力 チャレンジタイム	○朝の時間に、タイヤ転がし、大縄跳び、リレー、遊具遊び等の運動を実施
杵築市立 東小学校	体力UP大作戦	○休み時間に、(1学期)長縄、(2学期)縄跳びカードを使った短縄、(3学期)県内1周持久走 カードを使った持久走を実施
臼杵市立 下北小学校	チャレンジ プラス1	○OPTAとの連携により「一家庭一運動」(サイクリング、バドミントン、キャッチボールなど)を実施
佐伯市立 鶴谷中学校	鶴谷ウォーキング プロジェクト	○年間を通して定期的に城山登りを行い、取組の集大成として3年生で蒲江までの 30kmウォーキングを実施
竹田市立 久住中学校	GO GO TIME	○放課後の時間に、タイヤ渡り、ミニハードル、懸垂等を組合わせた運動を実施
日田市立 三隈中学校	三隈フィジカルアップ	○「三隈アクティブタイム」(学年クラス対抗の小運動会や大縄跳び、大声コンテスト等)を実施

③学校保健の充実

自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。

- ・養護教諭や保健主事の資質能力向上に向けた研修機会や支援体制の充実
- ・性に関する適切な指導に向けた「性に関する指導の手引き」の活用促進
- ・「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育の充実
- ・県医師会等関係団体と連携したアレルギー疾患に対する取組の充実
- ・健康診断等を活用した保健指導の充実
- ・組織的な保健管理に向けた、学校保健委員会を核とする家庭・医療機関等との連携強化
- ・新型インフルエンザなどの感染症の早期探知・早期対策のための「感染症情報収集システム」の活用促進

④学校給食を通じた食育やむし歯予防対策の推進

食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を「生きた教材」として活用する食育やフッ化物洗口^(※1)などのむし歯予防対策を推進します。

- ・家庭・地域との連携の下、栄養教諭等を中心として学校教育活動全体を通して取り組む食育の推進
- ・地域の食文化や産業等に対する理解促進のための、学校給食における地場産物の積極的活用
- ・「学校におけるフッ化物洗口導入の手引き」を活用した、むし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施促進

■ 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31年度	H36年度
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合） ^(※2)	小 男 75.8 % 小 女 78.1 % 中 男 72.0 % 中 女 84.2 %	H26	小 男 77 % 小 女 81 % 中 男 75 % 中 女 88 %	小 男 79 % 小 女 84 % 中 男 78 % 中 女 91 %
12歳児一人平均のむし歯本数	1.4本	H26	1.1本	0.9本

(※1) フッ化物洗口・・・フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。

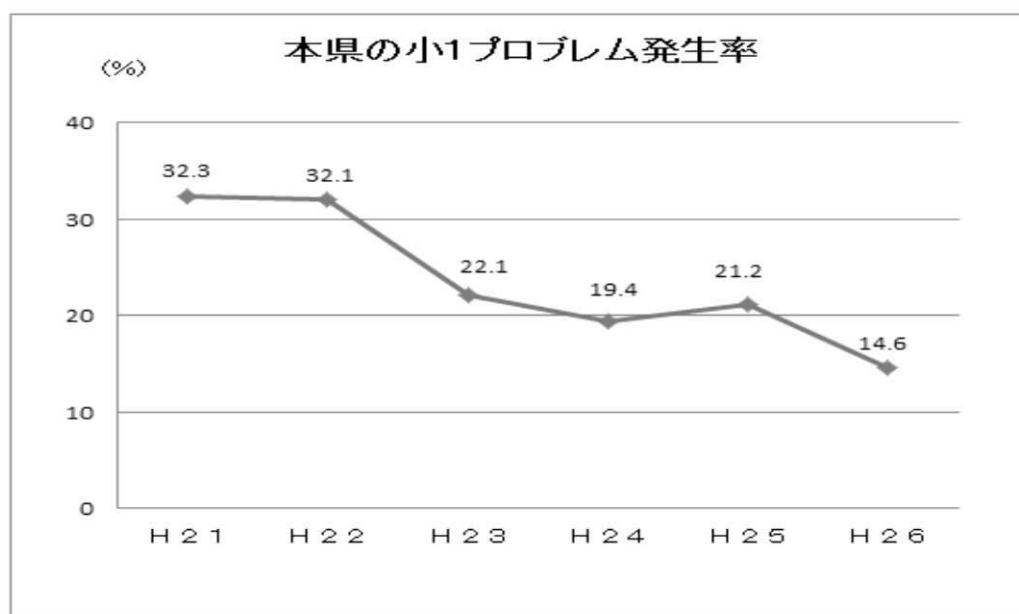
(※2) 大分県長期総合計画では、小学校、中学校ともに男女を統合して記載。

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(4) 幼児教育の充実

■ 現状と課題

- ・ 幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、人とかかわる力、感性、表現する力など生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、就学前教育の役割は極めて重要であることから、家庭教育を基盤として質の高い教育環境を整備することが求められています。
- ・ 小学校生活に適応できない「小1プロブレム^(※1)」の発生率（学校単位）は、平成26年度で約15%と、調査を開始した平成21年度（約32%）から半減しているものの、更なる低減に向けて組織的な取組が必要です。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化する中、保護者が子育てに関する悩みや不安、孤立感を抱えるケースが増えていることから、子育て支援の充実が求められています。
- ・ このような就学前教育の役割や幼児教育に関わる課題、「子ども子育て支援新制度」の導入に伴う状況変化等を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続、市町村の幼児教育主管部局や家庭・地域社会との連携・協働の下、「大分県幼児教育振興プログラム」に沿った幼児教育の充実を図る必要があります。



【出典】教育課程編成実施状況調査

■ 主な取組

①幼稚園等における教育力の向上

「環境を通して行う教育」を基本とする幼稚園教育要領等の理念の下、教職員研修の充実等を通じた教育力の向上を図ります。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の資質能力向上に向けた研修の充実
- ・ 幼児教育の質の向上を図るための学校評価、カリキュラム・マネジメントの推進
- ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する支援の充実
- ・ 家庭・地域や他校種と連携した取組の推進

②幼保小の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の幼児と小学生の交流の充実
- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員間における相互交流の促進
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、「アプローチカリキュラム^(※2)」、「スタートカリキュラム^(※3)」の作成・活用促進

③関係機関と連携した子育て支援の充実

安心して子育てを行う環境を整備するため、福祉部局や市町村等の関係機関と連携した子育て支援の充実を図ります。

- ・幼稚園における預かり保育の充実
- ・幼稚園における地域の子育て支援センター的機能の強化
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
公立幼稚園における学校評価（学校関係者評価）の実施率	82.9%	H26	90%	100%
幼稚園等におけるアプローチカリキュラムの作成率	39.3%	H27	60%	80%

(※1) 小1プロブレム・・・入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適応できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。

(※2) アプローチカリキュラム・・・幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児（6歳児）を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。

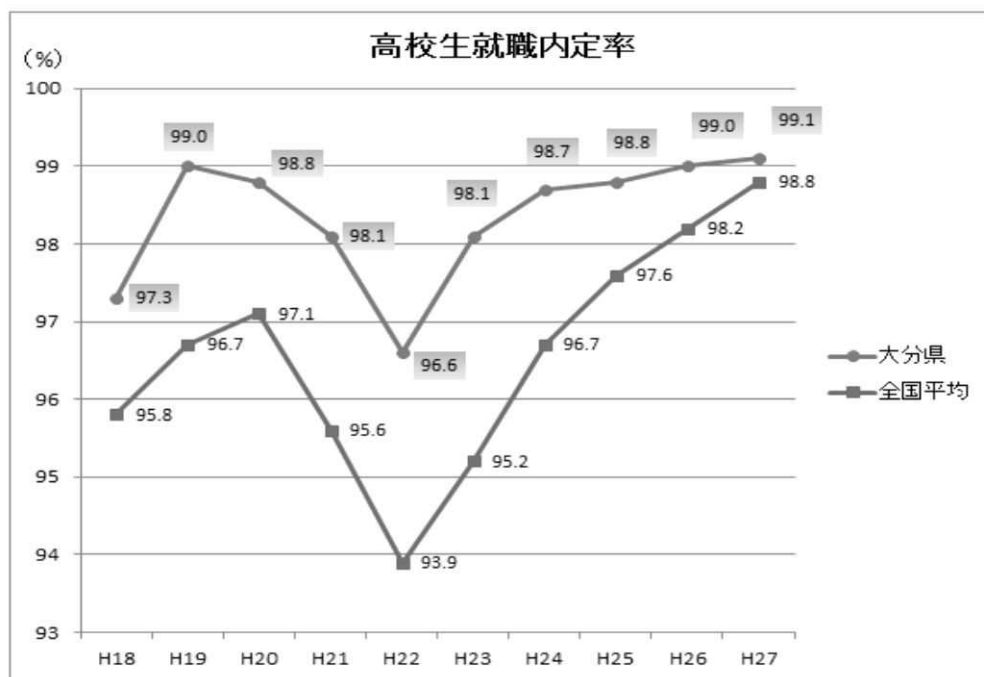
(※3) スタートカリキュラム・・・遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(5) 進学力・就職力の向上

■ 現状と課題

- ・子ども・若者の進路・職業意識の希薄さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質をめぐる課題等への対応が求められています。
- ・高大接続改革が進む中、主体的・協働的な学びを重視した指導などを通じ、これからの時代に必要な「真の学力」を身に付けさせることが求められています。
- ・本県の高校生の就職内定率は、近年、雇用情勢の回復により高い水準にあるものの、生徒の就職先の開拓・確保に向けた取組と併せて、景気動向に左右されない高い専門性に裏打ちされた就職力を身に付けさせることが求められています。
- ・時代のニーズに即した大分県の将来を担う人材を育成するため、大分県産業教育振興会^(※1)や地域人材育成協議会^(※2)などを通じて、地域産業界との連携・協力を強化する必要があります。
- ・本県の高校を卒業して就職した者のうち4割弱が3年以内に離職しており、キャリア教育・職業教育の充実とともに、卒業後の支援体制の強化も求められています。



【出典】「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」とりまとめ(厚生労働省)

■ 主な取組

①進学力の向上

グローバル化や技術革新の進展など変化の激しい時代にあって、主体的な進路選択により、自らの人生を切り拓くことができる確かな進学力を育成します。

- ・教科指導・進路指導を中核的に担う教員の育成
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・外部講師を活用した生徒向け合同セミナー等の開催

②就職力の向上

時代の要請に応え地方創生にも貢献するため、産業構造や労働需給の変化にも的確に対応できる高い専門性に裏打ちされた就職力を育成します。

- ・専門性の深化・向上を図り、多様な進路希望に応えるための専門学科の充実
- ・専門高校における専門的な知識・技術・技能の向上のための実習設備等の整備や資格取得の促進
- ・次代の地域産業を担う人材育成に向けた、関係機関や地域産業界との連携強化

③キャリア教育・職業教育の充実

社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育成するため、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

- ・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ・高校3年間を見通した「キャリア教育推進計画」の作成など、計画的・組織的な教科指導・進路指導の充実
- ・職場体験やインターンシップの実施、産業人材の活用など、地域社会や産業界と連携・協働した取組の推進
- ・実施先の新規開拓や普通科高校における実施を含む、インターンシップの充実
- ・商工労働部等関係部局との連携・協力による、大学等進学希望者を対象としたフォーラムや学生登録制度等を通じた県内企業情報等の提供促進

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
新規高卒者就職内定率 ^(※3)	99.0%	H26	全国平均 + 2%	
4日以上インターンシップを経験した生徒の割合	28.7%	H26	37%	45%

(※1) 大分県産業教育振興会・・・産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。

(※2) 地域人材育成協議会・・・地域を担う人材を育成するために、地元企業、商工会議所、ハローワーク、商店街組合などの外部委員で組織された会のこと。

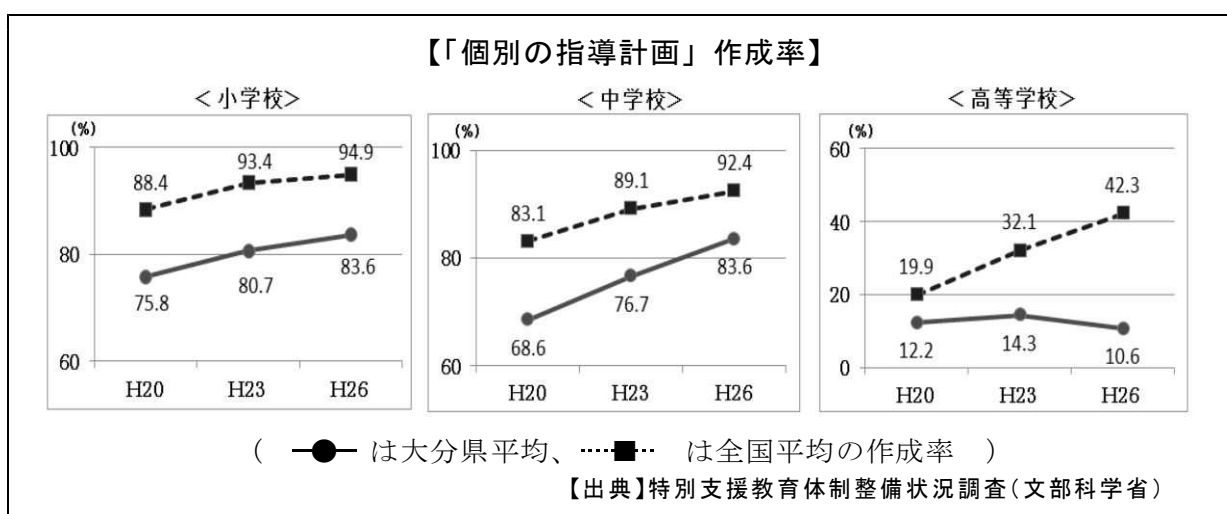
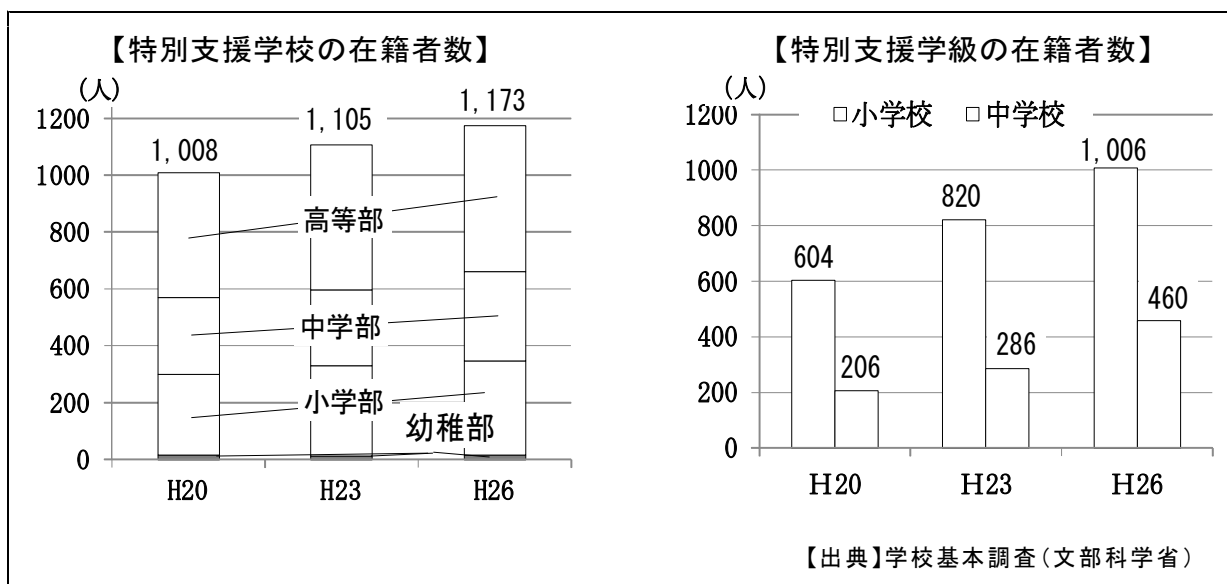
(※3) 就職内定率の全国平均値が97%以上の場合は、99%を目標値とする。

I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(6) 特別支援教育の充実

■ 現状と課題

- ・障がいのある者と障がいのない者が共生する社会の形成に資するため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導と支援を行うことが求められています。
- ・特別支援学校や特別支援学級等への在籍を希望する子どもや保護者が増えており、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばす特別支援教育の質の向上が必要です。
- ・小・中学校では、特別支援学級、通級指導教室の設置数・在籍数がともに増加しており、そうした教育の場を担う教員については、特別支援学校教諭免許状保有者の積極的配置や研修の充実等により専門性を確保することが必要です。
- ・本県の小・中学校等では、特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の作成率が全国平均を下回っており、計画の作成・活用に関する理解促進が課題となっています。



■ 主な取組

①きめ細かな指導の充実

「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成や授業改善の推進など、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

＜特別支援学校＞

- ・教務主任、学部主事等が「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を組織的に行う体制の構築・強化
- ・ICT機器の効果的活用、一貫性のある指導の確立など、各教科等の授業改善の推進
- ・看護師の配置や医療機関との連携等による医療的ケアの充実
- ・就学や進路選択に関する保護者への助言、特別支援教育に係る授業改善の支援等、地域の要請に応えるセンター的機能の強化
- ・障がい種別の専門性等を踏まえた特別支援学校の在り方の検討

＜幼・小・中・高等学校＞

- ・特別支援学級や通常学級に在籍する障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」作成の推進・質の向上
- ・子どもの学習面等の困難の早期把握、組織的・計画的対応の推進
- ・生徒の学習面等の困難に対応する特別支援教育支援員の配置促進（高）

②教職員の専門性向上

特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばせるよう特別支援教育の質を高めるため、教職員の専門性の向上を図ります。

- ・特別支援学校と小・中・高等学校との間の人事配置の工夫改善
- ・開設科目の充実検討など認定講習受講を通じた特別支援学校教諭免許状の取得促進
- ・合理的配慮の提供に関する理解促進等のための教職員研修の充実

③進学・就労支援体制の強化

障がいのある子どもの進路選択など自己実現のため、進学・就労支援体制を強化します。

- ・「個別の指導計画」に沿ったキャリア教育の推進
- ・生徒の進学希望の実現に向けた、県内外の教育機関に関する情報収集の強化
- ・技能検定の活用等を通じた子どもの職業能力の育成
- ・就労支援アドバイザーの活用や地域の福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の充実

■ 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31年度	H36年度
「個別の指導計画」の作成率 (通常学級)	小 83.6 % 中 83.6 % 高 10.6 %	H26	小 92 % 中 92 % 高 100 %	小 100 % 中 100 % 高 100 %
知的障がい特別支援学校高等部生徒の 一般就労率	29.1 %	H26	31 %	33 %

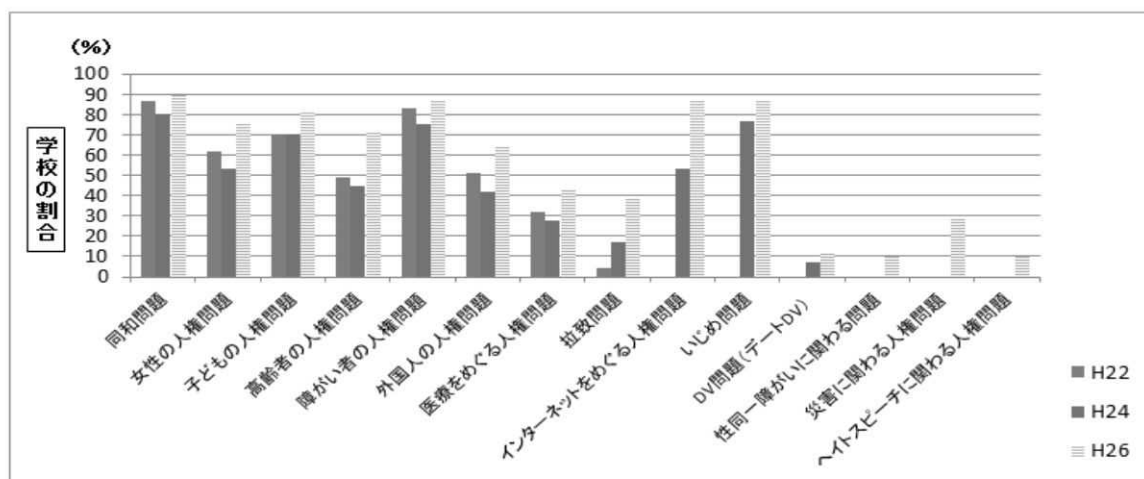
I 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進

(7) 時代の変化を見据えた教育の展開

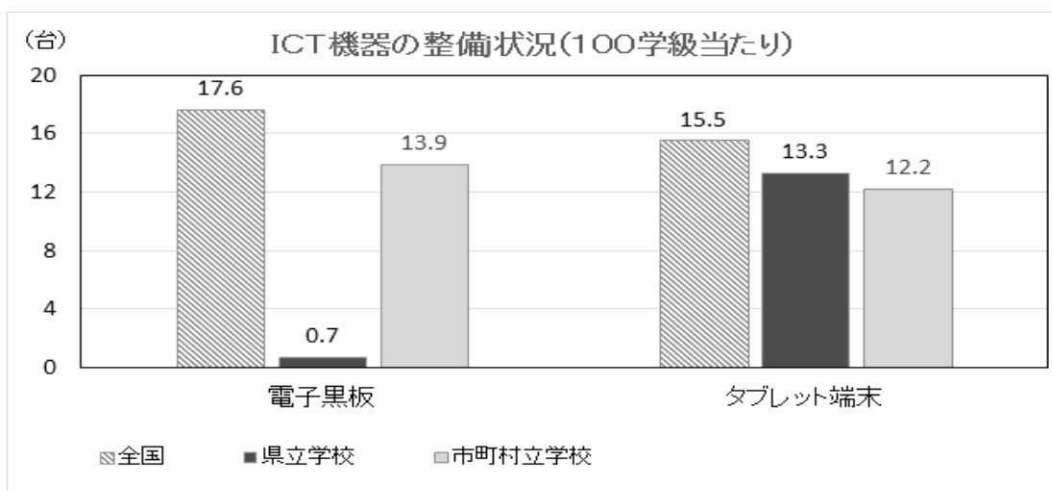
■ 現状と課題

- ・ 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に関わる旧来の人権課題のほか、近年ではインターネットにおける誹謗中傷、デートDV、性同一性障がいなど新たな人権課題への対応も求められています。
- ・ 人権教育においては、小・中・高等学校を通じた系統的・継続的な指導が必ずしも十分ではありません。
- ・ 子どもたちが急速に発展する情報社会を主体的に生きていく上で、ICTの積極的活用を通じた情報活用能力の育成が求められています。
- ・ 主体的・協働的な学習を充実するため、電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の整備が求められています。
- ・ 持続可能な社会の構築に向けて、環境、貧困、人権など様々な社会的な課題と身近な暮らしを結び付け、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習の充実が求められています。
- ・ 改正公職選挙法による選挙権年齢の引き下げをはじめ、社会・経済の仕組みの変化を的確に捉え、各学校段階に応じた主権者としての自覚・能力・態度を育成することが求められています。

授業等で取り上げた人権課題



【出典】公立学校人権教育実態調査



【出典】学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省、H25)

■ 主な取組

①人権教育の推進

「大分県人権教育推進計画(改訂版)」や「学校における人権教育の日常的な推進に向けて^(※1)」を踏まえ、全教職員による人権教育を推進します。

- ・人権尊重の精神を涵養するための体験的参加型人権学習の定着
- ・人権教育主任を核として全教職員で人権教育に取り組む体制の確立
- ・新たな人権課題に対応した教職員研修の充実
- ・学校教育活動全体を通じた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- ・子どもの発達段階を踏まえた系統的・継続的な人権教育を行うための校種間連携の推進

②ICTを活用した教育の推進

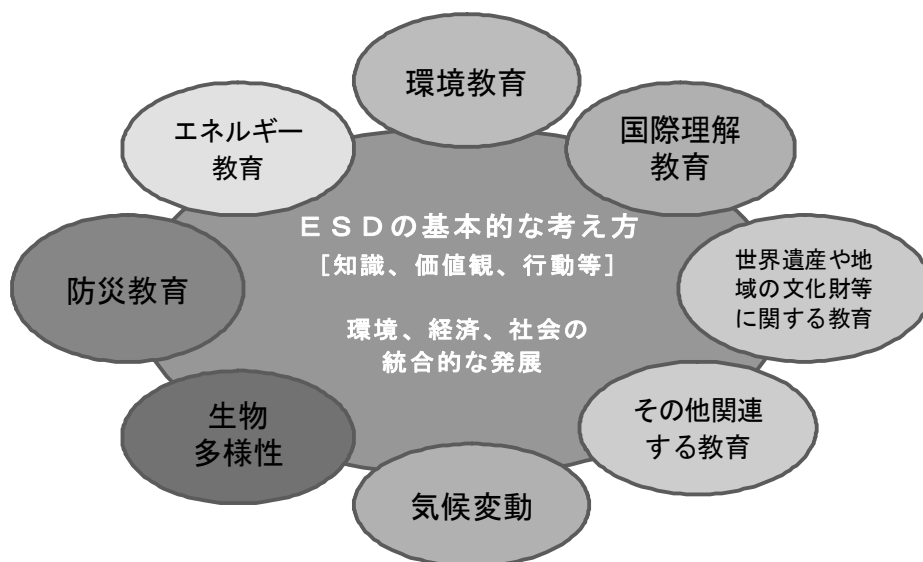
課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを充実するとともに、子どもたちの情報活用能力を育成するため、「大分県教育情報化推進基本計画」を踏まえ、ICTを活用した教育を推進します。

- ・ICTを活用して課題に応じた情報を収集・整理・分析・まとめ・表現する一連の学習活動を通じた、情報活用の実践力の育成
- ・プログラミング教育等を通じた、論理的思考力や情報処理能力の育成
- ・情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の推進
- ・情報活用能力を育成する授業づくりのための教職員研修の充実
- ・電子黒板やタブレット型端末、無線LAN環境等の計画的な整備

③持続可能な開発のための教育（ESD^(※2)）の推進

社会とのつながりや多様性を尊重し、他者と協働して身近な環境・社会問題の解決に向かう発想力・行動力を育成する教育を推進します。

- ・各教科等を通じた持続可能な社会づくりに関わる実践的な学習活動の充実
- ・日本ジオパーク^(※3)や世界農業遺産^(※4)、ユネスコエコパーク^(※5)等を活用した教育の充実
- ・ユネスコスクール^(※6)の認定に向けた研究の推進



【ESDの概念図】
(文部科学省HPより)

④主権者教育の推進

社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会の形成に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育を推進します。

- ・各学校段階に応じた主権者として自立するための基礎的な能力や態度の育成
- ・選挙管理委員会等との連携・協力の下、「県立学校における政治的教養の教育に関する指針」^(※7)に沿った政治的教養の教育の推進

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	91.3 %	H26	100 %	
I C T活用を指導できる教員の割合	67.3 %	H26	95 %	100 %
タブレット型端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	5.1人	H26	3.8人	2.8人

- (※1) 学校における人権教育の日常的な推進に向けて・・・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)をまとめた簡易版のこと。
- (※2) ESD・・・Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
- (※3) 日本ジオパーク・・・地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取組を行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。
- (※4) 世界農業遺産・・・国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業・水産業を含む。)を認定し、その保全と持続的な利用を図るもの。
- (※5) ユネスコエコパーク・・・ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。
- (※6) ユネスコスクール・・・ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ESDの推進拠点として位置付けている。
- (※7) 県立学校における政治的教養の教育に関する指針・・・「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月29日付文部科学省初等中等教育局長通知)や国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るために県教育委員会が策定する指針。学校における政治的中立性を確保する上での留意事項を含む政治的教養の教育の取組方針や、高等学校等の生徒の政治活動等に係る留意事項等を示している。

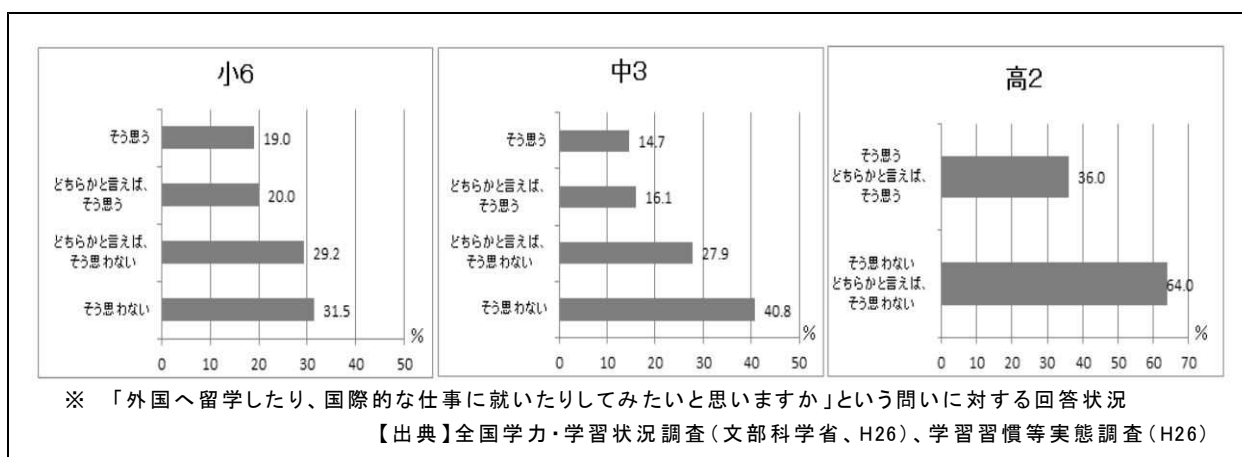
II グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

グローバル社会を生きるために必要な「総合力」の育成

■ 現状と課題

- ・グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。
- ・留学や海外への進学実績から見て、本県の子どもの海外への挑戦意欲は低く、将来の留学等に前向きな子どもは、全体の3～4割にとどまっています。
- ・多様性を受け入れ協働する力を育成する上で、国際交流活動をはじめ日本人とは異なる価値観を持った者と交流する機会等の充実が求められています。
- ・グローバル社会において多様な価値観を持つ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、英語力（語学力）の育成が求められています。

本県の子どもの海外への挑戦意欲



グローバル人材の資質・能力



■ 主な取組

これからのグローバル社会を生きる子どもたちが、世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働しながら未来を切り拓いていく上で、①から⑤の力の総合力が必要であり、その素地を学校・家庭・地域の協働による取組を通じて培います。

①挑戦意欲と責任感・使命感の育成

- ・人材バンクの設置等を通じた、グローバルに活躍する人材に触れる機会の充実
- ・留学フェアの開催や留学ガイドの作成、留学や海外大学進学に向けた相談窓口の設置等を通じた留学・海外進学に係る情報提供の充実
- ・国費による留学支援の積極的な利用促進を含む、留学に係る経済的支援の充実
- ・海外への挑戦意欲を喚起する、高校生対象のグローバルセミナーの開催

②多様性を受け入れ協働する力の育成

- ・小・中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプの実施
- ・外国語指導助手（ALT）の活用等による異文化理解の促進
- ・県立学校での海外姉妹校協定の締結、県内留学生との交流促進など国際交流活動の推進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）をはじめ先進的な取組の普及
- ・国際バカロレア^(※1)認定に向けた研究の推進

③大分県や日本への深い理解の促進

- ・郷土の先人に関する教材の作成・活用等による郷土学習の充実
- ・芸術教育や道徳教育など学校教育活動全体を通じた、郷土や国を愛する心の育成
- ・ふるさとの魅力継承のためのフォーラム等の開催
- ・海外姉妹校との交流等を通じた、郷土や日本についてのプレゼンテーション機会の充実

④知識・教養に基づき、論理的に考え伝える力の育成

・「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」の双方が育成される「付けたい力を意識した密度の濃い授業」の追求

- ・「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中）
- ・授業等に自己決定の場・共感的人間関係を育む場・自己存在感を感じる場を設定した「学びに向かう学習集団」の形成
- ・問題解決的な展開の授業の推進
- ・習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・各教科等を通じた言語活動の充実
- ・学校図書館・ICTの積極的な活用等による指導方法・指導体制の工夫改善

・思考力・判断力・表現力等を重視した高校入試の質向上

・ユネスコスクールの認定に向けた研究の推進を含む、探究型学習の充実

⑤英語力（語学力）の育成

- ・小・中・高等学校を通じた英語力向上を目指す「大分県英語教育改善推進プラン」に基づく英語教育の改善
- ・4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）の評価方法の確立と目標の設定
- ・4技能を高める「大分県発英語授業モデル」の開発・普及など指導力の向上
- ・系統的・体系的な英語指導を行うための校種間連携の推進

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合（高2）	40%	H26	50%	60%
一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒の割合（高3）	17.5%	H26	40%	50%

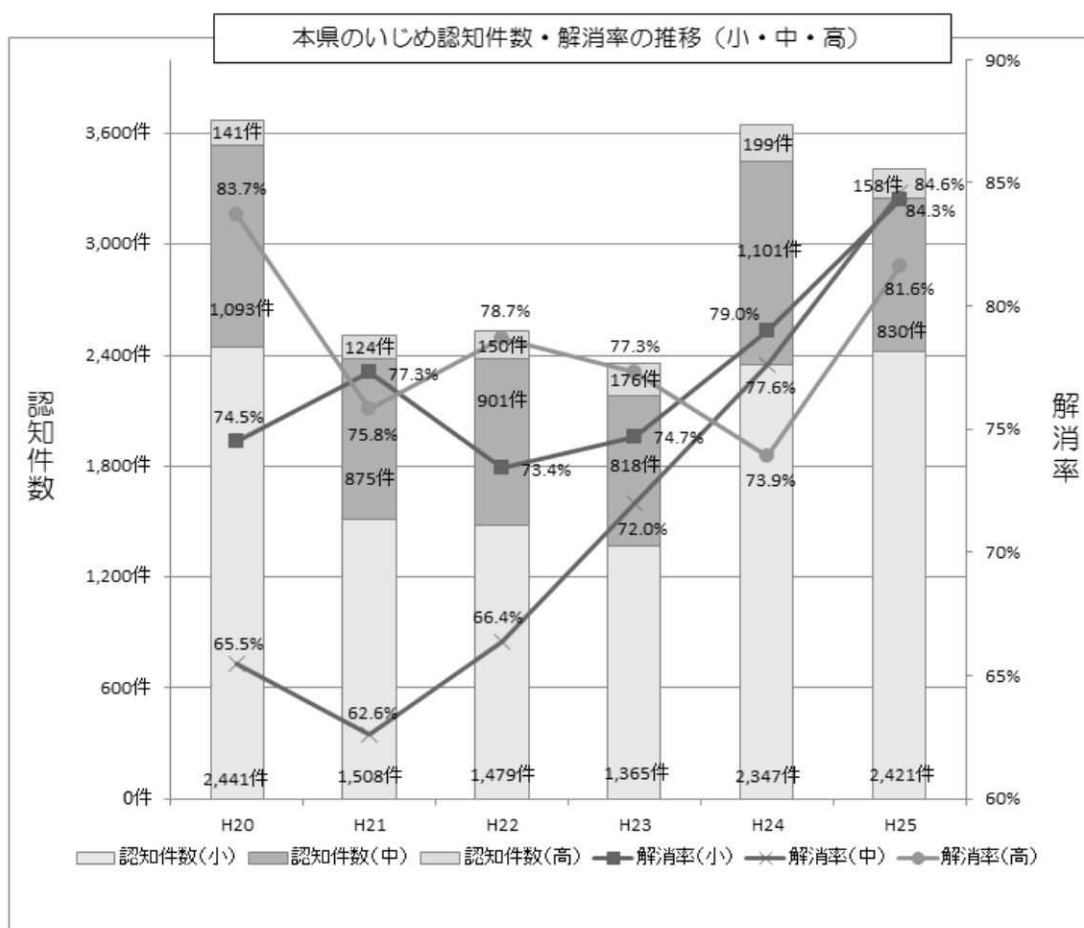
（※1）国際バカロレア・・・国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を取めると国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）が与えられる。

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(1) いじめ対策の充実・強化

■ 現状と課題

- ・本県のいじめ認知件数（1,000人あたり27.1件（平成25年度））は全国平均（1,000人あたり13.4件（同））を上回っていますが、今後とも些細ないじめも見逃さず、早期認知・早期対応に努めることが肝要です。
- ・他方、同年のいじめ認知件数に対する解消率（84.4%）は、全国平均（88.1%）を下回る状況にあります。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消率の一層の向上が求められています。
- ・スマートフォンの普及等に伴って、いわゆる「ネットいじめ」が問題化しています。また、いじめは時間の経過とともに複雑化・深刻化するため、「いじめ防止基本方針^(※1)」に基づき学校や関係機関・団体が連携し、早期発見・早期対応の徹底を図ることが求められています。



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

■ 主な取組

①未然防止対策の充実

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、組織的な生徒指導体制の構築と校種間連携の推進
- ・些細ないじめの兆候も見逃さない指導のための、教職員を対象とした各種研修会の充実と「いじめ問題対応マニュアル」等の活用推進
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成と社会規範の育成に向けた、「いじめゼロ子どもサミット」等、子どもの自発的活動の充実
- ・子どもの自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む道徳教育の充実

②早期発見・早期対応の徹底

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」という認識の下、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ります。

- ・子どもや保護者がいつでも相談できる体制の整備
- ・定期的なアンケート調査や面接調査による、いじめに係る状況把握の徹底
- ・「24時間子供SOSダイヤル」や「ネットいじめ相談窓口」における対応の強化
- ・スクールカウンセラー^(※2)等の資質向上と効果的配置の推進

③関係機関等と連携した支援の充実・強化

いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、福祉、医療、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化を図ります。

- ・学校警察連絡制度の活用促進
- ・「生徒指導支援チーム^(※3)」の有効活用
- ・いじめ対策連絡協議会等を通じた福祉、医療、警察等関係機関・団体との連携強化

■ 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31年度	H36年度
いじめの解消率	小 84.6 % 中 84.3 % 高 81.6 %	H25	小 87.5 % 中 87.5 % 高 87.5 %	小 90 % 中 90 % 高 90 %

(※1) いじめ防止基本方針・・・いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。

(※2) スクールカウンセラー・・・子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。

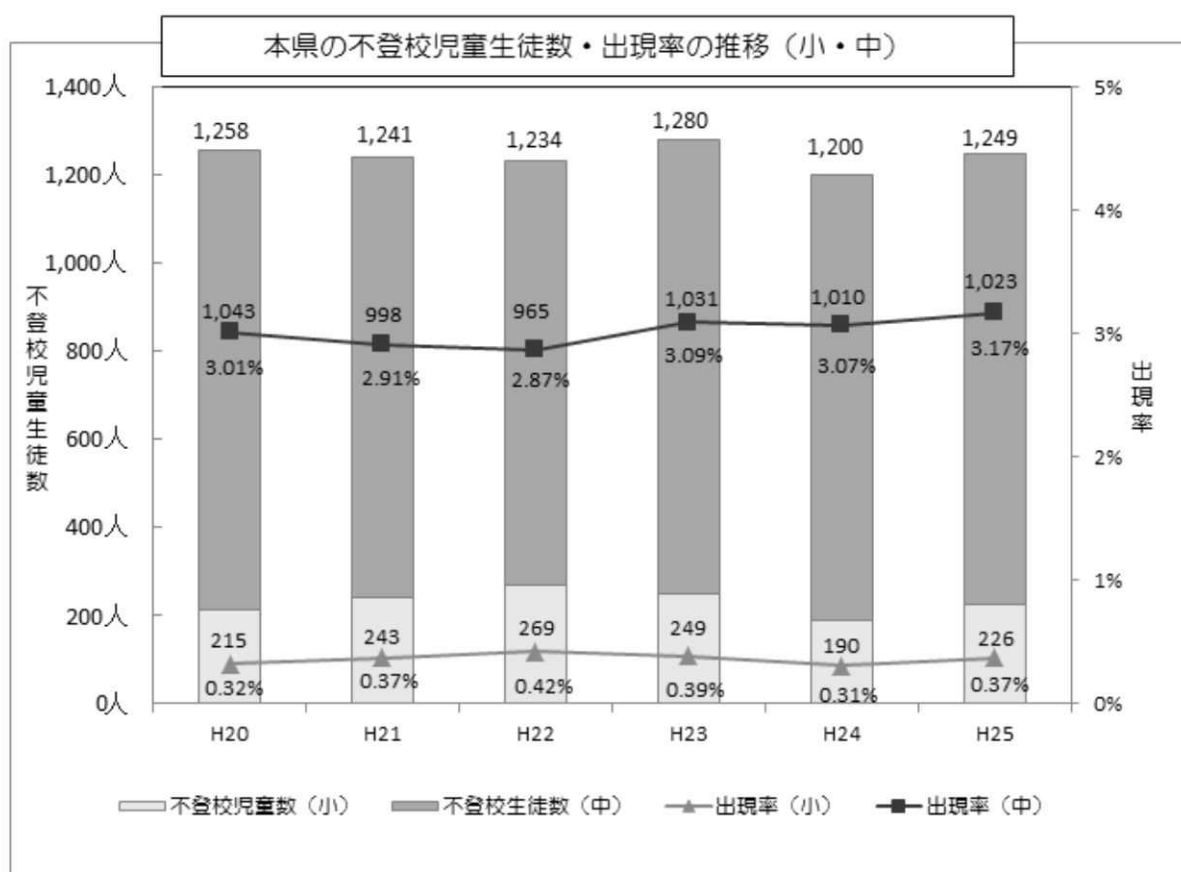
(※3) 生徒指導支援チーム・・・福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(2) 不登校対策等の充実・強化

■ 現状と課題

- ・本県の小・中学校の不登校児童生徒数は1,200人台の高止まり状況が続いているため、不登校出現率（1,000人あたり13.3人（平成25年度））の低減に向けた未然防止対策の充実を図る必要があります。
- ・不登校等の原因や背景が複雑・多様化していることから、福祉、医療等の関係機関・団体とも連携した組織的な対応の強化が求められています。
- ・無気力・不安等を要因とする不登校児童生徒の居場所・絆づくりを支援するとともに、個に応じた効果的な相談体制と自立支援体制の構築が求められています。
- ・不登校等の子どもに対する多様な教育機会の確保策について検討するとともに、子どもの貧困対策の一環として、学校現場において家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関に繋げていくことができる体制づくりが求められています。



【出典】児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

■ 主な取組

①未然防止対策の充実

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ります。

- ・校長のリーダーシップの下、「不登校対策計画」に基づく組織的な取組の推進
- ・地域不登校防止推進教員等を中心とした組織的な未然防止対策の充実
- ・不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と校種間連携の推進
- ・小中連携配置など、スクールカウンセラー等の効果的配置の推進

②早期発見・早期対応の徹底

「あったかハート1・2・3」運動により、不登校の兆候の早期発見に努め、早期対応の徹底を図ります。

- ・「あったかハート1・2・3」運動の徹底
 - 欠席1日目＝電話連絡（励まし電話、安心電話、受診確認）
 - 欠席2日目＝電話か家庭訪問（安心電話、症状の具体把握）
 - 欠席3日目＝家庭訪問（組織対応、体調の確認、再登校不安の解消）
- ・連続欠席3日以上の児童生徒の集計・把握と組織的対応の徹底
- ・県教育センターなどの教育支援センター（適応指導教室）^(※1) やスクールカウンセラーを活用した保護者支援の充実

③学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

福祉、医療等の関係機関・団体とも連携し、不登校等の子どもの学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実を図ります。

<不登校対策>

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の強化と学校復帰支援の充実
- ・定時制・通信制高校を活用した不登校児童生徒への支援の充実
- ・青少年教育施設における不登校児童生徒を対象とした自然体験・生活体験活動プログラムの活用促進
- ・教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール^(※2)等との連携促進
- ・青少年自立支援センターをはじめ、福祉、医療等の関係機関・団体との連携強化

<子どもの貧困対策>

- ・専門性の高い人材の確保・育成を含むスクールソーシャルワーカーの配置促進
- ・国や市町村との連携による、義務教育未修了の学齢超過者等への就学機会確保の在り方の検討

■ 目標指標

指標名	基準値		目標値	
		年度	H31年度	H36年度
不登校児童生徒の出現率 ^(※3)	小 0.37 % 中 3.17 %	H25	小 0.30 % 中 2.75 %	小 0.25 % 中 2.40 %

(※1) 教育支援センター（適応指導教室）・・・不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。

(※2) フリースクール・・・不登校の子どもを受け入れている民間の団体・施設のこと。

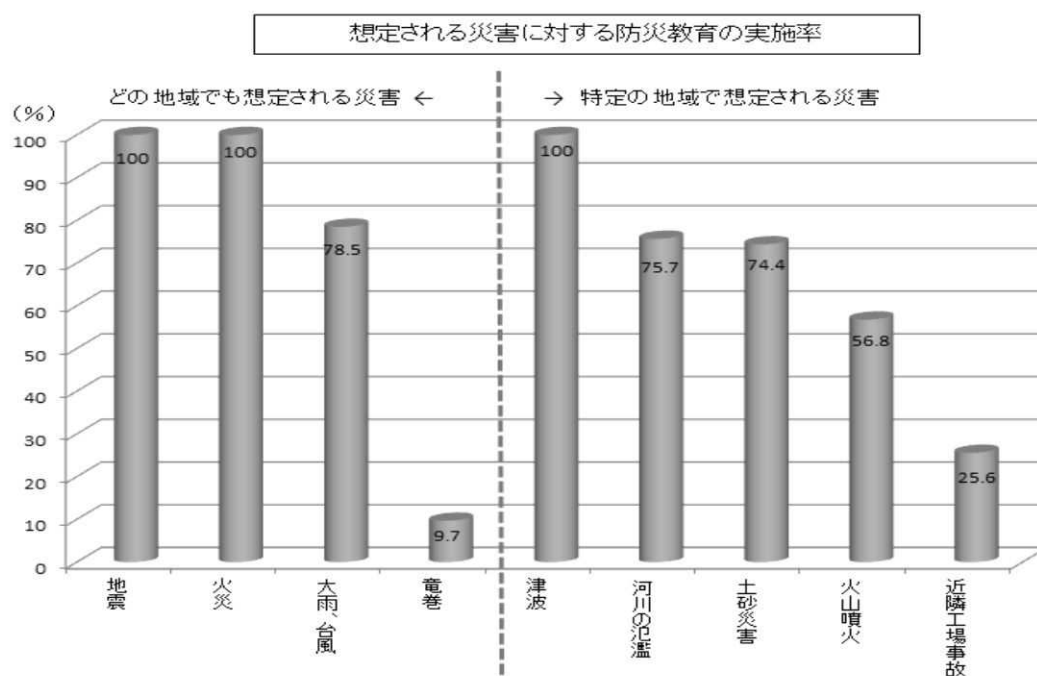
(※3) 大分県長期総合計画では、小学校、中学校を統合して記載。

Ⅲ 安全・安心な教育環境の確保

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・地震・火災を想定した防災教育は全ての学校で行われていますが、火山災害など地域特有の自然災害については取組が十分ではないため、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化が求められています。
- ・学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められています。
- ・学校内や登下校中の生活事故、交通事故を防止するためには、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要です。また、通学路の点検や地域と連携した見守り活動などの交通安全対策の充実が求められています。
- ・学習指導要領の改訂等に対応した教育環境の整備とともに、改修・更新の時期を迎える学校施設の長寿命化等の対策が求められています。



【出典】学校における安全に関する取組の調査(H26)

学校安全の三領域

「生活安全」	不審者、誘拐、傷害など日常生活で起きる事件・事故災害
「交通安全」	様々な交通場面における危険と安全
「災害安全」	地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の自然災害や火災、原子力災害など

■ 主な取組

①防災教育・防災対策の推進

各学校において、災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、実践的な防災教育・防災対策を推進します。

- ・防災活動やボランティア活動等を実際に体験する実践的な防災教育の推進
- ・「防災教育実践事例集」の活用促進など、地域の実情に応じた防災教育に係る先進的取組の普及
- ・防災士資格の取得促進を通じた学校防災力の向上
- ・学校防災アドバイザーの指導助言を通じた危機管理マニュアルの見直し促進
- ・防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実

②学校内外における子どもの安全対策の充実

学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策の充実を図ります。

- ・「運動部活動指導の手引き」等の活用による安全指導の徹底と救急体制の整備
- ・教職員を対象とした生活安全・交通安全研修の充実
- ・「まもめーる」や「県民安全・安心メール」の登録促進
- ・家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動の推進
- ・「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全対策の充実
- ・交通安全・犯罪防止の両面からの定期的な通学路の安全点検の実施

③学校施設の整備・長寿命化等の推進

教育環境の向上を図るとともに学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備・長寿命化等を推進します。

- ・多様な学習形態に対応可能な教育環境の整備
- ・津波避難に対応した校舎の高層化など安全安心な学校施設の整備
- ・「教育庁所管施設保全計画^(※1)」に基づく、建物の長寿命化や省エネ化の計画的実施

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	73.4%	H26	100%	
公共施設等総合管理計画 ^(※2) に基づく保全計画（個別施設計画）を策定している市町村の割合	0%	H26	70%	100%

(※1) 教育庁所管施設保全計画・・・「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。

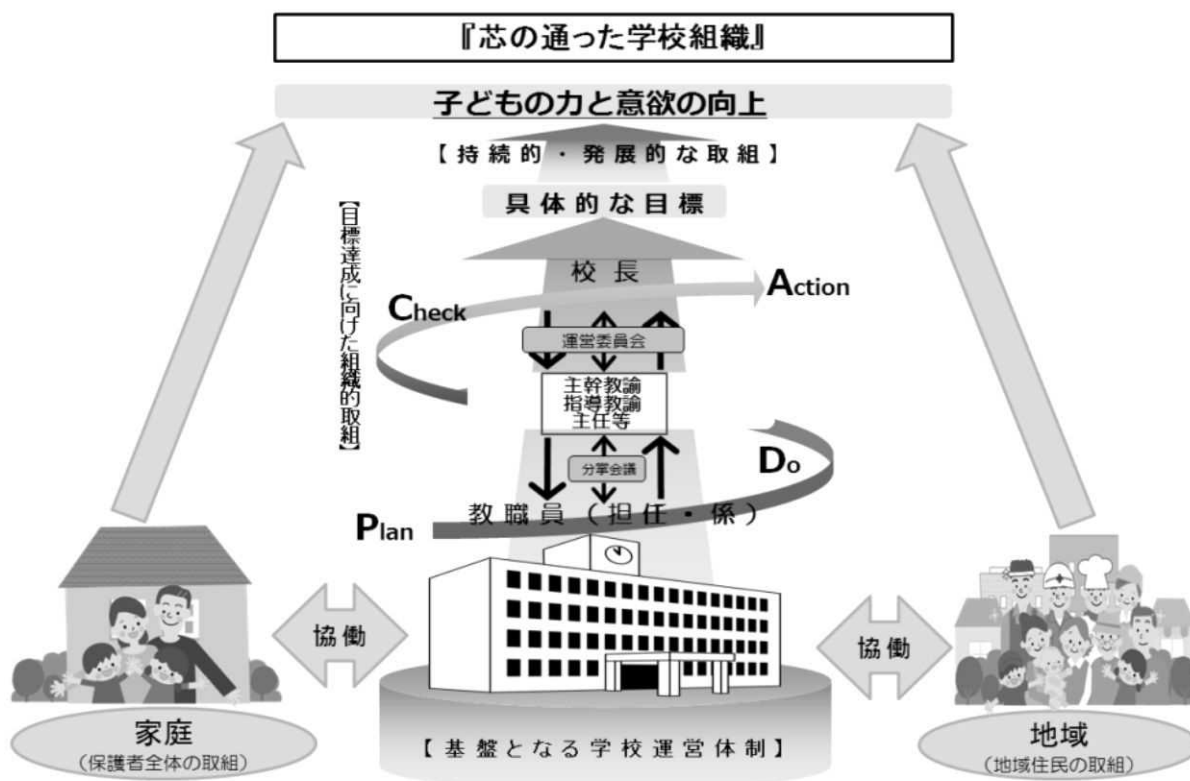
(※2) 公共施設等総合管理計画・・・各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」（平成27年7月）として策定している。

IV 信頼される学校づくりの推進

(1) 「芯の通った学校組織」の取組の深化

■ 現状と課題

- ・校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む「芯の通った学校組織」の構築を進め、その取組が定着しつつあるものの、全学校・全教職員に取組が浸透するまでには至っていないため、更なる取組の徹底が求められます。
- ・「芯の通った学校組織」づくりにあたって必要な学校マネジメントのツールを活用し、学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決・目標達成に向けた組織的な取組を充実・強化することが求められます。
- ・学校の目標や方針を家庭・地域と共有するなど学校教育の透明性を確保しつつ、三者による連携・協働の下、目標達成に向けて組織的な取組を行う学校運営が求められています。
- ・少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、学校教育と社会教育が連携した、地域とともにある学校づくりが求められています。



■ 主な取組

①学校マネジメントに係る取組の徹底・強化

「芯の通った学校組織」の取組が全学校・全教職員に浸透するよう、学校マネジメントに係る取組の徹底・強化を図ります。

<目標達成マネジメント>

- ・喫緊の学校教育課題に即した重点目標設定や検証可能で具体的な取組設定の徹底
- ・取組の発展と目標の向上に向けた短期の検証・改善サイクルの確立
- ・目標の全教職員での共有化や教職員評価システムとの連動の徹底

＜組織マネジメント＞

- ・目標達成に向けた主任の業務・役割の明確化など、主任制度の活性化
- ・主幹教諭・指導教諭の配置促進を通じた組織体制の強化
- ・運営委員会の活用推進などによる学校の企画・立案機能の強化
- ・職員会議の役割の明確化の徹底

②教育課題の解決に向けた組織的な取組の深化

学力・体力の向上、生徒指導など各学校における教育課題の解決のため、縦と横の関係を意識した「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。

- ・PDCAサイクルを取り入れた組織的な授業改善の推進
- ・不登校対策をはじめとした学校全体での組織的な生徒指導の推進
- ・学校の重点目標や重点的取組を家庭・地域と共有し、目標達成に向けて三者連携の下、それぞれの取組を進める学校・家庭・地域の協働推進
- ・学校段階をまたぐ教育課題の解決に向けて「芯の通った学校組織」の取組を一貫して進めるための、小・中学校間、中・高等学校間等の連携推進
- ・分野横断的な教育課題の解決に向けた、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の活用や福祉・警察等関係機関との連携強化

③地域とともにある学校づくりの推進

将来の地域を担う子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・既存校の成果・課題の検証を踏まえた、コミュニティ・スクールの普及推進
- ・「協育」ネットワークを活用した放課後や土曜日等の学習支援の充実
- ・授業支援や登下校の見守りなど、学校と地域のコーディネート機能の充実
- ・「おおいた教育の日」の取組などを通じた、学校教育と社会教育の連携強化

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	小 16 % 中 13 %	H25	小 40 % 中 30 %	小 65 % 中 45 %
コミュニティ・スクールに指定された学校の割合	6.7 %	H26	35 %	50 %
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数	0.8 万人	H26	1.0 万人	1.2 万人

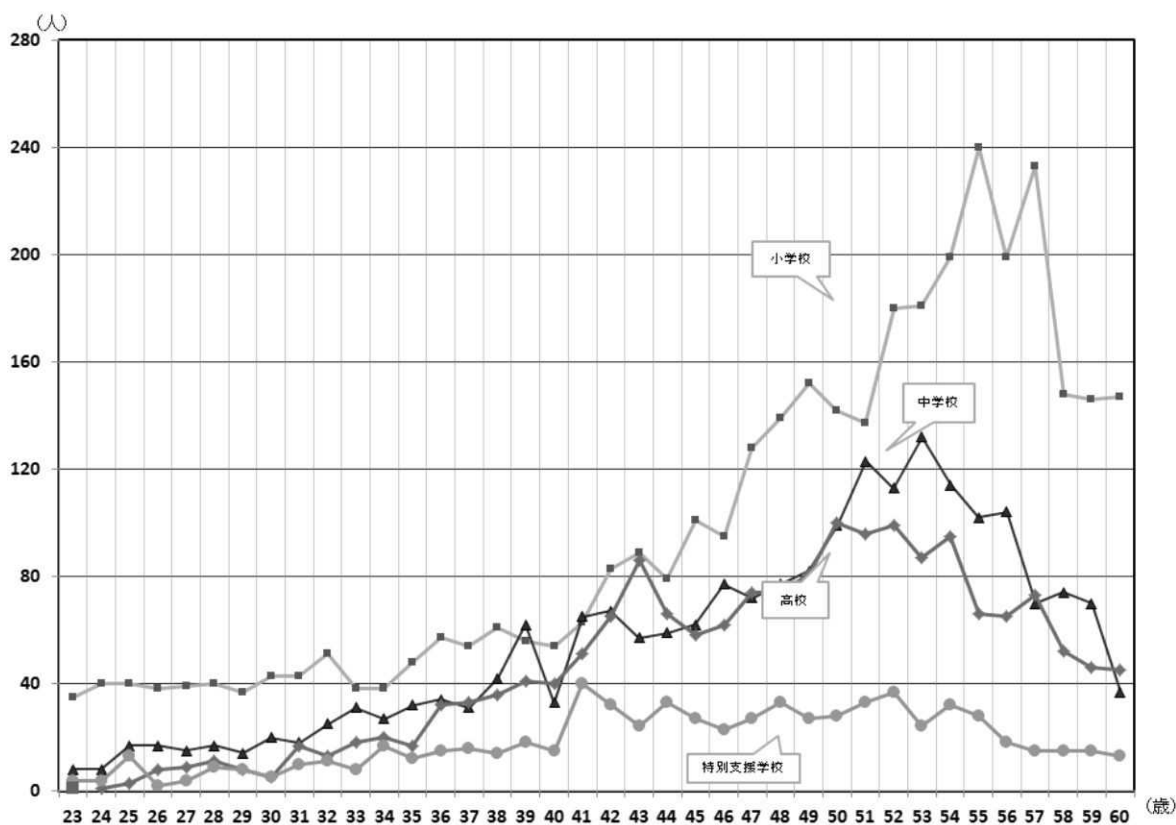
IV 信頼される学校づくりの推進

(2) 教職員の意識改革と資質能力の向上

■ 現状と課題

- ・ 今後10年間で教職員の約半数が定年退職を迎える中、本県の教育課題に対応できる人材の確保とともに、ベテラン教職員の持つノウハウの継承を図るなど若手教職員の計画的な育成が求められています。
- ・ 「芯の通った学校組織」の取組の深化を図る上で、管理職、主要主任等のミドルリーダーの養成とともに、学校教育課題への組織的な対応に向けた全教職員の意識の徹底が求められます。
- ・ 精神疾患で病気休職になる教職員は平成21年度をピークとして減少傾向にあるものの、在職者比では依然として高水準で推移しています。また、教職員定期健康診断の結果によれば有所見率が高く、中でも生活習慣病の予備軍が多く見られるため、特に若年層の生活習慣の改善が必要です。
- ・ 子どもの模範となるべき教職員が飲酒運転やセクハラ、体罰などの不祥事を起こすことは絶対に許されないことであり、これらを根絶する必要があります。

公立学校教員の年齢分布(平成27年4月1日現在)



※1 平成27年4月1日現在在職者の平成27年度年齢(H28.4.1時点の年齢)による年齢別人数分布
 ※2 対象は、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭(充て指導主事も含む)

■ 主な取組

① 「教育県大分」を担う人材の確保・養成

子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を着実に推進するため、「教育県大分」を担う人材の確保・養成を図ります。

- ・求められる教職員像を踏まえた採用選考試験の実施・改善
- ・「大分県教育庁チャンネル」や県内外の教員養成機関等を通じた、教員志望者等への大分県教育に関する情報発信の強化
- ・多様な視点を取り入れた教員採用選考試験の実施による人材確保の推進
- ・学校マネジメント能力を有し、学校改革に取り組む意欲に富んだ管理職の養成
- ・管理職等の養成や教員免許取得・更新等における県内大学等との連携強化

求められる教職員像

求められる教職員像	着眼点	具体的内容
専門的知識をもち、実践的指導力のある人	専門性	・教科等に関する専門的知識 ・学習指導や生徒指導等に関する実践的指導力 等
使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人	人間性	・強い責任感や思いやりの心 ・教育公務員としてのより高度な規範意識 ・円滑に教育活動を進めることができる対人関係能力 等
柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人	社会性 創造性 たくましさ	・広い視野、柔軟な発想、企画力 ・困難なときにこそ常に創造力を発揮し、新しい課題に果敢に取り組む姿勢 等
学校組織の一員として考え行動する人	組織人としての自覚	・学校組織の一員として考え行動する姿勢 ・校長のリーダーシップのもと、教育課題の解決に組織として取り組む姿勢 等

②資質能力の向上と適材適所の配置

教職員が意欲を持って業務を遂行でき、全県的な教育水準の維持向上にも資するよう、資質能力の向上と適材適所の配置を推進します。

<資質能力の向上>

- ・教職員のライフステージに応じた計画的・体系的な研修（O J T、O f f - J T）の充実
- ・「芯の通った学校組織」の取組を下支えする学校マネジメント研修の充実
- ・「教育県大分」の創造に向けた教育研究団体等の活用
- ・人事評価の人事・給与への適切な反映など教職員評価システム^(※1)の効果的運用を通じた人材育成の推進

<適材適所の配置>

- ・教職員の資質能力向上と全県的な教育水準の維持向上に資する、広域人事異動の推進
- ・小・中・高・特別支援学校の校種間連携のための人事交流の推進
- ・学校マネジメントの中核を担う主幹教諭、指導教諭の配置促進
- ・学級担任への正規教員の配置促進

③校務環境の整備

教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、学校が組織として十全に機能するよう、校務環境の整備を推進します。

- ・「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」の取組や「学校現場の負担軽減ハンドブック」の活用促進を通じた、学校における事務効率化や会議の縮減等の推進
- ・「特定事業主行動計画」に基づく育児支援のための教員配置等の検討
- ・学校支援センターによる学校運営支援機能の強化
- ・サービス・給与等の事務処理システム（総務事務システム）の導入や生徒情報等を管理する校務支援システムの充実
- ・校務用パソコンや複合機等、校務処理に必要な I C T 機器の計画的な整備

④健康の保持・増進

教職員が教育活動に専念し、持てる資質能力を十分に発揮できるよう、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。

- ・「こころのコンシェルジュ^(※2)」による学校訪問など、メンタルダウンの未然防止、早期対応、職場復帰と再発予防の推進
- ・生活習慣病の予防に向けた教職員への健康支援の充実

⑤サービス規律の徹底

子どもの模範となるべき教職員の不祥事を根絶するため、サービス規律の徹底を図ります。

- ・サービス研修テキスト等を活用した研修の充実
- ・高い倫理観と厳しい自律心を持つ教職員の養成

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
主幹教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 ^(※3) 県立学校：全ての学校	小 25.0 % 中 75.0 % 高 5.9 % 特 0 %	H26	小 100 % 中 100 % 高 100 % 特 100 %	
指導教諭の配置対象校への配置率 小中学校：12学級以上 ^(※3) 県立学校：全ての学校	小 28.4 % 中 30.6 % 高 47.1 % 特 0 %	H26	小 100 % 中 100 % 高 100 % 特 100 %	
若年層（40歳未満）の定期健康診断有所見率	70.5 %	H26	65 %	60 %

(※1) 教職員評価システム・・・学校の重点目標等に基づいて、教職員が自己目標を設定し達成状況を自己申告する「目標管理」と、校長等が教職員の「能力」「姿勢・意欲」「実績」を相対的に評価する「人事評価」の2つの柱で構成されるシステムのこと。教職員が、学校の教育目標達成に向け日常の教育活動に意欲を持って取り組むことをねらいとしている。

(※2) こころのコンシェルジュ・・・教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。

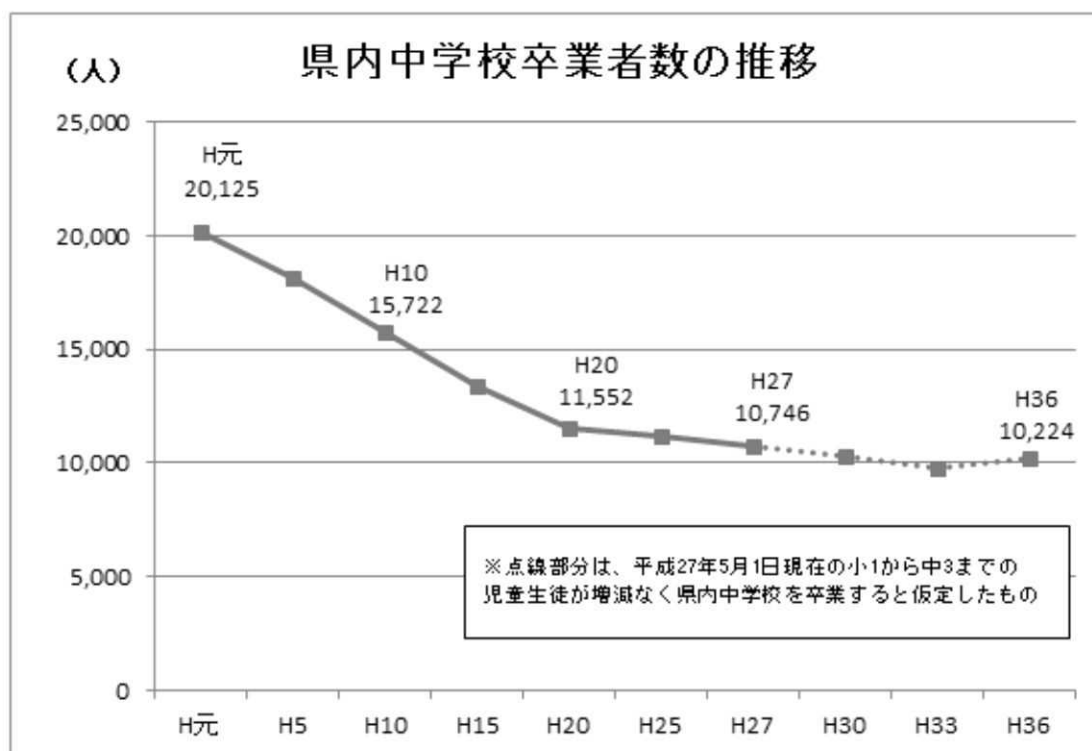
(※3) 12学級未満の学校への配置にあたっては、市町村の状況や当該校の実情等を総合的に勘案する。

IV 信頼される学校づくりの推進

(3) 魅力ある高等学校づくりの推進

■ 現状と課題

- ・グローバル化の進展、少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、新しい時代に相応しい魅力ある高等学校づくりが求められています。
- ・生徒が未来に夢や目標を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上が求められています。
- ・地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえた特色ある高等学校づくりを推進する必要があります。
- ・地方創生が大きな課題となる中、専門高校には、各分野における専門人材の育成を通じて地域産業の活性化に貢献する役割が、これまで以上に求められています。
- ・経済的な理由により高等学校への修学が困難な生徒に対し、教育費の負担を軽減し、教育の機会均等を図ることが求められています。



【出典】学校基本調査(文部科学省)

■ 主な取組

①高等学校教育の質の確保・向上

生徒が主体的に学び、自身の未来を切り拓いていくことができるよう、進学・就職を見据えた高等学校教育の質の確保・向上を図ります。

<共通>

- ・校長のリーダーシップの下、魅力ある高等学校づくりに向けた組織的な取組の推進
- ・主体的・協働的な学びを重視した指導の充実など、高大接続改革を見据えた授業改善の推進

- ・「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」の活用促進
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校等の先進的な取組の波及
- ・第三者評価を含む学校評価を通じた学校運営の継続的改善

＜専門教育＞

- ・多様な学習ニーズや進路希望に応える専門教育の充実
- ・商工労働・農林水産部局や地域の関係機関等との連携強化
- ・専門的な知識・技術・技能の習得・向上に向け、他県との連携を含めた実習設備等の整備

②特色ある高等学校づくりの推進

地域に信頼され、選ばれる学校となるため、地域のニーズを踏まえ、地域の活力ともなる特色ある高等学校づくりを推進します。

- ・コミュニティ・スクールの導入など地域と協働した学校の活性化
- ・市町村立中学校と連携した教育活動の充実など地域に根ざした特色化の推進
- ・地域産業界と連携した専門教育の充実など、地域を担う人材育成の推進
- ・地方創生にも資する地域の高等学校の在り方の検討

③修学支援の充実

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的理由によって修学が困難な高校生に対する修学支援を充実します。

- ・高等学校等就学支援金の支給による授業料負担の軽減
- ・低所得世帯への高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の給付による教育費負担の軽減
- ・優秀な生徒等で経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の充実
- ・高等学校定時制・通信制課程への修学を促進するための「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金」の貸与

■ 目標指標

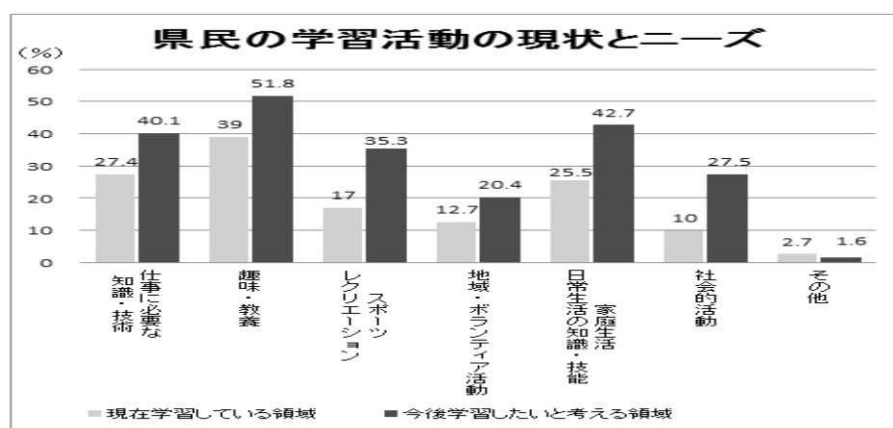
指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
授業がわかると感じる生徒の割合 （再掲）	高 34.5 %	H26	高 50 %	高 65 %
主体的に学ぼうとする生徒の割合 （再掲）	高 10.8 %	H26	高 30 %	高 50 %

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

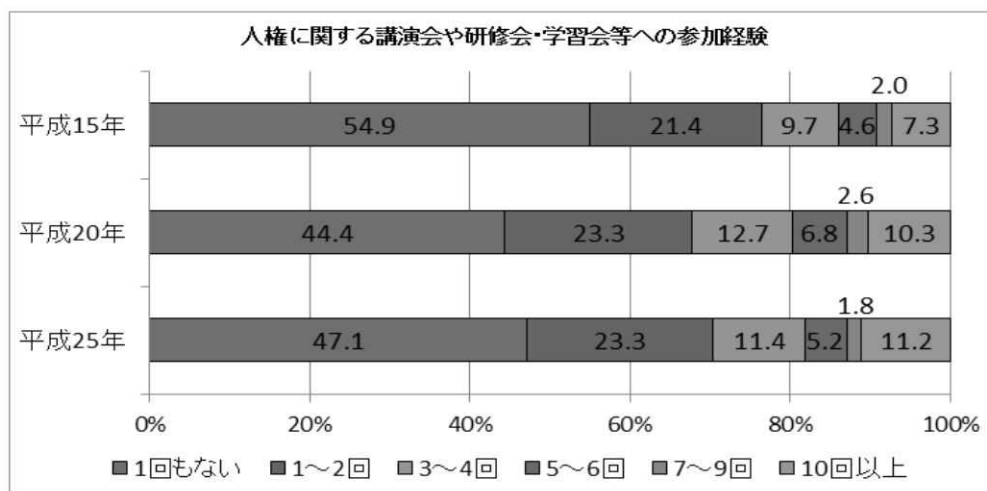
(1) 多様な学習活動への支援

■ 現状と課題

- ・変化の激しい時代にあって、県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められています。
- ・誰もが豊かな人生を送ることができるよう、また、地方創生の観点からも、生涯にわたって学び、その学習成果を適切に生かすことのできる社会の構築が求められています。
- ・「人権に関する県民意識調査」の結果によれば、無関心層の広がりが見られるところ、県民一人ひとりの人権意識を高める学習の充実が求められます。
- ・地域における人権学習の取組状況にバラツキがあるため、各市町村との連携の下、大分県社会人権・同和教育推進協議会^(※1)の活動等を通じた取組の強化が求められます。



【出典】県民及び教育行政職員の生涯学習に関する意識調査(H22)



【出典】大分県人権に関する県民意識調査

■ 主な取組

①多様な学習機会の提供と地域人材の育成

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供とともに、生涯を通じた学びの成果を地域活動に活かす人材の育成を推進します。

<多様な学習機会の提供>

- ・県民の学習ニーズや学校、社会教育関係団体の要請に対応した学習機会の提供

- ・ 県立図書館における行政や民間団体等と連携したセミナー、公開講座等の充実

<地域人材の育成>

- ・ 「地域力」の向上を担う人材育成のための講座の充実
- ・ 自身の学びの成果を地域活動に活かす人材の育成
- ・ ボランティア団体等の活動支援のための講座・情報提供の充実
- ・ 公民館等を拠点とした、地域の課題解決に向けた講座等の開催や学習の成果を地域に還元する取組の推進

②多様な学びを支える環境づくりの推進

県民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、ICTの活用を含む社会教育施設の機能充実や社会教育の担い手養成など、多様な学びを支える環境づくりを推進します。

- ・ 県民ニーズを踏まえた多様な学びを支える県立社会教育施設の機能再編
- ・ 生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」を活用した情報発信の強化
- ・ 郷土の歴史、文化、自然に関する資料等の収集・保存・提供の推進
- ・ 社会教育主事など社会教育関係指導者の養成と資質向上
- ・ 市町村の公民館や公立図書館等の職員を対象とした研修の充実
- ・ 市町村主催の各種講座・研修等に必要講師情報等の提供

③人権意識を高める学習の推進

「大分県人権教育推進計画（改訂版）」を踏まえ、大分県人権問題講師団^(※2)等を活用し、多様な人権課題に対応した学習機会の充実を図ります。

<県民の主体的な学びへの支援>

- ・ 県民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、具体的な行動に移すことができる態度を育成する人権学習プログラムの開発
- ・ 指導者（ファシリテーター）の養成・活用による人権学習の充実
- ・ 新たな人権課題に対応した人権学習の充実

<人権尊重の地域づくりの推進>

- ・ 地域の人権課題や住民ニーズに沿った効果的な学習機会の提供
- ・ 大分県社会人権・同和教育推進協議会の活動を通じた、地域における人権学習の取組強化
- ・ 学校・家庭・地域の協働による、人権が尊重される地域づくりの推進

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
公立図書館の利用者数	229万人	H26	237万人	245万人
生涯学習情報提供システムのインターネット講座アクセス件数	2.6万件	H26	3.8万件	5.0万件
人権問題講師団の活用回数	320回	H26	410回	500回

(※1) 大分県社会人権・同和教育推進協議会・・・県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。

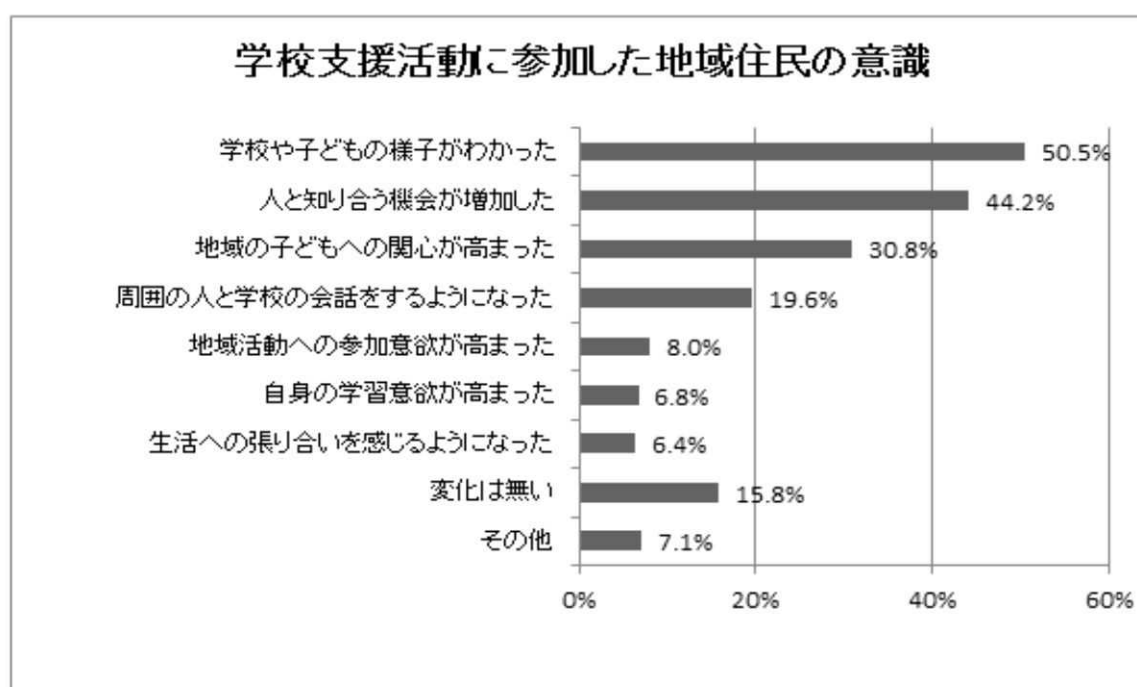
(※2) 大分県人権問題講師団・・・県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(2) 社会全体の「協育」力の向上

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行とともに人間関係の希薄化といった課題が顕在化する中、地域の活力を支える人材の育成とともに地域コミュニティの再構築が求められています。
- ・ 地域の教育力の向上を図るため、子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤として、地域全体で地域課題の解決に向けて取り組む新たな体制を整備する必要があります。
- ・ 保護者や地域住民等に対して「協育」ネットワークの取組の有用性を周知することにより、支援者の更なる拡大を図るとともに、「協育」で人と人の絆を紡ぐまちづくりに繋げていくことが求められています。



【出典】学校、家庭、地域社会の「協育」ネットワーク構築の推進に関する意識調査 (H21)

(大分大学高等教育開発センター)

■ 主な取組

① 「協育」ネットワークの充実・深化

地域の活力を支える人材の育成と地域コミュニティの再構築のため、「協育」ネットワークを基盤とした新たな体制整備を推進します。

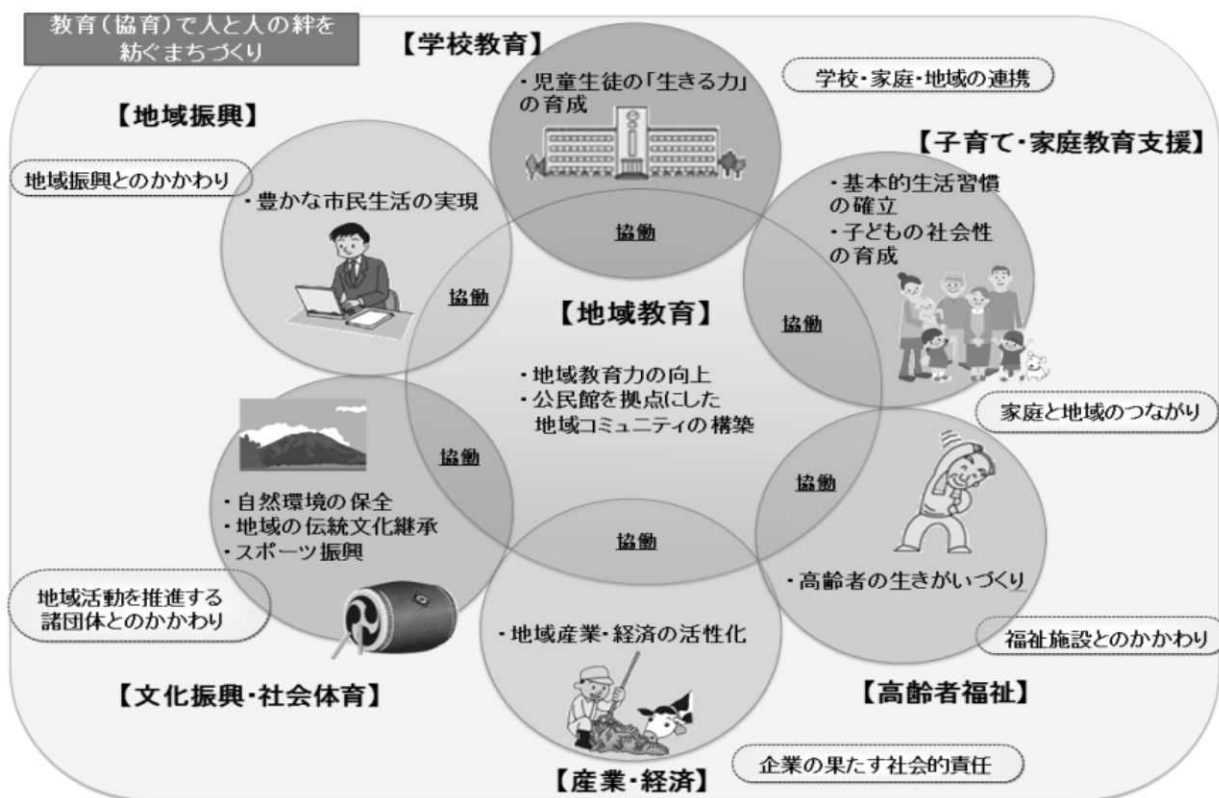
- ・ 地域主導の子どもの学習活動や体験活動に参画・協働する機運の醸成
- ・ 個人の学びの成果を地域でのボランティア活動等に活かすコーディネート機能の充実
- ・ 「協育」ネットワークと子ども会や婦人会、青年団、PTAなど各種団体との連携強化
- ・ 「協育」ネットワークを基盤とした、地域振興や産業経済等の領域との連携強化

② 「協育」力を活かした地域活動の展開

「協育」ネットワークを基盤とした「協育」力を活かし、多様な学習機会の提供を通じて人と人の絆を紡ぐ取組を推進します。

- ・学校・家庭・地域が連携・協働した、放課後や土曜日等の子どもの学習支援の充実
- ・学校の授業等支援や登下校の見守りなど、学校の求めに応じた活動の推進
- ・地域独自の環境教育や防災教育、キャリア教育、「O-L a b o^(※1)」の取組と連携した科学教育などの学習機会の充実
- ・地域振興、産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実
- ・地域の伝統文化等を活用した、郷土への誇りや愛着を育む学習の充実

「協育」ネットワークを基盤とした地域コミュニティ



目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	7.8 万人	H26	9.3 万人	10.6 万人
放課後チャレンジ教室等の活動に参加する児童数 (再掲)	0.8 万人	H26	1.0 万人	1.2 万人

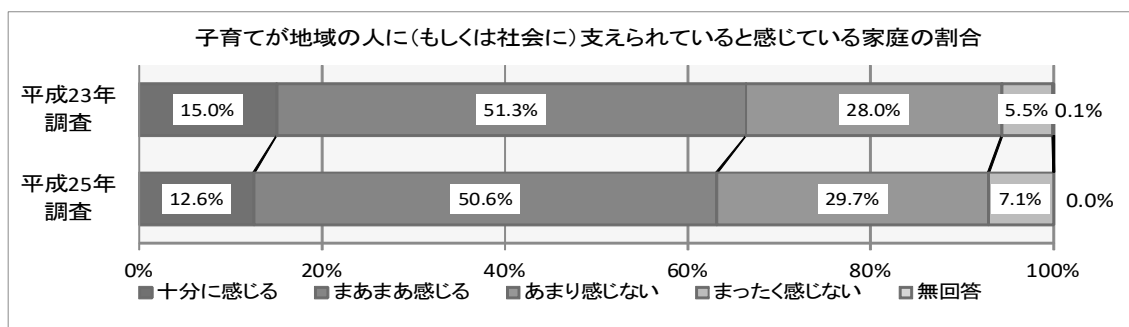
(※1) O-L a b o・・・子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。

V 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

(3) コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

- ・核家族化等の家族構成の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより地域社会や家庭における「教育力」が低下していると指摘されています。
- ・家庭は子どもたちの健やかな育ちのための基盤であり、基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担うものであるため、家庭に対しての継続的な支援が求められています。
- ・子育ての悩みや不安を抱え、周囲に相談できずに孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域社会全体で子育て家庭を支える取組が求められています。



【出典】こども子育て支援課調査

■ 主な取組

①家庭教育支援体制の整備

家庭における「教育力」の向上を図るため、家庭と地域をつなぐ支援体制の整備を推進します。

- ・公民館等を拠点とした、学校・家庭・地域をつなぐ家庭教育支援体制の強化
- ・多様な能力、経験を持つ地域人材の家庭教育支援の取組への参画促進
- ・家庭教育支援に携わる人材養成のための研修の充実
- ・地域の広報媒体を活用した、家庭教育に関する情報提供の充実

②保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、保護者に対する学習機会の提供を推進します。

- ・子育て支援など関係施策と連動した切れ目のない学習機会の提供
- ・家庭教育の重要性に係る理解を深めるための「おおいた親の学びプログラム」の普及促進
- ・家庭教育の啓発や子育て相談サービスの紹介などに関する情報提供の充実

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
「協育」ネットワークによる家庭教育支援の取組に参加する地域住民の数	1,913人	H26	2,500人	3,000人

VI 文化財・伝統文化の保存・活用・継承

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

■ 現状と課題

- ・ 県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が必要です。
- ・ 文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められています。
- ・ 積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められています。

国・県指定文化財件数

平成27年4月現在

国指定・選定		県指定		合計
国宝	4	—	—	4
重要文化財	83	有形文化財	470	553
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	50	56
特別史跡	1	—	—	1
史跡	39	史跡	105	144
特別名勝	—	—	—	0
名勝	3	名勝	7	10
特別天然記念物	2	—	—	2
天然記念物	21	天然記念物	78	99
重要伝統的建造物群保存地区	1	—	—	1
重要文化的景観	3	—	—	3
選定保存技術	1	選定保存技術	0	1
合計	169	合計	725	894

■ 主な取組

①文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図ります。

- ・ 文化財の指定・選定・登録を通じた、適切な保存・管理の推進
- ・ 埋蔵文化財センターの移転整備による、収蔵品の適切な保存・管理の徹底
- ・ 市町村教育委員会と連携した有形文化財の状況把握の徹底
- ・ 地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・ 文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・ 文化的景観や伝統的建造物群など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

②文化財・伝統文化の活用

文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図ります。

- ・有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開をはじめ、文化財を核にした観光戦略の展開
- ・文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産」の認定促進による地域の活性化
- ・教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備
- ・埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・文化財を紹介する案内板等の整備・充実

③文化財・伝統文化の継承

無形文化財や民俗文化財などの文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実するとともに、それらの文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するための基盤整備を推進します。

<学ぶ機会の充実>

- ・無形民俗文化財などの伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・子ども神楽保存団体など文化財愛護団体^(※1)の活動発表機会の充実
- ・県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実

<継承に向けた基盤整備>

- ・文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・地域に伝わる伝統文化の伝承教室や文化財の保存技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や積極的な情報発信の推進

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
国・県指定の文化財数	894件	H26	920件	945件
県立歴史博物館・県立先哲史料館・埋蔵文化財センターの利用者数	10.1万人	H26	11.3万人	11.5万人

(※1) 文化財愛護団体・・・身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を涵養することを目的として各地に結成されている団体のこと。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。

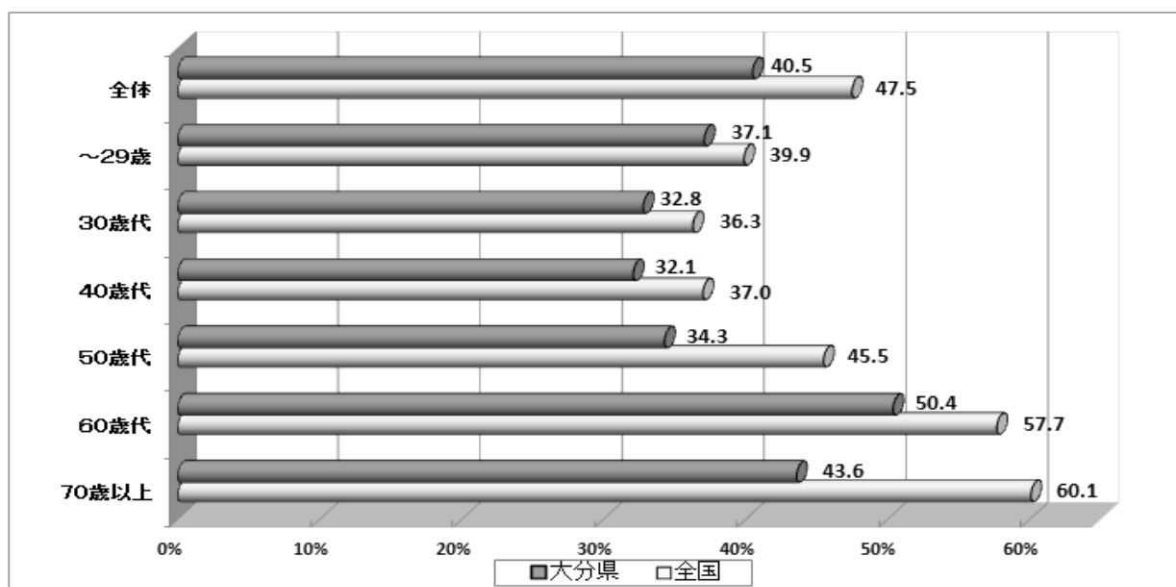
Ⅶ 県民スポーツの推進

(1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成

■ 現状と課題

- ・ 県民の定期的な運動・スポーツ実施率（40.5%（平成25年度））は全国平均（47.5%（同））より低いため、運動・スポーツの実施に関する意識啓発が求められています。
- ・ 本県の運動・スポーツ実施率を見ると、ライフステージが上がるにつれて実施率が上昇しているものの働く世代の実施率が低く、中でもライフステージが上がるほど全国平均を下回る状況にあります。
- ・ 「県民のスポーツに関する実態調査」（平成25年度）の結果によれば、運動・スポーツに取り組む動機は、健康・体力づくり、楽しみや気晴らしなど多様であり、阻害要因としては、高齢、施設面、金銭面、多忙感などが挙げられています。

成人の運動・スポーツ活動の実施状況



【出典】県民のスポーツに関する実態調査（H25）

■ 主な取組

① ライフステージに応じたスポーツの推進

県民が心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた生活を送ることができるよう、ライフステージに応じたスポーツを推進します。

- ・ 実施方法や内容等を工夫した全世代型スポーツイベントの充実
- ・ 地域人材の活用や発達段階に応じた指導の充実（子ども）
- ・ 職場と連携した体力測定等の機会充実とスポーツ施設・サークル等に関する情報提供の充実（働く世代）
- ・ 総合型地域スポーツクラブ^(※1)を活用した健康教室や軽運動プログラムの充実（高齢者）

② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

県民が身近な地域で日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を推進します。

- ・総合型地域スポーツクラブへの加入促進
- ・市町村等との連携による、総合型地域スポーツクラブの新規創設と既設クラブの活動区域の拡大
- ・クラブマネージャーや体力チェックサポーター等各種人材の育成・活用や拠点クラブの育成など、「広域スポーツセンター^(※2)」による支援の充実
- ・「総合型クラブおおいネットワーク」と連携した、総合型地域スポーツクラブの自律的運営能力の向上

総合型地域スポーツクラブ一覧

平成27年4月1日現在

NO	クラブ名	市町村名	NO	クラブ名	市町村名
1	NPO法人洞門元気クラブ	中津市(本耶馬溪町)	22	明ゆうクラブ	大分市(明野地区)
2	NPO法人TMKチャレンジクラブ	豊後高田市	23	西の台あいあい倶楽部	大分市(西の台校区)
3	NPO法人総合型地域スポーツクラブ グレートサラマンダー	宇佐市(院内町)	24	わさだ夢クラブ	大分市(穂田校区)
4	わっしょいUSAクラブ	宇佐市	25	判田すこやか倶楽部	大分市(判田校区)
5	姫島ふれあいスポーツクラブ	姫島村	26	NPO法人滝尾百穴クラブ	大分市(滝尾地区)
6	NPO法人MAKK笑人クラブ	国東市	27	田野ふれあいクラブ	臼杵市(野津町)
7	NPO法人OKYさわやかスポーツクラブ	杵築市	28	下ノ江よろうちクラブ	臼杵市(下ノ江地区)
8	日出町総合型地域スポーツクラブひまわりのたね	日出町	29	NPO法人エンジョイつくみ	津久見市
9	にこしんクラブ	別府市(西小学校区)	30	NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ	由布市(湯布院町)
10	あさみ川クラブ	別府市(南部地区)	31	みこトスマイルインクラブ	由布市(庄内町)
11	ほくふスポーツクラブ	別府市(亀川地区)	32	スポーツクラブHASAMA	由布市(扶間町)
12	南立エンジョイ倶楽部	別府市(西部地区)	33	みなみスポーツクラブ	佐伯市(南中学校区)
13	大平山湯の街クラブ	別府市(大平山地区)	34	つるみ友クラブ	佐伯市(鶴見)
14	NPO法人七瀬の里Nクラブ	大分市(野津原)	35	本匠ホタッピクラブ	佐伯市(本匠)
15	ひしのみクラブ	大分市(金池校区)	36	竹田スポーツ・レクリエーションクラブ	竹田市
16	NPO法人川添なほまなクラブ	大分市(川添校区)	37	みえスポーツクラブ	豊後大野市(三重町)
17	NPO法人わいはい夢クラブ	大分市(東大分校区)	38	おがたいききスポーツクラブ ネスト	豊後大野市(緒方町)
18	NPO法人賀来衆倶楽部	大分市(賀来校区)	39	朝地フレンドクラブ	豊後大野市(朝地町)
19	NPO法人おおみちふれあいクラブ	大分市(大進校区)	40	あまがせスポーツクラブ	日田市(天瀬町)
20	OZAI元気クラブ	大分市(大在地区)	41	童里夢スポーツクラブ	玖珠町
21	みんなの明治クラブ	大分市(明治地区)	42	ここのえ“夢”クラブ	九重町

目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	40.5%	H25	50%	56%
総合型地域スポーツクラブの会員数	1.6万人	H26	1.8万人	2.0万人

(※1) 総合型地域スポーツクラブ・・・学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。

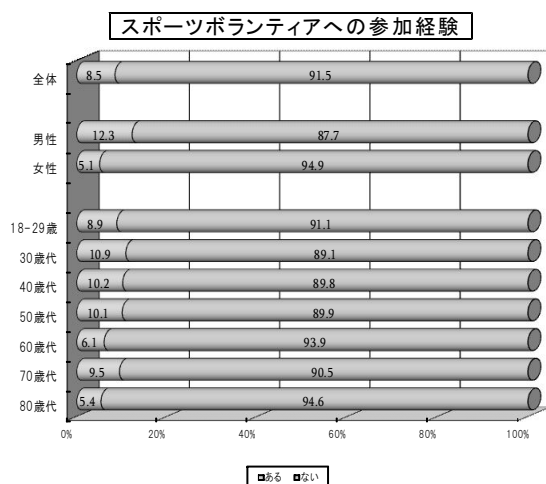
(※2) 広域スポーツセンター・・・総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。

Ⅶ 県民スポーツの推進

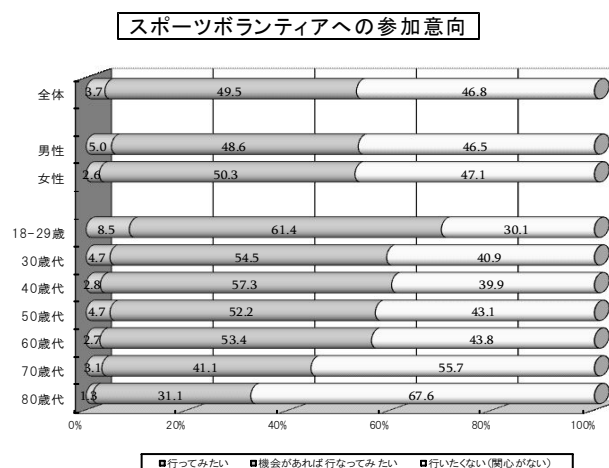
(2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進

■ 現状と課題

- ・人や地域の交流を促進することで、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備が求められています。
- ・スポーツの関わり方は、実際に「する人」だけではなく、プロスポーツの観戦等「みる人」、指導者やスポーツボランティアといった「ささえる（育てる）人」などがあり、県民生活においてスポーツが担う役割も青少年の健全育成や地域社会の活性化など様々です。
- ・既存の県立屋内スポーツ施設の老朽化、大規模大会への対応が困難といった現状等を踏まえ、市町村との役割分担の下、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実が求められています。
- ・公益財団法人日本体育協会公認の有資格指導者数（26年10月現在）は1,695人と全国的に見て少ない状況にあり、多様化する県民のスポーツニーズに対応するためには、質の高い指導者を養成・確保するとともに、有資格指導者を有効に活用することが必要です。



【出典】県民のスポーツに関する実態調査(H25)



【出典】県民のスポーツに関する実態調査(H25)

■ 主な取組

① 「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実

県民が多様な形でスポーツに親しむことができるよう、「みる」「ささえる」スポーツイベントの充実を図ります。

- ・大規模大会の開催等に合わせた選手によるスポーツ教室の開催など、地域住民との交流機会の創出
- ・未経験者を対象とした研修会の開催や登録制度の構築などを通じた、スポーツボランティア活動の普及
- ・スポーツ情報提供システムの構築など、県民ニーズに応じた最新のスポーツ情報の収集と情報発信の充実

②スポーツ施設の整備・充実

大規模スポーツ大会の開催も含め、より多くの県民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

- ・ 武道を中心として多目的に活用できる県立屋内スポーツ施設の整備
- ・ 利用者の幅広いニーズに対応したスポーツ施設の機能の充実
- ・ 地域住民のスポーツ活動機会の創出に向けた、学校体育施設開放校の拡大

③スポーツ指導者の養成・確保と関係機関等との連携強化

多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ指導者の養成・確保や関係機関等との連携強化を図ります。

- ・ ライフステージに応じた適切な指導が可能な質の高いスポーツ指導者の養成・確保
- ・ 福祉保健部等関係部局・団体との連携による障がい者スポーツの指導者養成
- ・ 県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る福祉保健部等関係部局や市町村との連携強化
- ・ スポーツ少年団などのスポーツ関係団体、プロ・企業チームとの連携強化
- ・ スポーツ医科学に基づく安全対策等に係る研究機関・医療機関・大学との連携強化

■ 目標指標

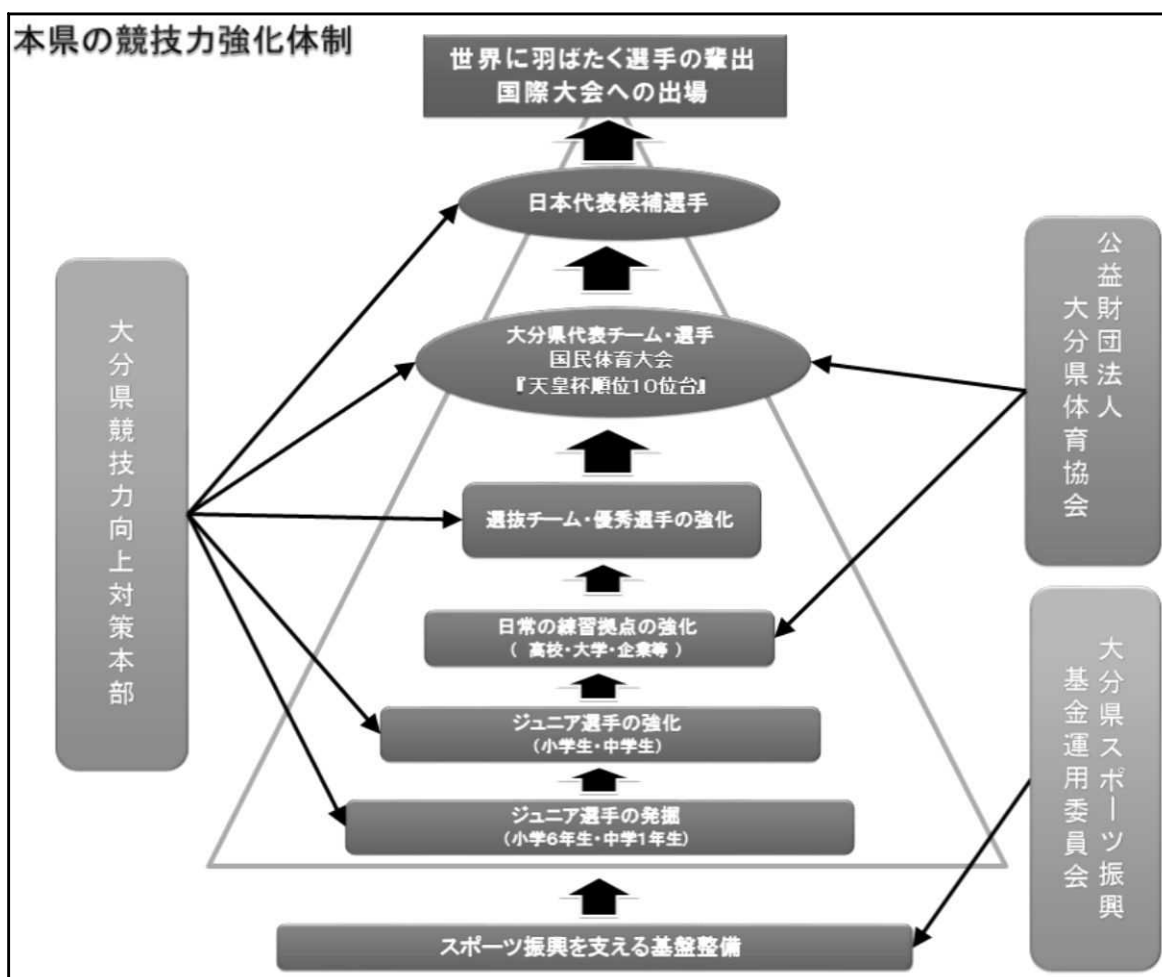
指標名	基準値	目標値		
		年度	H31 年度	H36 年度
人口 1 万人当たりの公認スポーツ指導者登録数	14.5 人	H26	16.0 人	17.5 人

VIII 世界に羽ばたく選手の育成

世界に羽ばたく選手の育成

■ 現状と課題

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019等の各種国際大会において、本県出身選手の活躍を期待する声が高まっています。
- ・国民体育大会の少年種別やインターハイ等における競技力の低下傾向に歯止めをかけ、競技力の向上を図る上で、優れた才能を持ったジュニア選手の発掘・育成・強化が必要です。
- ・国際大会等で活躍できるトップアスリートを輩出するためには、国民体育大会10位台の定着に向けた選手強化の上に、全国、そして世界で通用する優秀選手に対する支援を行うことにより、本県の競技力を向上・安定させることが必要です。
- ・平成20年の「チャレンジ!おおいた国体」での天皇杯獲得に貢献した指導者が世代交代の時期を迎え、次代を担う卓越した指導者の養成・確保が求められています。
- ・本県で育成・強化された優秀な選手が将来、県内に就職してオリンピックなどの国際大会を目指すための仕組みづくりが求められています。



■ 主な取組

①ジュニア期からの一貫指導体制の確立

ジュニア期からの効果的な選手の育成・強化を図るため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘に取り組むとともに、小・中・高等学校を通じた一貫指導体制を確立します。

- ・優れた資質を有するジュニア選手の発掘
- ・県選抜選手の強化対象の拡大、指導者による目標や強化方針の共有など、一貫指導体制の確立による効果的な選手の育成・強化

②優秀選手の育成・強化

国内外の大会において本県出身選手が活躍できるよう、競技力強化体制の整備や競技団体への支援を通じた、優秀選手の育成・強化を図ります。

- ・世界で通用する優秀選手の育成・強化に向けた、本県出身選手の国内外の大会参加支援
- ・指導技術やレベルの高い技能を学ぶことによる競技力向上を目的とした、国内外のトップレベルの指導者やチームの招聘
- ・競技力向上の拠点となる学校、企業、クラブチーム等における強化活動の支援充実

③競技力を支える人材の養成

国内外の大会での活躍に向けて本県出身選手の競技力を向上させるため、次代を担う卓越した指導者など競技力を支える人材の養成を図ります。

- ・高度な専門知識や指導技術を有する指導者の養成・確保
- ・各種研修会の開催などによる次代を担う卓越した指導者の養成・資質向上
- ・公認スポーツ指導者の資格取得の推進
- ・スポーツ医学を活用した競技力向上を図るため、スポーツドクター、スポーツトレーナー、栄養士等によるサポート体制の整備・充実
- ・「大分県競技力向上スーパーコーチ^(※1)」を活用するなど、次代を担う指導者の異競技間等交流の促進

④競技力を支える環境の整備

優秀選手が必要な支援・協力を得て競技活動に専念できるよう、関係団体等との連携により競技力を支える環境整備を推進します。

- ・日本オリンピック委員会（JOC）、産業界等との連携の下、優秀選手の県内企業への就職支援システムの構築
- ・大分県体育協会をはじめ関係団体等との連携・協力による、最先端のスポーツ医学の活用促進
- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）や「大分県教育庁チャンネル」などを活用した、競技力向上対策に係る広報の充実

■ 目標指標

指標名	基準値	目標値		
		年度	H31年度	H36年度
国際大会出場者数	35人	H26	40人	45人

(※1) 大分県競技力向上スーパーコーチ・・・全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。

第3章 計画の進行管理

計画の進行管理

1 計画の進行管理

計画に基づく施策の進行管理にあたっては、目標指標の達成度をはじめ施策の達成状況を把握し、県民とも適時に本県の教育課題を共有した上で、透明性を確保しつつP D C Aサイクルを機能させる仕組みが必要です。

このため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、毎年、本計画の項目・指標を基本とする県教育委員会の施策の点検・評価を行い、その結果について公表するとともに、教育行政に適切に反映させ、教育行政の運営の効率化と質の向上を図っていきます。その際、エビデンスに基づくP D C Aサイクルの重要性に鑑み、本計画の指標を含む客観的なデータを用いた効果検証に努め、点検・評価の実効性を高めるとともに、より有効な施策展開を図ることとします。

また、教育を取り巻く社会情勢の変化に応じて計画自体の適時適切な見直しも求められることから、「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン2015）」の実施状況を勘案しつつ中間年を目途に計画の見直しを行うこととします。

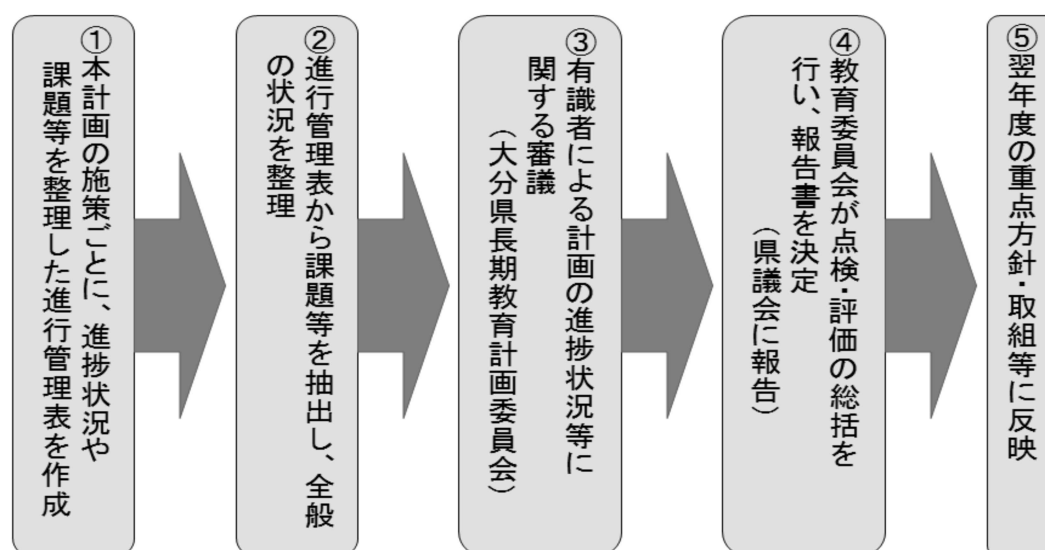
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 進行管理のフロー図



3 大分県長期教育計画委員会

教育の振興のための施策に関する基本的な計画（本計画）の策定及び当該計画に基づき推進する施策の達成状況を検証するため、大学関係者、PTA関係者、経済界など、各分野の第一線で活躍されている外部有識者で構成される「大分県長期教育計画委員会」を設置しています。

大分県長期教育計画委員会委員名簿

(平成28年1月現在)

氏名	所属・役職	備考
内田 猛	大分県小中学校長会協議会 会長	
大山 直美	大分エコセンター(株) 代表取締役	
木戸 浩久	大分県高等学校PTA連合会 会長	
久保田 貴子	別府大学短期大学部 准教授	
佐藤 晋治	大分大学教育福祉科学部 准教授	
高尾 悦子	NPO法人賀来衆倶楽部 クラブマネジャー	
谷口 勇一	大分大学教育福祉科学部 教授	
橋本 仁	大分日産自動車株式会社 取締役社長	
疋田 啓二	大分県PTA連合会 会長	
本田 昌巳	玖珠町教育委員会 前教育長	
三浦 享二	大分市教育委員会 教育長	
三重野 待子	有限会社大分動物霊園メビウス 代表取締役	副委員長
宮脇 和仁	大分県立学校長協会 会長	
山崎 清男	大分大学教育福祉科学部 教授	委員長
横山 研治	立命館アジア太平洋大学 学長特命補佐	
渡辺 恭英	NPO法人大分県芸術文化振興会議 理事長	

(五十音順、敬称略)

【参考資料】

用語解説

読み	用語名	解説	掲載ページ
アイ	I o T	Internet of Things(モノのインターネット)の略。世の中の様々なモノをインターネットに接続し、ネットワーク化する技術のこと。	3
アイ	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。パソコンはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。	1,3,6 9,21,22 23,24,26 38,42
アズ	預かり保育	幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動のこと。	17
アツ	「あったかハート1・2・3」運動	不登校の早期発見・早期対応のため、以下の取組を行うもの。 欠席1日目 = 電話連絡(励まし電話、安心電話、受診確認) 欠席2日目 = 電話か家庭訪問(安心電話、症状の具体把握) 欠席3日目 = 家庭訪問(組織対応、体調確認、再登校不安解消) 欠席3日以上 = チーム支援(担任、養護教諭、関係教員、SC、関係機関連携)	31
アプ	アプローチカリキュラム	幼稚園、保育所、認定こども園に通う小学校入学前の5歳児(6歳児)を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。	17
アン	県民安全・安心メール	大分県が提供する、大雨や地震、津波などの気象警報や緊急情報等のメール配信サービス。	33
イイ	ESD	Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。	23
イジ	いじめゼロ子どもサミット	県内の小・中学生代表による「いじめのない学校づくり」に向けた発表や意見交換等を通して、いじめ防止に向けた気運を醸成し、いじめの未然防止を図ることを目的に開催する会議のこと。	29
イジ	いじめ対策連絡協議会	教育委員会、警察、福祉事務所等の関係機関が一堂に会して、いじめ問題に関する対策を協議し、解決に向けた情報の共有、連携を図る協議会のこと。	29
イジ	いじめ防止基本方針	いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき策定された基本的な方針のこと。	28
イリ	医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。一定の研修を受けた介護職員等(教員を含む)であれば、一定条件の下に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる。	21
イン	イングリッシュ・キャンプ	県内勤務の外国語指導助手(ALT)等とともに、英語を用いて以下のような活動を行い、英語学習・英語使用の動機付けを図るために実施する合宿のこと。 【小学生】・自己紹介・海外の遊び・英語劇発表・企業人による講話 など 【中学生】・インタビュー・テスト・課題劇・英語で日記・英語で買い物体験 など	26
イン	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。	7
イン	インターンシップ	学習内容や将来の進路などに関連した職業体験活動のこと。	19
ウン	運営委員会	管理職、主要主任等で構成される校内委員会で、校務に関する企画立案等を行う学校運営の中核となる組織。	35

読み	用語名	解説	掲載ページ
オオ	大分県教育庁チャンネル	学校現場で頑張っている教職員の姿、児童生徒の活動、地域の方による学校支援の様子など、先進的な取組や特色ある取組などを紹介するため、県教育委員会が動画投稿サイトYou Tubeに開設した専用チャンネル。	7
オオ	大分県競技力向上スーパーコーチ	全国トップレベルのチーム・選手を育成した実績を持ち、その経験や知識を活かして指導者全体の指導力向上を図ることを目的として、公益財団法人大分県体育協会が指定する県内の優秀指導者のこと。	53
オオ	おおいた教育の日	県民が一体となって、明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成等を図るため、「おおいた教育の日条例」により、11月1日を「おおいた教育の日」と定め、その前後の期間に県内全域で様々な取組を行っている。平成17年度から実施しており、平成25年度からは年間テーマを決め、県内1市を主会場として推進大会を開催している。	7 35
オオ	大分県産業教育振興会	産業・経済・教育の諸機関とその関係者、学識経験者をもって組織され、産業教育に関する連携・協力等を目的として設置された会のこと。	18
オオ	大分県社会人権・同和教育推進協議会	県、市町村、人権教育関係団体の連携・協力を図り、社会教育における人権・同和教育を総合的かつ効果的に推進する組織のこと。	41 42
オオ	大分県人権問題講師団	県教育委員会が養成する、人権問題に深い見識を持つ指導者のこと。所定の講座を受講後、県で登録し、県内各地域や学校で人権教育の講師として活動している。	42
オオ	OJT・Off-JT	OJTとは、On the Job Training の略で、職場内において、日常の職務を通して、必要な知識や技能、態度等を、組織的・計画的・継続的に高めていく人材育成のこと。 Off-JTとは、Off the Job Training の略で、職場を離れて行う人材育成のこと。	37
オオ	O-Labo	子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めることを目的として、平成22年から開設している科学体験教室のこと。大学・高等学校や企業等と連携し、夏季休業期間や土・日曜日等を中心に科学体験講座を実施している。	44
ガイ	外国語指導助手(ALT)	Assistant Language Teacherの略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人等を指す。	26
ガク	学習指導要領・幼稚園教育要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定める、各学校等で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。 各学校等では、学習指導要領や文部科学省令で定められている年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校等の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成している。	4 16 32
ガク	学部主事	特別支援学校の各学部に着く職で、校長の監督を受けて各学部の校務をつかさどる。県立特別支援学校では当該学部の教諭を充てており、幼児児童生徒の生活指導や安全管理等の学部運営全般の業務を担っている。	21
ガク	学力向上支援教員	地域総ぐるみで戦略性のある学力向上の取組を展開しようとする市町村教育委員会に対して、主に域内の授業改善の推進を目的に加配している教員。平成27年度は18市町村に対し、小学校45名・中学校27名を配置している。	9
ガツ	学校警察連絡制度	警察と学校が情報交換・共有することにより、児童生徒の安全確保及び非行防止を図り、児童生徒の健全育成に資することを目的とした相互連絡制度のこと。大分県では、平成21年6月30日に県教育委員会と県警察本部との間で協定が結ばれた。	29
ガツ	学校現場の負担軽減プロジェクトチーム	県教育委員会が行っている業務等を見直すことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校現場の負担軽減を図ることを目的に、県教育委員会の本庁各課・室及び教育センターの代表者で構成している庁内組織のこと。	37
ガツ	学校支援センター	小・中学校の事務の効率化や事務職員の人材育成・教員の業務支援等を目的として、地域の拠点となる学校に設置した事務センター。周辺の小・中学校15校程度の業務を集中的に処理し、教育支援等を行う。	38

読み	用語名	解説	掲載ページ
ガツ	学校評価	学校教育法第42条に基づき、学校運営の改善に向けて、学校の目指す目標を設定し、目標達成のための取組や達成状況を評価するもの。学校評価は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つの形態により行われる。	16 17 35 40
ガツ	学校防災アドバイザー	学校の避難訓練や危機管理マニュアルの見直しについて指導助言するために、県教育委員会が委嘱した学識経験者・元消防士・防災士などの防災分野の専門家。	33
ガツ	学校における人権教育の日常的な推進に向けて	「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)をまとめた簡易版のこと。	23
ガツ	学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、教職員、学校医、地域の保健機関などで構成される校内委員会。	15
カリ	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	9 16
カン	感染症情報収集システム	集団生活で、感染症が蔓延しやすい環境にある学校において、感染症による入院、死亡といった重症化を防ぐために集団発生を早期に探知し早期対応をするための、学校欠席者の情報収集システムのこと。関係機関同士でリアルタイムに情報を共有でき、情報の一元管理が可能となる。	15
キキ	危機管理マニュアル	学校保健安全法第29条に基づき、学校において児童生徒の安全の確保を図るため、その学校の実情に応じて、危険等発生時に学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領のこと。危険の種類によって、「防災マニュアル」「不審者対応マニュアル」等と呼ばれる。	33
キケ	危険ドラッグ	大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれる、危険な違法ドラッグ。あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解させるため、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されることがある。	15
ギノ	技能検定	企業等で働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する試験のこと。県教育委員会では、特別支援学校高等部生徒を対象とした独自の技能検定を平成24年度から実施している。	21
キヤ	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育のこと。	18 19 21 44
キヨ	教職員評価システム	学校の重点目標等に基づいて、教職員が自己目標を設定し達成状況を自己申告する「目標管理」と、校長等が教職員の「能力」「姿勢・意欲」「実績」を相対的に評価する「人事評価」の2つの柱で構成されるシステムのこと。教職員が、学校の教育目標達成に向け日常の教育活動に意欲を持って取り組むことをねらいとしている。	2 34 37
キヨ	教育支援センター(適応指導教室)	不登校の子どもやその保護者を支援するため、学校以外の施設での学習の援助や体験活動、訪問指導や相談を行う公的な機関のこと。	31
キヨ	教育庁所管施設保全計画	「大分県公共施設等総合管理指針」に基づいて策定される個別施設計画のうち、県教育委員会が所管する建築物について策定する計画のこと。	33
キヨ	「協育」ネットワーク	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働(「協育」)を推進するためのネットワークのこと。	7,12 35,43 44,45
ケン	県立高等学校授業改善実施要領	「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を踏まえ、県立高等学校における組織的な授業改善を着実に実施するため、平成27年5月に県教育委員会が策定した要領。	9
ゲン	言語活動	各教科の目標の実現のために行われる記録、要約、説明、論述などの活動。これらの活動は、思考力・判断力・表現力等の育成に効果的とされている。	9 26

読み	用語名	解説	掲載ページ
ケン	県立学校における政治的教養の教育に関する指針	「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(平成27年10月29日付文部科学省初等中等教育局長通知)や国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るために県教育委員会が策定した指針。学校における政治的中立性を確保する上での留意事項を含む政治的教養の教育の取組方針や、高等学校等の生徒の政治活動等に係る留意事項等を示している。	24
コウ	広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するとともに、県民スポーツの振興を目的とした事業を行う機関のこと。	49
コウ	公共施設等総合管理計画	各地方公共団体が策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。本県では「大分県公共施設等総合管理指針」(平成27年7月)として策定している。	33
コウ	高校改革推進計画	平成18年度～平成27年度を実施期間として、特色ある学校づくり、学校規模の適正化及び学校・学科の適正配置、学校選択の拡大を目的として策定した、公立高校の再編整備等に関する計画。	2 4
コウ	高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)	高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、非課税世帯であることなどの要件を満たす生徒の保護者等に対して、所定の手続を経た後、県が支給する給付金のこと。	40
コウ	高大接続改革	「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月文部科学大臣決定)に基づく、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の一体的な改革を指す。	1,4,8 18,39
コウ	高等学校等就学支援金	高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金のこと。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。	40
コウ	公認スポーツ指導者	各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図り、指導体制を確立するため、公益財団法人日本体育協会が資格認定する指導者のこと。	53
ゴウ	合理的配慮	障害者権利条約第2条で、「障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。障がい者に対し、例えば意思疎通を円滑に行うための配慮をしたり、慣行やルール、施設の仕様を変更したりすること、本人の申し出に応じた漢字の振り仮名付きテキストの提供、試験時間を延長することなどもこれに当たる。	7 21
ココ	こころのコンシェルジュ	教職員が抱える心の問題を早期に発見・解決するため、学校を巡回し教職員と面談する相談員のこと。	38
コク	国際バカロレア	国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムのこと。生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、所定の成績を収めると国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)が与えられる。	26
コン	子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域の子育て支援拠点のこと。	17
コド	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。	16
コド	子どもと本をつなぐ大人	子どもに対して本を紹介し、本との出会いを作る大人のこと。例えば、司書、図書館ボランティア、教職員等。	12
コベ	個別の教育支援計画	障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考え方の下、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立ち一貫した教育的支援を行うことを目的として、学校が主体となって作成する支援計画のこと。	20 21

読み	用語名	解説	掲載ページ
コベ	個別の指導計画	障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、各学校の教育課程や各教科等の指導計画等を踏まえ、各教科等別あるいは単元・題材別の個別目標、指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。	20 21
コミ	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校のこと。	7 35 40
シド	指導教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法第37条第10項では、「児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」と規定されている。児童生徒の「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する「学びに向かう学校」づくりを推進し、持続的・発展的な授業改善を組織的に実践する要の職と位置付けられる。	2 9 35 37 38
シヤ	社会教育主事	社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員のこと。社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導・助言に当たる役割を担う。	42
シユ	就労支援アドバイザー	各学校の進路指導担当教員と連携し、在籍生徒の就労能力の発見や評価、各地域の企業のニーズ把握や企業の業務内容の分析、就労希望の生徒と企業とのマッチング等を主な業務とする職員のこと。県独自に県立特別支援学校に配置している。	21
シユ	主幹教諭	平成19年の学校教育法改正により設けられた新しい職の一つで、同法37条第9項では、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる」と規定されている。「芯の通った学校組織」の取組推進に向けて、学校運営を行う校長等と教諭等とのパイプ役を担うとともに、学校組織を円滑に機能させる要の職と位置付けられる。	2 35 37 38
シユ	主権者教育	社会・経済の仕組みを理解し、主体的に社会の形成に参画する、自立した主権者として必要な能力・態度を育成する教育のこと。広義には「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育」とされるが、選挙権年齢の引き下げへの対応が求められる中で、特に政治的主体としての資質や能力を育む観点からは「政治的教養の教育」と同義的に用いられる。公職選挙法改正（平成27年6月）により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことなどを契機に、主権者教育（特に政治的教養の教育）の充実が求められている。	6 24
ジュ	授業改善スクールプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、各学校ごとに生徒の実態や現状に応じて作成された、学校の教育目標及び重点目標の達成に向けての授業改善計画。	9 40
ジュ	授業改善マイプラン	県立高等学校において授業改善が着実に進むよう、授業改善スクールプランに基づき各教員が作成する計画。	9 40
シヨ	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が学校生活に適応できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が継続する状態のこと。	16
シヨ	障害者権利条約	国際連合総会で平成18年12月に採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている。	7
シヨ	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別解消の推進を目的に平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行される。	7

読み	用語名	解説	掲載ページ
ジヨ	情報活用能力	①情報活用の実践力(課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力)、 ②情報の科学的な理解(情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解)、 ③情報社会に参画する態度(社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度)、 から構成される力のこと。	3 22 23
ジヨ	情報モラル教育	情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段(ICT)をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育のこと。	23
シン	芯の通った学校組織	学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織のこと。	2,3 34,35 36,37
ジン	人材バンク	学校や市町村教育委員会がグローバルに活躍する人物を招聘することができるよう、県教育委員会においてリスト化し、マッチングを図るもの。	26
ジン	人事管理システム	人事情報を一元的に管理し、組織的・継続的に利用できるシステムのこと。人事管理資料や人事異動事務のシステム化により統一的にデータ管理を行うことで、人事管理・異動事務の適正化、効率化、迅速化を図る。	2
スウ	スーパーグローバルハイスクール(SGH)	国際化を進める国内の大学、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分上野丘高等学校(平成26年度～)。	18 26 40
スウ	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)	大学や研究機関等と連携してカリキュラムを開発するなど、理数系教育の充実を図る取組を行う高等学校等を文部科学省が指定するもの。県内の指定校は大分舞鶴高等学校(平成17年度～)及び日田高等学校(平成23年度～)。	18 40
スク	スクールカウンセラー	子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するためカウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。	29 30 31
スク	スクールサービスデー	県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象に、休館日を活用して、県立図書館が所蔵する多様な図書資料を使い、図書館ガイダンスや調べ学習などを体験することにより情報活用能力の向上を図る取組。	12
スク	スクールソーシャルワーカー	家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のこと。	31
スタ	スタートカリキュラム	遊びを中心とした幼稚園、保育所、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動に円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。	17
スポ	スポーツ医科学	スポーツを医学的(ドクター等)・科学的(トレーナー・栄養士等)な見地から多面的に研究するとともに、これらの知識や研究成果をスポーツ活動に応用し、機能的能力の維持増進、競技力の向上を図ることを目的とするもの。	51 53
スポ	スポーツ少年団	公益財団法人日本体育協会に属し、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、主となるスポーツ以外にも、野外活動、地域行事への参加、奉仕活動などを行っているスポーツ団体。	51
スポ	スポーツ情報提供システム	誰もがいつでも運動に親しむことができるよう、居住地域の近隣のスポーツ施設、スポーツサークル、スポーツイベント等の情報をウェブ上で検索できるシステムのこと。	50

読み	用語名	解説	掲載ページ
セイ	青少年自立支援センター	青少年のニート・ひきこもり等を対象とした総合相談(電話相談、来所相談)を行う機関。相談を受け、内容に応じて関係機関や支援団体につなぐ。	31
セイ	生徒指導支援チーム	福祉や医療、心理等の専門的な知識や経験を必要とする複雑な生徒指導事案に対応するため、県教育委員会に設置したチームのこと。臨床心理士としての専門的な知識を持つ者がサポートし、早期解決に向けた取組を行う。	29
セイ	生徒指導の3機能	生徒指導は、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための力(自己指導能力)の育成を目指している。そのために、日々の教育活動において、① 児童生徒に自己存在感を与えること、② 共感的人間関係を育成すること、③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意することが求められている。この3点は生徒指導の3機能と言われ、「分かる授業」の成立や一人ひとりの児童生徒の意欲的な学習の成立にも有効とされている。	9
セイ	性同一性障がい	生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的および社会的に別の性別に適合させようとする障がいのこと。	22
セカ	世界農業遺産	国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業・水産業を含む)を認定し、その保全と持続的な利用を図るもの。	23
セン	専門高校	農業・工業・商業・福祉など職業に関する教育を行う高等学校。	19 39
ソウ	総合型クラブおおいたネットワーク	県内の総合型地域スポーツクラブで構成し、クラブ間の情報交換やクラブ交流会の開催、総合型クラブの理解を深める活動を実施している組織。	49
ソウ	総合型地域スポーツクラブ	学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心とした様々な活動を行うクラブのこと。	14 48 49
ソシ	組織マネジメント	校長のリーダーシップの下、ミドルリーダーである主任等が効果的に機能する学校運営体制を構築すること。	35
タイ	体育専科教員	学級担任が全ての教科を担当している小学校において、体育を専門的に指導する教員のこと。	14
タイ	体験的参加型人権学習	一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。身近な人権問題に関連付けさせていくことで人権感覚を高めることを目指している。	23 24
ダイ	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。	40
タテ	タテ持ち	一人の教員が複数学年を担当し、同一教科を担当する複数の教員で協同して授業づくりを行う仕組みのこと。3年間の見通しをもった指導が行いやすくなるのと同時に、教科担当者間で授業の進捗や内容の情報交換等を行うことにより互いを高め合い、学校全体の教科指導力の向上に資することが期待される。	10
チイ	地域人材育成協議会	地域を担う人材を育成するために、地元企業、商工会議所、ハローワーク、商店街組合などの外部委員で組織された会のこと。	18
チイ	地域不登校防止推進教員	県教育委員会が小・中学校の不登校児童生徒の減少を目的として、学校に配置している教員のこと。	30
ツウ	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受けることを「通級による指導」と呼んでおり、こうした教育を行う場のことを指す。本県では、言語障がい、難聴、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)の児童生徒を対象とする通級指導教室を設置している。	20

読み	用語名	解説	掲載ページ
デイ	DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者 (生活の本拠を共にする交際相手も含む) からの暴力のこと。	7
デエ	デートDV	DVは、Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略で、配偶者 (生活の本拠を共にする交際相手も含む) からの暴力のこと。デートDVは高校生や大学生などの若年層の男女間における (交際相手からの) 暴力のこと。	22
デジ	デジタル・アーカイヴ	情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。	47
ドウ	同和問題	日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、現代に至るまで様々な差別を受けている日本固有の人権問題。	7 22
トク	特別支援学級	障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別な教育の場として設置する学級のこと。弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱等の障がいのある児童生徒を対象としている。	20 21
トク	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念に基づく教育のこと。	7 20 21
トク	特別支援教育推進計画	本県の特別支援学校、幼・小・中・高等学校における特別支援教育を充実させることを目的として策定した総合的な計画。5ヶ年計画として、平成20年3月に第一次計画を、平成25年2月に第二次計画を策定した。	2
トク	特別支援教育支援員	幼・小・中・高等学校で、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等の学校における日常生活動作の介助や、学習活動上の支援を行う職員のこと。	21
ニジ	24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子どものSOS全般に悩む本人や保護者等が、夜間休日に関わらずいつでも相談機関に相談できるよう、県教育委員会が運営する専用ダイヤル。	29
ニホ	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。平成27年4月24日に「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」とのストーリーにより、咸宜園跡 (日田市) が旧弘道館 (茨城県水戸市) 等とともに認定された。	47
ニホ	日本ジオパーク	地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取組を行う地域のこと。大地 (Geo) と公園 (Park) を組み合わせた造語。	23
ネツ	ネットいじめ相談窓口	携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを受けた場合に相談できるよう、県教育委員会が運営する相談窓口。	29
パイ	PDCAサイクル	効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案 (Plan) → 実践 (Do) → 検証 (Check) → 改善 (Action) の段階的な活動の循環のこと。	9 35
ファ	ファシリテーター	まとめ役、推進役と訳され、ワークショップ (体験的参加型学習) で、議長役だけでなく学習の素材となるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を担う人のこと。	42
フツ	フツ化物洗口	フツ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし菌予防の効果が認められる。	15
フリ	フリースクール	不登校の子どもを受け入れている民間の団体・施設のこと。	31

読み	用語名	解説	掲載ページ
プロ	プログラミング教育	自らのアイデアをどのようにすれば実現できるのか、論理的に考え、障害を取り除きながら協働し、実行していく力を養うため、コンピュータやプログラミングを使いこなすための基礎的な知識、技能、リテラシーを習得させる教育のこと。	23
ブン	文化財愛護団体	身近な文化財を大切に、郷土を愛する心を涵養することを目的として各地に結成されている団体のこと。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。	47
ブン	文化財保護指導委員	文化財保護法第191条の規定に基づき県教育委員会が委嘱する委員。県内の指定文化財の巡視、所有者等に対する文化財保護に関する指導・助言、地域住民に対する文化財愛護思想に関する普及活動等を行う。	46
ホウ	放課後チャレンジ教室	放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う教室のこと。	35 44
マナ	学びに向かう力	今後の社会の変化を見据えながら、他者と協働し、新しい価値を創造する人材を育成する観点から求められる資質・能力の一つ。具体的には、意欲・集中力・持続力・協働する力等。	9
マナ	学びに向かう学習集団	児童生徒一人ひとりの「学びに向かう力」(意欲・集中力・持続力・協働する力など)が、規律ある落ち着いた雰囲気の下で十分発揮されて学習が展開されるとともに、その学習活動を通して、「学びに向かう力」がさらに向上していく発展的な学級、学年、学校等の集団。	9 26
マナ	まなびの広場おおいた	県が運用する県民のための生涯学習情報提供システムの呼称。学習情報の収集と提供、利用者の学習相談を行っている。	42
マモ	まもメール	大分県警察が提供する、地域の安全に関する情報等のメール配信サービス。	33
メン	メンタルダウン	ストレスにより心身の不調をきたすこと。	38
モク	「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引き	学校の重点目標に基づく授業改善テーマを設定し、PDCAサイクルを機能させることで授業改善を組織的に行うことを目的に、平成27年3月に県教育委員会が策定した手引き。	9
モク	目標達成マネジメント	学校の目標や取組を重点化・焦点化し、その達成に向けて学校全体で短期の検証・改善を繰り返すこと。	34
モン	問題解決的な展開の授業	児童生徒が、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習し、学びの成果等を表現する展開の授業。多くの場合は、1時間あるいは数時間のまとまりのある授業の中で、「課題設定→情報収集→情報の整理・分析→まとめ・発信・交流」という流れで展開される。	9 26
ユウ	有所見率	定期健康診断を受診した教職員のうち、診断結果において「要経過観察」以上の異常があるとされた者の占める割合。	36
ユニ	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等人々の様々な特性や違いを超えて、最初から全ての人々が利用しやすく、そして全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。	7
ユネ	ユネスコエコパーク	ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。	23
ユネ	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体(ASPnet)への加盟校のこと。文部科学省と日本ユネスコ国内委員会は、ESDの推進拠点として位置付けている。	23 27
リュ	留学フェア・留学ガイド	留学に関する事業説明や留学経験者による体験報告、留学斡旋団体による個別説明の機会を設けるもの。また、そうした内容を示したガイドブックのこと。	26

【 教育委員会 協議資料 】

取消訴訟の判決への対応について

平成28年1月26日

教育人事課

1 当事者

(1)控訴人(一審被告) 大分県

(2)被控訴人(一審原告)

2 事件名

教員採用決定取消処分取消等請求控訴事件

3 事件の概要

(1) 大分県教育委員会が平成20年9月8日付けで に対し行った教員採用決定取消処分について、平成21年3月3日同人が、本件採用決定には何ら取消原因となる瑕疵はなく本件取消処分は違法である等とし精神的苦痛を受けたとして、大分県に対し金100万円の損害賠償を請求して大分地方裁判所に提訴し、平成27年6月5日同人は損害賠償額を金770万円に拡張した。

(2) 平成28年1月14日大分地方裁判所において、被告は原告に対し、金400万円を支払え、原告のその余の請求をいずれも棄却する、訴訟費用はこれを二分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とするとの判決があった。

判決の結果は別紙のとおり

4 訴訟遂行の方針

- (1) 福岡高等裁判所に控訴する。
- (2) 必要がある場合は上告し、和解する。

5 控訴を行おうとする理由

- ・ 判決では、取消処分に至る一連の県の主張が認められているものの、高額な慰謝料等が認定されていることから、上級審の判断を求めたいと考えている。
- ・ なお、現在、福岡高等裁判所で別事件が審理されており、損害賠償等において当該訴訟と同一の面を有している。

以上

取消訴訟の判決について（報告）

平成28年1月19日
教育人事課

- 1 事件名 教員採用決定取消処分取消等請求事件（第一審）
- 2 判決期日 平成28年1月14日（於：大分地方裁判所）
- 3 当事者 【原告】
【被告】大分県
- 4 原告の請求の趣旨
 - ① 教育委員会が行った平成20年9月8日付け採用決定取消処分（以下「本件取消処分」という）の取消しを求める。
 - ② 原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料等として770万円を支払え。
- 5 判決の結果
 - (1) 主文
 - ・ 被告は、原告に対し、400万円を支払え。
 - ・ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
 - (2) 事実認定
 - ・ 平成20年度選考試験において、当時の教育審議監に対し、大分大学教授から、原告を含む同教授の勉強会に参加していた学生について口利き依頼がされた結果、原告については、二次試験の成績に 点が加えられるという改ざん行為がされ、本来 位であった順位も合格水準を上回る 位の成績を収めたものとして合格判定がされた。
 - (3) 争点に対する判断
 - ① 本件採用の違法性について
 - ・ 本件採用については、重要な事実の基礎を欠く場合や、その判断が著しく合理性を欠くなど社会通念上看過し得ない瑕疵がある場合に限り、裁量の範囲を超え、又は濫用したものとして違法になる。
 - ・ 本件採用は、唯一の判断資料である本件選考試験の成績という重大な事実についての基礎を欠き、しかも、上記口利きにより合否判定が歪められており、社会通念に照らしても看過できるものではなく、裁量権を逸脱し又は濫用したものとして違法である。
 - ② 本件取消処分の適法性について
 - ・ 本件取消処分が適法か否かは、本件採用を維持することによる公益上の不利益と、これを取り消されることによる原告の不利益との比較衡量による。
 - ・ 本件採用を維持することによる公益上の不利益は、原告が被る不利益と比較しても重大であり、本件採用を維持することは公共の福祉の観点に照らし、著しく相当性を欠くから、本件取消処分は適法である。
 - ③ 国家賠償法上の違法性について
 - ・ 本件取消処分が違法であるとは認めがたいが、取り消された本件採用は、上記の改ざん行為に基づいており、地方公務員法15条に反する処分である。
 - ・ 取り消さざるを得なかったような本件採用は、県教委の内部において、違法行為が横行する中で行われたものであり、教諭を目指して真摯に取り組んでいた原告らの信頼を裏切るものであって、到底許されるものではなく、その違法性は重大であり、これは慰謝料額を算定する上でも特に重視されるべき事情といえる。

以上